

平成24年度版 倉敷の環境白書



倉 敷 市

倉敷市民憲章

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と
母なる高梁川にはぐくまれ、
古い伝統と洋々たる未来にかがやく
倉敷市民の誇りをこめて

- 1 自然を生かし、
緑と花のあるきれいな環境をつくれます。
- 1 人間をたいせつにし、青少年には夢、
老人には安らぎのある
あたたかい社会をつくれます。
- 1 秩序を守り、平和で安全なまちをつくれます。
- 1 働くことによるこびをもち、
明るく健康な家庭をつくれます。
- 1 教養を高め、世界と通じ、
個性ある文化をつくれます。

(昭和 47 年 2 月 1 日制定)

市 木 : くすのき (昭和 46 年 12 月 1 日制定)

市 花 : ふ じ (")

市の鳥 : カワセミ (平成 15 年 3 月 24 日制定)

はじめに



倉敷市は、風光明媚な瀬戸内海と清流豊かな高梁川から様々な恩恵を受け、「晴れの国」という恵まれた気候のなか、伝統と文化が調和し、産業が栄えるまちとして発展してきました。

先人たちが築いてきたすばらしい環境とそこからもたらされる豊かな恵みは、私たちのかけがえのない財産であり、より良い形で次の世代へ引き継ぐことが私たちに与えられた責務であります。

しかし、近年私たちが便利で快適な生活に慣れ、資源、エネルギーを大量に消費した結果、自然環境の破壊や地球温暖化の進行など、環境への負荷を増大させ、私たちはいま深刻な環境問題に直面しています。さらに、東日本大震災を経験し、今後のエネルギーのあり方も問われています。将来に向け、持続可能な社会を築くためには、私たち一人ひとりがこうした問題を認識したうえで、省資源・省エネルギー型のライフスタイルに切り替えていくことや、豊かで多様な自然環境をとり戻すために保全・再生を行っていくことなど、自ら進んで環境問題に取り組んでいく必要があります。

本市では、これらの環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 12 年度に「倉敷市環境基本計画」を定め、望ましい環境像の実現を目指してきました。さらに、環境を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、前計画を全面的に見直し、基本目標に「地球温暖化対策の取り組み」、施策に「環境と地域経済の調和」や「子どもの環境教育」などを加え、平成 23 年 3 月に「倉敷市第二次環境基本計画」を策定し、向こう 10 年間の取り組みをスタートさせました。

実施に際しては、行政とともに市民、NPO、事業者などの皆さま方と手を携えて、市民一人ひとりが環境保全活動に取り組むまち、「環境最先端都市」の実現を目指してまいります。

本書は、平成 23 年度の本市における環境の現状や環境基本計画の進捗状況などについてまとめたものであります。本書が幅広く活用され、皆さまの環境問題に対する認識を深め、環境保全の取り組みが推進されるための一助となれば幸いです。

平成 25 年 (2013 年) 1 月

倉敷市長 伊 東 香 織

< 目 次 >

第 1 部 倉敷市の環境行政と概況

第 1 章 倉敷市の環境行政

1 倉敷市環境基本条例	1
2 環境基本計画	1
3 指標・目標値の設定	4
4 計画の推進と進行管理	4
5 環境に関する市民の関心	5
6 環境行政経費	8

第 2 章 倉敷市の概況

1 自然条件・人口・産業	9
2 倉敷市の環境(公害)行政の推移	11

第 2 部 環境施策の推進

第 1 章 環境と地域の社会・経済との調和が 保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有し ているまち

1 自然環境の保全	14
2 緑の保全、緑化の推進	20
3 景観づくり	22
4 環境と地域経済の調和	25

第 2 章 水と空気と大地がきれいで、安心し て暮らせるまち

1 水環境の保全	28
2 大気環境の保全	38
3 生活環境	48

第 3 章 リデュース、リユース、リサイクル が徹底され、循環型社会が形成されたまち

1 ごみの排出抑制	59
2 廃棄物の適正処理	63

第 4 章 地球温暖化対策の取組により、低炭 素社会が形成されたまち

1 温室効果ガス削減	72
2 再生可能エネルギーの導入	76

第 5 章 市民一人ひとりが、環境意識を持ち 行動するまち

1 市民全体の学習	82
2 子どもの環境教育	95

第 3 部 環境施策の進捗状況

第 1 章 環境施策の進捗状況

1 国における環境政策の動向	97
2 実施計画の進行管理について	99

用語の解説： 本文中の太字*の用語は 129 ページから 135 ページに解説を掲載しています。

第1部

倉敷市の 環境行政と概況

第1章 倉敷市の環境行政

はじめに

この環境白書は、本市の環境行政の指針となる第二次環境基本計画に掲げられた、環境の保全等に関する施策の進捗状況を取りまとめた年次報告書です。

1 倉敷市環境基本条例

本市では、「環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」を目的として、平成11年12月に倉敷市環境基本条例を制定しました。

本条例では、環境の保全についての基本理念や、市、事業者、市民のそれぞれの責務を定めるとともに、施策の基本方針を明らかにしています。また、この条例のなかで、市が策定する環境基本計画を公表することや環境の状況及び環境の保全等に関する施策等について年次報告書(環境白書)を作成し公表することを規定しています。

◇ 基本理念

- 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と継承
- すべての者の参加のもと、環境への負荷の少ない、持続的に発展する社会の実現
- 地域の環境保全を通じての地球環境保全への貢献

2 環境基本計画

環境基本計画は、環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と回復及び創造に関する施策を、将来にわたって総合的かつ計画的に推進していくための基本的な指針として策定しています。本市最初の環境基本計画は、平成12年2月に策定しましたが、10年間の計画期間を満了したため、現在は平成23年度に策定した倉敷市第二次環境基本計画をもとに、施策を進行しています。

◇ 改定等履歴

平成12年2月	倉敷市環境基本計画	策定
平成19年3月	〃	改定(船穂町・真備町の合併)
平成23年2月	〃	計画期間満了
平成23年3月	倉敷市第二次環境基本計画	策定

（１）計画の基本項目

計画の位置づけ

環境基本条例に基づき、本市が実施すべき環境保全に関する各種施策の基本的方向や目標及び市、事業者、市民の各主体の役割などを示しています。

計画の対象範囲

- 自然環境…… 植生・植物、動物、生態系、生物多様性、ふれあい等
- 都市環境…… 景観、歴史的町並み、緑化等
- 生活環境…… 大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物等
- 地球環境…… 温暖化対策、再生可能エネルギー導入等

計画期間

平成23年3月策定の第二次環境基本計画の計画期間は、平成32年度(2020年度)までです。

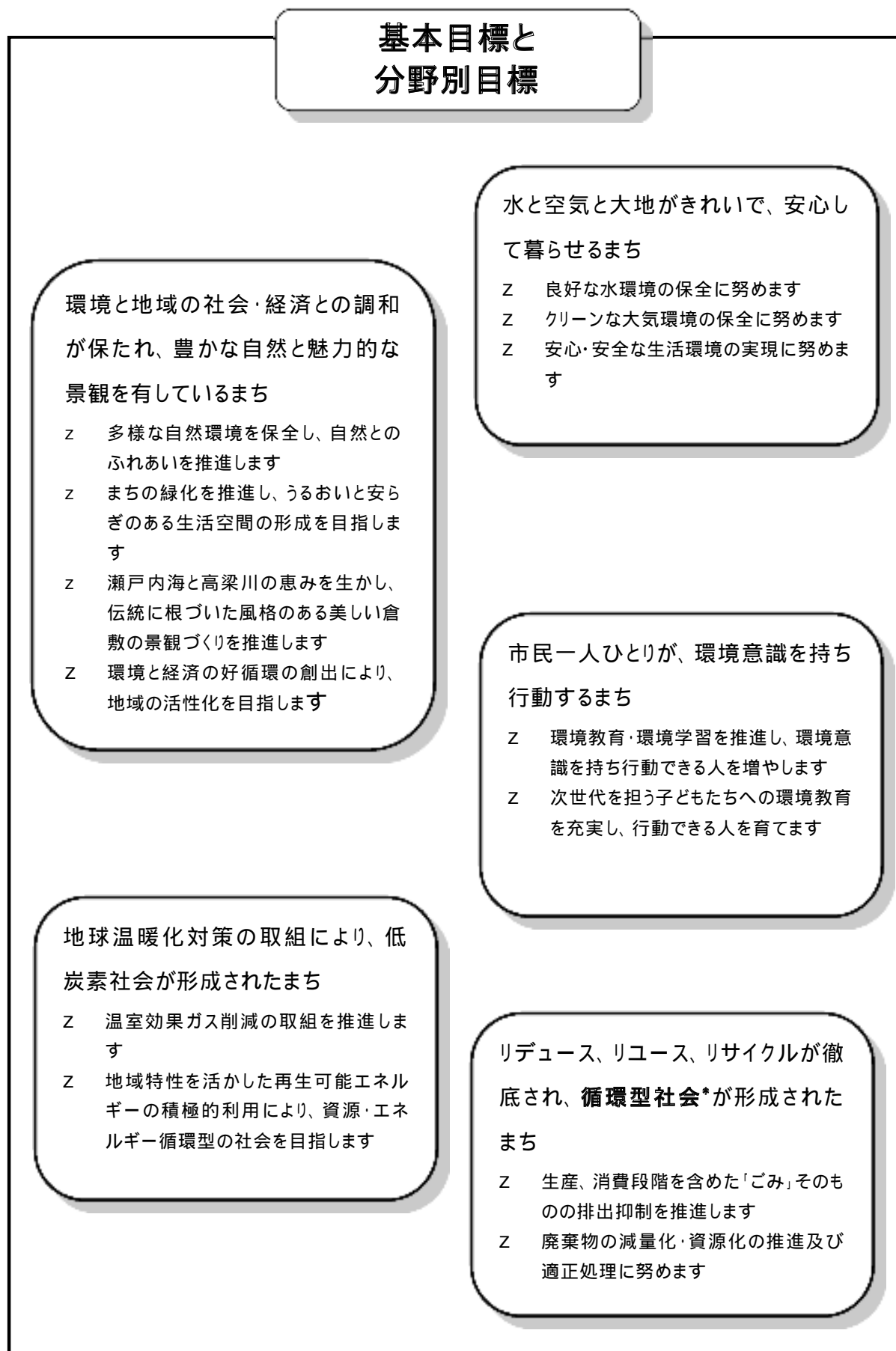
（２）計画の基本目標・分野別目標

本計画は、環境基本条例の基本理念を受けて、本市が目指す10年後の望ましい環境像と、環境像を実現するための基本目標及び分野別目標を設定しています。

◇ 望ましい環境像

自然と人が共生し
未来につなぐ
健全で恵み豊かな環境

◇ 望ましい環境像を実現するための基本目標と分野別目標



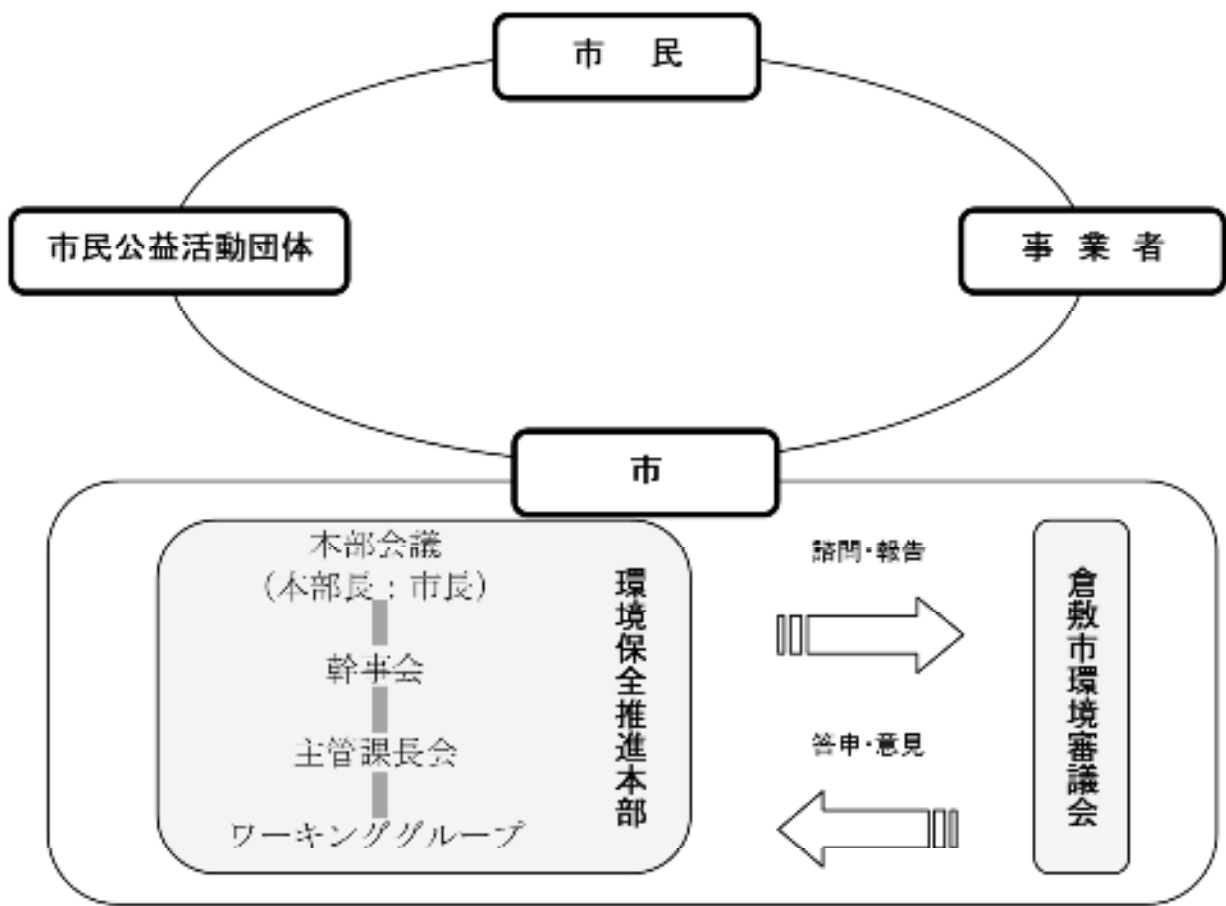
3 指標・目標値の設定

基本目標及び分野別目標の達成状況の把握のため、指標を定め、5年後、10年後の目標値として「めざそう値」を設定しています。指標の達成状況は、数量等の実績だけでなく、毎年度実施する市民アンケート結果に基づき満足度等を数値化したものも含んでおり、市民感覚を反映したものとなっています。

4 計画の推進と進行管理

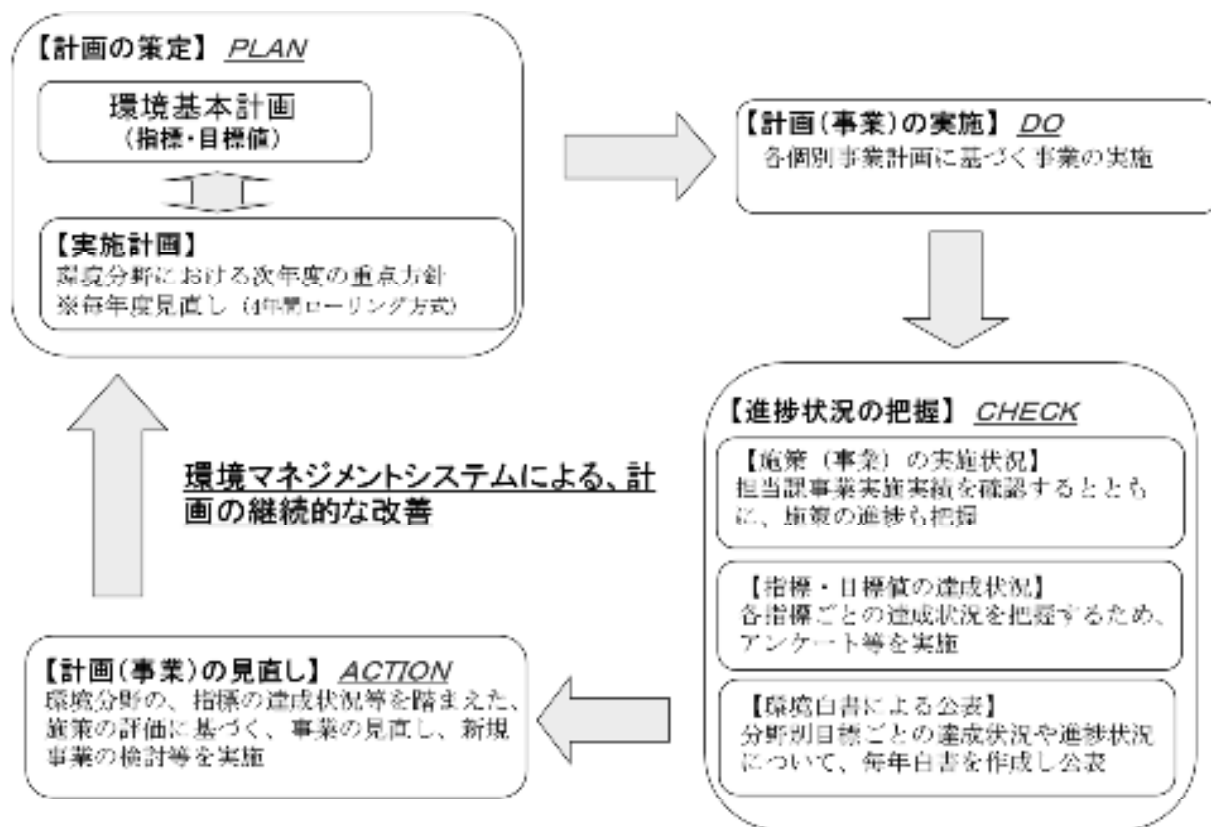
設定した5つの基本目標に応じた分野別目標の推進のため、関係機関と連携して計画期間内でめざそう値の達成を目指します。

（1）推進体制



《2》計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、「計画の策定(P L A N)」・「事業の実施(D O)」・「進捗状況の把握(C H E C K)」・「計画の見直し(A C T I O N)」の一連のP D C Aサイクル*により管理し、事業や実施状況を継続的に改善することで、計画に掲げた目標の実現を目指します。



5 環境に関する市民の関心

環境基本計画にかかげる目標値の平成23年度の達成状況の把握のため、平成24年1月に市民3,500人(回答者数1,639人)に対し行ったアンケートにおいて、市民の方の環境についての意識や環境についての満足度及び重要度を把握する調査を実施しました。

その結果、環境基本計画の各目標の中で重要であると回答した割合の高い項目は、「次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てる」(13.4%)、「安心安全な生活環境の実現に努めます」(13.0%)、「クリーンな大気環境の保全に努めます」(11.8%)、「良好な水環境の保全に努めます」(11.3%)でした。

また、各目標の中で現状において効果が上がっている、つまり現状に満足していると回答した割合の高い項目は、「まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します」(18.6%)、「良好な水環境の保全に努めます」(10.6%)、「瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します」(10.2%)との結果でした。反対に温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの利用及び環境教育分野に関しては、満足度が低い結果となりました。

これらの市民アンケート結果及び倉敷市環境審議会でのご意見等をもとに、市の施策の修正を適宜実施することで、行政からだけの目線に偏らず、市民ニーズ及び専門家の知見等も取り入れることが可能となり、総合的・包括的な環境課題の解決につながっていくと考えています。

◇ 市民アンケート調査結果

【環境基本計画「めざそう値」平成23年度市民アンケート結果より】

項 目 名	重要であると回答した方の割合(%)	現状で効果が上がっている(満足である)と回答した方の割合(%)
多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	6.7%	7.7%
まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します	7.1%	18.6%
瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	7.2%	10.2%
環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します	4.8%	3.4%
良好な水環境の保全に努めます	11.3%	10.6%

第1部 倉敷市の環境行政と概況

第1章 倉敷市の環境行政

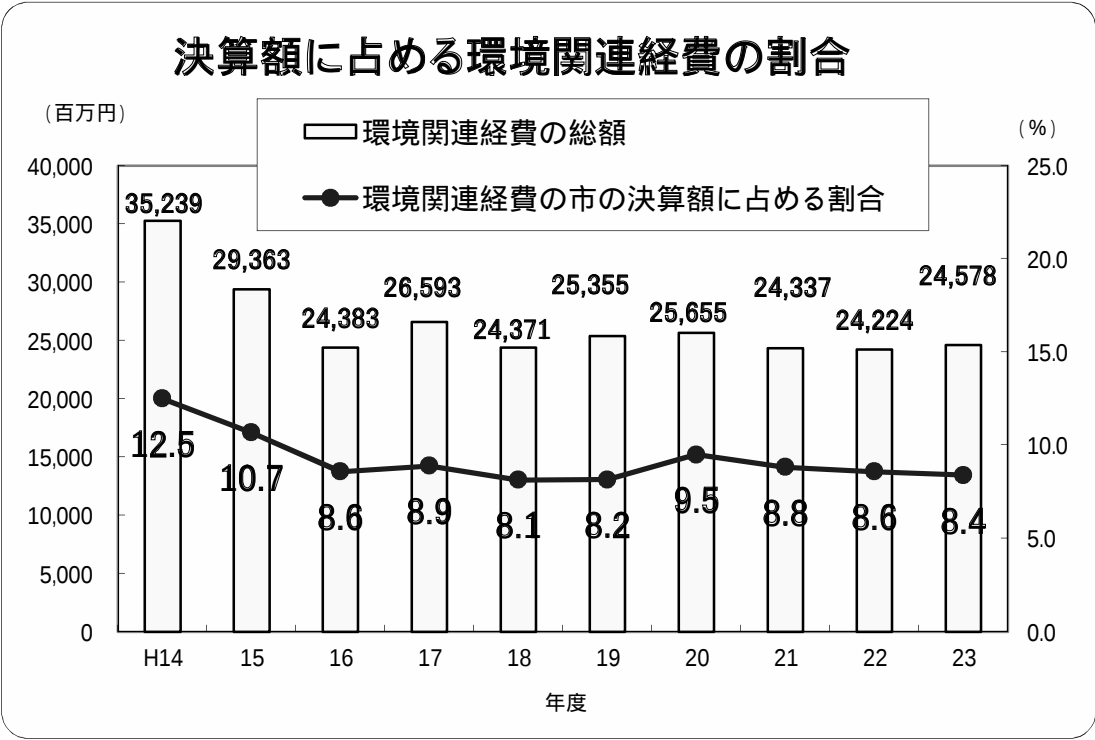
項 目 名	重要であると回答した方の割合 (%)	現状で効果が上がっている(満足である)と回答した方の割合 (%)
クリーンな大気環境の保全に努めます	11.8%	8.0%
安心・安全な生活環境の実現に努めます	13.0%	8.0%
生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します	5.1%	9.0%
廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます	5.6%	9.6%
温室効果ガス削減の取組を推進します	4.4%	3.1%
地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します	5.9%	4.1%
環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします	3.6%	2.9%
次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます	13.4%	4.8%

アンケート調査有効回答数:1,639 件 上記数字は、重要、満足と思うものを各人3項目選択

6 環境行政経費

本市では、様々な環境保全に関する施策に取り組んでおり、平成 23 年度の本市の決算額に占める環境関係経費の割合は 8.4%でした。近年、本市の決算額に占める環境関係経費の総額は横ばいですが、環境関連経費の割合は次第に減る傾向にあります。

良好な環境を維持していくためには、多くの経費が必要ですが、限られた予算のなかで、より大きな成果が得られるように進捗状況の確認を行い、めざそう値の達成ができるよう各種計画を立て、事業を推進しています。



第2章 倉敷市の概況

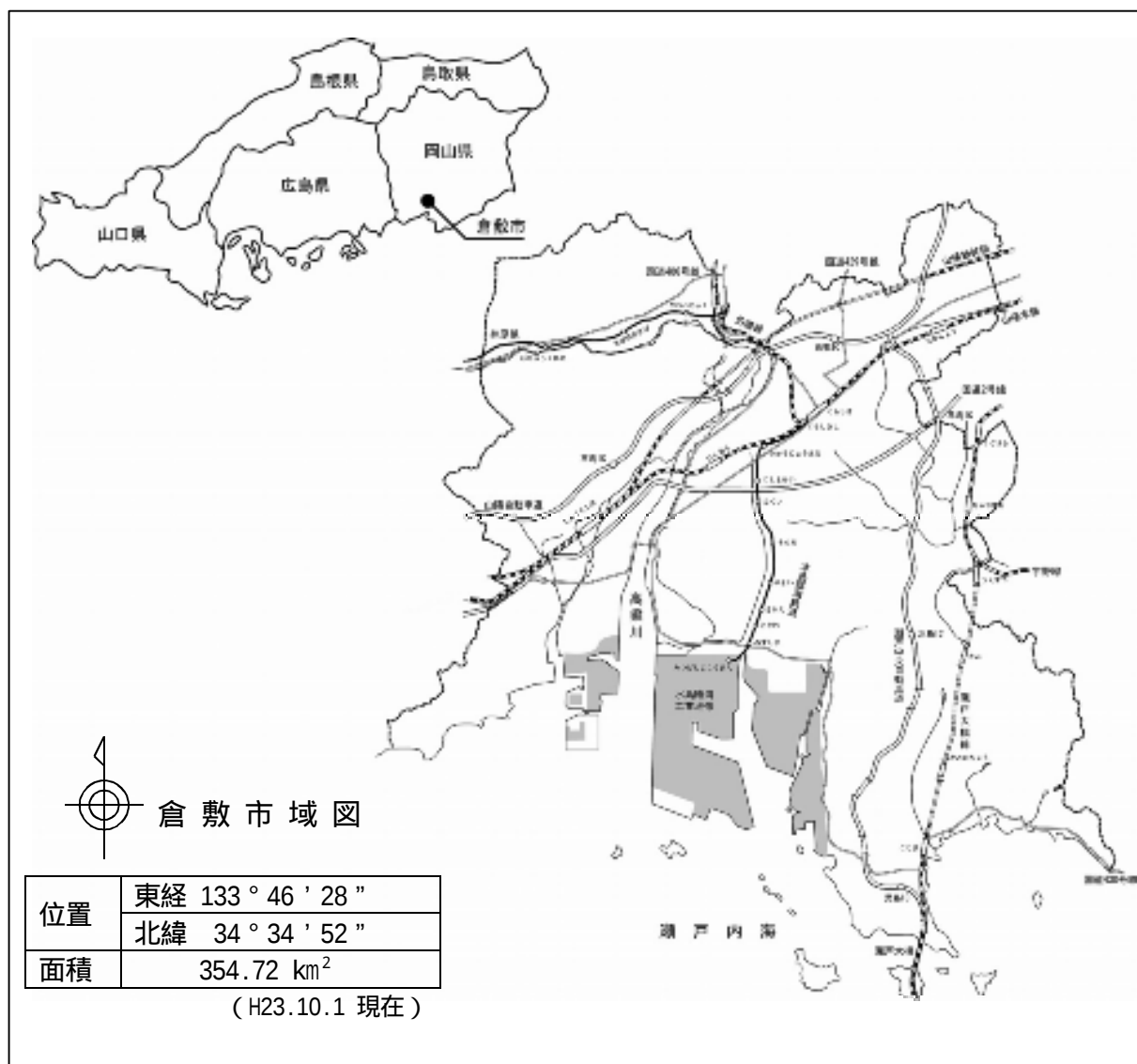
私たちは豊かな環境に恵まれて生活しています。そして、このかけがえのない豊かな環境をまもり、次世代に引き継いでいくことは私たちの責務です。

この第2章では、倉敷市の豊かなかけがえのない環境、また、その恩恵のなかで維持している私たちの生活や産業の概況を見ていきましょう。

1 自然条件・人口・産業

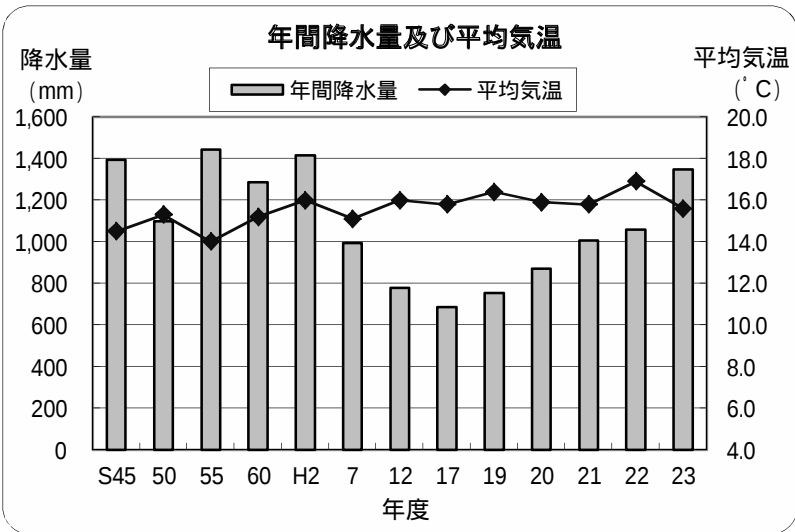
本市は、岡山県の南部、備中平野のほぼ中央、瀬戸内海に面した高梁川の河口に位置し、高梁川の河口から広がった干拓地と、その結果、陸続きになったかつての島々からなっています。

古くから瀬戸内海に開く海運都市であり、その周辺地域には、農業・水産業・繊維産業などが栄えました。現在は水島臨海工業地帯を有する重化学工業都市として、また、伝統的建造物群のある文化観光都市として歩んでいます。



◇ 気 象

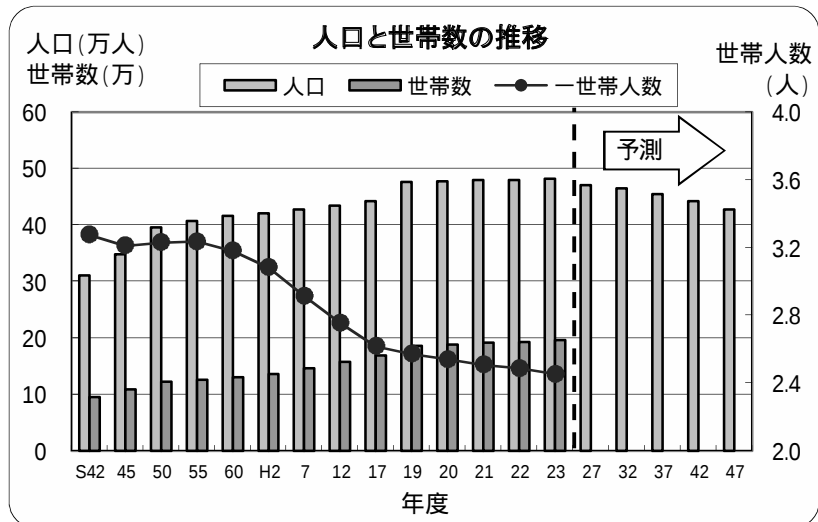
本市の気候は、年間を通しておだやかで、晴天日数が多い瀬戸内海式気候に属しています。降水量は、1,000mm 前後で梅雨と台風の時期に集中し、その他の時期は少ないことから、夏季に雨が少ない年には、渇水になることがあります。(出典：倉敷市統計書)



◇ 人口と世帯数

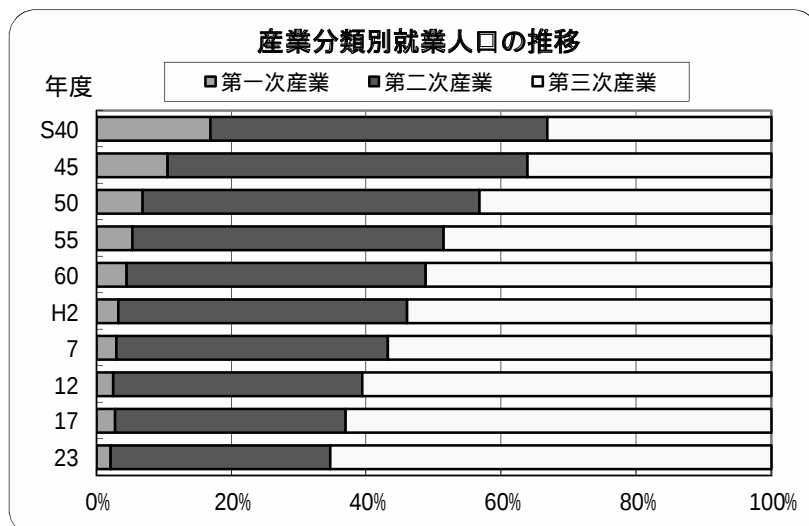
本市の人口は、平成 17 年の船穂町・真備町との合併により約 47 万人となり、現在約 48 万人です。

また、本市の人口推移は、平成 20 年度の国立社会保障・人口問題研究所の調査にて、徐々に減少していくと予測されています。



◇ 産業構造

昭和 45 年には 50% を超えていた第二次産業就業人口も全国的な産業構造の変化とともに減少し、サービス業等の第三次産業就業人口が増加しています。(出典：国勢調査)



2 倉敷市の環境（公害）行政の推移

本市の環境行政は、日本有数の水島コンビナートと無縁ではありません。第二次世界大戦後、昭和30年代に入って多くの工場が操業を開始し、水島コンビナートを形成するようになりました。工場の操業に伴う公害に対処するため、昭和38年に民生部保健衛生課に公害担当を配置したのが本市の公害（環境）保全行政の始まりです。

昭和40年に当時全国シェアの半分以上を占めていた、畳表の原料であるイ草の先枯れが問題となり、昭和42年には企画部公害課を組織しました。その後、慢性気管支炎患者など公害認定患者が増加する中、昭和45年に公害監視センター（現、環境監視センター）を設置し、大気汚染や水質汚濁の監視体制を整えました。昭和47年には公害対策部を新設し、公害の克服に積極的に取り組みました。本市は昭和50年に公害健康被害補償法の第一種地域指定を受けるとともに、公害保健課を設置し、公害健康被害者に対する支援を行いました。

公害防止対策として、昭和49年に水島コンビナート全体の硫黄酸化物（ SO_x ）の総量を規制する総量規制を実施するとともに、企業も公害対策を積極的に推進し、昭和50年代以降は徐々に環境が改善されてきました。その一方、自動車排ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁といった、市民生活による環境への影響が拡大し、公害問題から環境問題へとと言われる中、平成5年に公害規制課から環境保全課へと改称されました。

平成11年12月には、本市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として倉敷市環境基本条例を制定し、その条例に基づき平成12年2月に本市の環境行政の指針となる「倉敷市環境基本計画」を定めました。

本市は平成13年度に保健所政令市、14年度に中核市へ移行し、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物処理などの環境保全に関する事務のうち、県が所管していた権限が市に委譲され、市の一貫した体制で規制業務が行えるようになり、総合的な環境対策を進める体制ができました。

また、地球温暖化対策を推進するため、平成21年4月に環境政策課内に地球温暖化対策室を設け、全庁で地球温暖化対策に取り組む体制を整備しました。そして、平成24年4月には市の環境教育の拠点となる環境学習センターを水島地区にある環境交流スクエア内に設けるとともに、福田町古新田にあった環境監視センターも同所に移転しました。

平成24年4月1日現在、本市の環境保全行政を担う組織である環境政策部環境政策課内には、環境管理係、大気・騒音係、水質係、自然保護係、地球温暖化対策室、環境監視センター、環境学習センターの4係、1室、2センターがあり、公害苦情処理、企業への立ち入り調査、環境測定、環境教育などを行っています。

第2部

環境施策の推進

第2部 環境施策の推進では、倉敷市環境基本計画で掲げている環境基本計画の5つの基本目標の体系に従って、平成23年度の本市の環境の現状と環境基本計画の実施状況を報告します。また、基本となる各種データは資料編として別冊にまとめています。

5つの基本目標と分野別目標

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

- Ｚ 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します
- Ｚ まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します
- Ｚ 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します
- Ｚ 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

- Ｚ 良好な水環境の保全に努めます
- Ｚ クリーンな大気環境の保全に努めます
- Ｚ 安心・安全な生活環境の実現に努めます

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

- Ｚ 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します
- Ｚ 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

- Ｚ 温室効果ガス削減の取組を推進します
- Ｚ 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

- Ｚ 環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします
- Ｚ 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

第1章

環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

本市は、岡山県の西部を流れる県内3大河川の一つである高梁川兩岸に開けた広い平野部と、北部から北西部に連なる丘陵地帯からなり、南は瀬戸内海に面しています。おだやかな気候に恵まれ、恵み豊かな自然と、それと一体となった都市環境は、多種多様な動植物を育てています。

多種多様な動植物が生息している健全な環境は、私たちヒトを含むすべての生命が存立する基盤であり、将来にわたって暮らしの安全性を保証します。また、食文化、工芸、祭りなど、豊かな文化の根源となるものです。

市域の生物多様性*の保全と、自然と私たちヒトとの共生を目指して、倉敷市環境基本計画の基本目標の一つである「環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち」を目標に掲げ、さまざまな取り組みを行っています。実行計画として平成23年度に「倉敷市自然環境保全実施計画(くらしきネイチャープラン 2011～2020)」を策定し、次の事業を実施しています。

□倉敷市の自然環境の特徴□

植生は照葉樹林帯に位置していますが、農耕、炭焼き等による過去の伐採によって二次林*のアカマツ林及びコナラ、アベマキ林が多くを占めています。

記録されている維管束植物*^{いかんそくしよくぶつ}は約1,450種類です。

動物については、哺乳類が約20種確認されており、大型獣ではイノシシ、中型獣ではキツネ、タヌキ、小型獣ではノウサギ、イタチなどが生息しています。

鳥類は約230種が確認されています。

両生類・ハ虫類では27種が確認されており、ナゴヤダルマガエル(ダルマガエル)、カスミサンショウウオなど希少な種も生息しています。

淡水魚類は約70種が確認されており、スイゲンゼニタナゴ、イチモンジタナゴ、カワバタモロコなど希少な種も生息しています。

昆虫類は約2,800種、クモ類は約150種が確認されています。

1 自然環境の保全

1-1 身近な自然と水辺の保全

「自然」と聞いて、どこを思い浮かべますか。奥深い森でしょうか。それとも、生きものが豊富な海でしょうか。あなたのまわりをちょっと見回してみてください。人為的な改変が進む私たちの暮らすまちの中にも動植物は生息しており、「身近な自然」はどこにでも存在します。

川や池、田んぼなど環境の変化に富んだ水辺は、生き物に水、食物、安全な隠れ場所を提供していると同時に、生き物が水の中の有機物を分解するので、多くの生き物が生息している水辺では水がきれいな状態に保たれます。

しかし近年、水の利用や災害の防止を優先した護岸整備をすすめてきた結果、私たちにとって生き物とふれあえる貴重な場であった水辺は、生き物にとってはすみにくく、人間も近づきにくくなったことで関心も薄くなってきたようです。

このような身近な生物や自然について、市民が理解を深めたり、関心を取り戻し、ふれあう機会を増やすために、次の事業を行いました。

《1》自然環境調査の実施

倉敷市立自然史博物館が主体となり、市内の自然環境の調査を行っています。平成23年度は、山系では、中庄、林、里山環境では二子、生坂、海岸では玉島黒崎の各地区で調査を行いました。

《2》河川・用水路の整備における生物への配慮

治水上の安全や流量を確保しながら、身近な生物が生息しやすい環境を創出するため、水路改修時に魚巢の設置を行うなど、自然環境に配慮した整備を行いました。

《3》啓発用冊子

自然保護意識の啓発及び観察の手引きとなるよう市内の自然を紹介する冊子を現在9種類作成しています。平成23年度は、平成20年度に発行した「くらしきの淡水魚」を活用し、NPO法人の協力を得ながら市内の小中学校3校で出張講座を実施しました。



『くらしきの淡水魚』出張講座の様子

啓発用冊子一覧

冊子名	発行年度	冊子名	発行年度
くらしきの自然	平成 2 年度	くらしきの両生類	平成 7 年度
くらしきの野鳥	平成 3 年度	くらしきのトンボ	平成 8 年度
くらしきの昆虫	平成 4 年度	くらしきの水草	平成 10 年度
くらしきの植物 —校庭の雑草—	平成 5 年度	倉敷の探鳥コース	平成 18 年度
		くらしきの淡水魚	平成 20 年度

《 4 》 倉敷のいわれのある井戸・湧水

井戸や湧水に対して関心を持っていただき、次の世代に優れた水環境を受け継いでいくため、地域で親しまれ、活用されてきた井戸や湧水を「倉敷のいわれのある井戸・湧水」として紹介しています。平成 23 年度末現在、18 ヲ所を選定しています。選定した井戸や湧水については、環境政策課ホームページで紹介しています。

《 5 》 倉敷市自然保護監視員

倉敷市自然環境保全条例の規定に基づいて自然保護監視員を委嘱し、自然環境の保全と回復に関する施策への協力や情報提供をいただいております。いただいた情報については、市のホームページにも「自然保護監視員便り」として掲載しています。各中学校区程度を基準に選出し、任期は 2 年です。平成 23 年度は、研修会と自然観察会を行いました。研修会は、海岸の生き物について学習しました。自然観察会は種松山山頂公園と種松山野草園で実施し、野鳥や野草などについて学びました。

《 6 》 開発行為事前協議

開発行為などの事前協議において、事業者希少野生生物への配慮、生活環境の保全、法面の緑化などに関する指導を行っています。平成 23 年度は 164 件の協議を行い、このうち 3 件について、野生生物の保護などについて要請しました。

《 7 》 自然環境保全マニュアル研修会

市で策定した自然環境保全マニュアルを活用し、公共工事に関係する市職員を対象とした研修を行っています。平成 23 年度はこの研修と合わせ、川の生態系保全などに役立つ技術である「水辺の小わざ」に関する講演会を一般公開で行いました。

1-2 希少野生生物の生息・生存環境の保全

本市は多様な自然環境に恵まれ、多くの野生生物が生息しています。その中には、全国的にも希少な種が含まれています。しかし、水辺に生息している種を中心に、人為的な改変等により、その個体数を減らしている状況にあります。

これらの種の保護のためには、生息地の保全のみならず、餌となる生き物を含めた生態系全体の保全が必要です。生息場所を保全するとともに、地域ぐるみで保全できる体制にむけての準備となる事業を実施しました。

《1》スイゲンゼニタナゴ

スイゲンゼニタナゴは、環境省のレッドデータブック*で絶滅危惧 A類、岡山県のレッドデータブックで絶滅危惧 類に指定されています。種の保存法*では、国内希少野生動植物種に指定されています。



スイゲンゼニタナゴ

生息地の保全のため、水路改修等の際には専門家のアドバイスを心得て関係各課と協議を行いながら事業を進めています。平成 23 年度は、生息・生育環境に配慮した水路改修工事を 1 件実施したほか、民間の開発事業においても工事に伴う影響を抑えるため、2 件の配慮要望をおこないました。

《2》ミズアオイ

ミズアオイは、環境省のレッドデータブックで準絶滅危惧、岡山県のレッドデータブックで絶滅危惧 類に指定されています。また、岡山県希少野生動植物保護条例の指定種です。岡山県内で毎年生育が確認されるのは、倉敷川河畔の保全地区だけです。



ミズアオイ

平成 23 年度は、倉敷市立自然史博物館友の会と協力して除草作業やスクミリンゴガイ、ヌートリアなど外来生物の駆除を行った結果、見事な花を咲かせました。これに併せて 9 月には、倉敷市立自然史博物館友の会との共催でミズアオイ観察会を開催し、昆虫、魚類、植物などミズアオイだけでなく保全地区にすむ生きもの観察を行いました。

《 3 》 ナゴヤダルマガエル 《ダルマガエル》

ダルマガエルは、環境省のレッドデータブックで絶滅危惧 B類、岡山県のレッドデータブックで絶滅危惧 類に指定されています。

生息地の保全のため、水路改修・水田埋め立て等の際には専門家のアドバイスを心得て関係事業者と協議を行いながら事業を進めています。



ナゴヤダルマガエル
《ダルマガエル》

《 4 》 シラガブドウ

シラガブドウは環境省のレッドデータブックで絶滅危惧 B類、岡山県のレッドデータブックで留意種に指定されています。高梁川流域のみに分布する野生ブドウの仲間です。

市内ではごく少なくなってしまったため、船穂町愛宕山公園内および堆肥化施設内にシラガブドウ保護地を設け、保護に努めています。



シラガブドウ保護地

《 5 》 外来生物

倉敷市内には外来生物法*の特定外来生物*に指定されているオオキンケイギク、ヌートリア、オオクチバスをはじめ、多くの外来生物が生息しています。このため、各種イベントや出前講座、広報誌などを通じて啓発に努めています。

また、水稻に被害を及ぼすスクミリンゴガイについては広報紙などで対策方法を周知するとともに、駆除事業を実施しました。



オオキンケイギク



オオクチバス
《ブラックバス》

1-3 自然とのふれあいの促進

自然環境や生物に対する配慮は、それらとふれあいをもつこと、親しむことから生まれます。本市では環境月間行事の海辺教室、水辺教室(後述)をはじめ、自然観察会(後述)など、自然とふれあい、学べる場を提供する事業を行っています。

《1》美しい森・ふれあいの森管理事業

「倉敷美しい森」(曾原)、「真備美しい森」(真備町市場)、「ふれあいの森」(児島上の町)、「船穂町ふれあいの森(愛宕山公園)」(船穂町水江)が、身近な生き物とふれあい、観察できる場所として整備されています。

《2》種松山野草園管理

大規模工事に伴って自生地が影響を受けたり、消滅したりすることが予想される開発予定地のサギソウ、トキソウなどの湿生植物を保護するため、種松山地内市所有地の一角、約 4,300 m²を野草移植地として整備しています。管理については、市民団体へ委託しています。



サギソウ

《3》探鳥コースの設置

野鳥観察の参考となるように、探鳥コースを設定しています。平成 23 年度末現在、市内の探鳥コースは次の 12 ヵ所です。

市内の探鳥コース設定状況

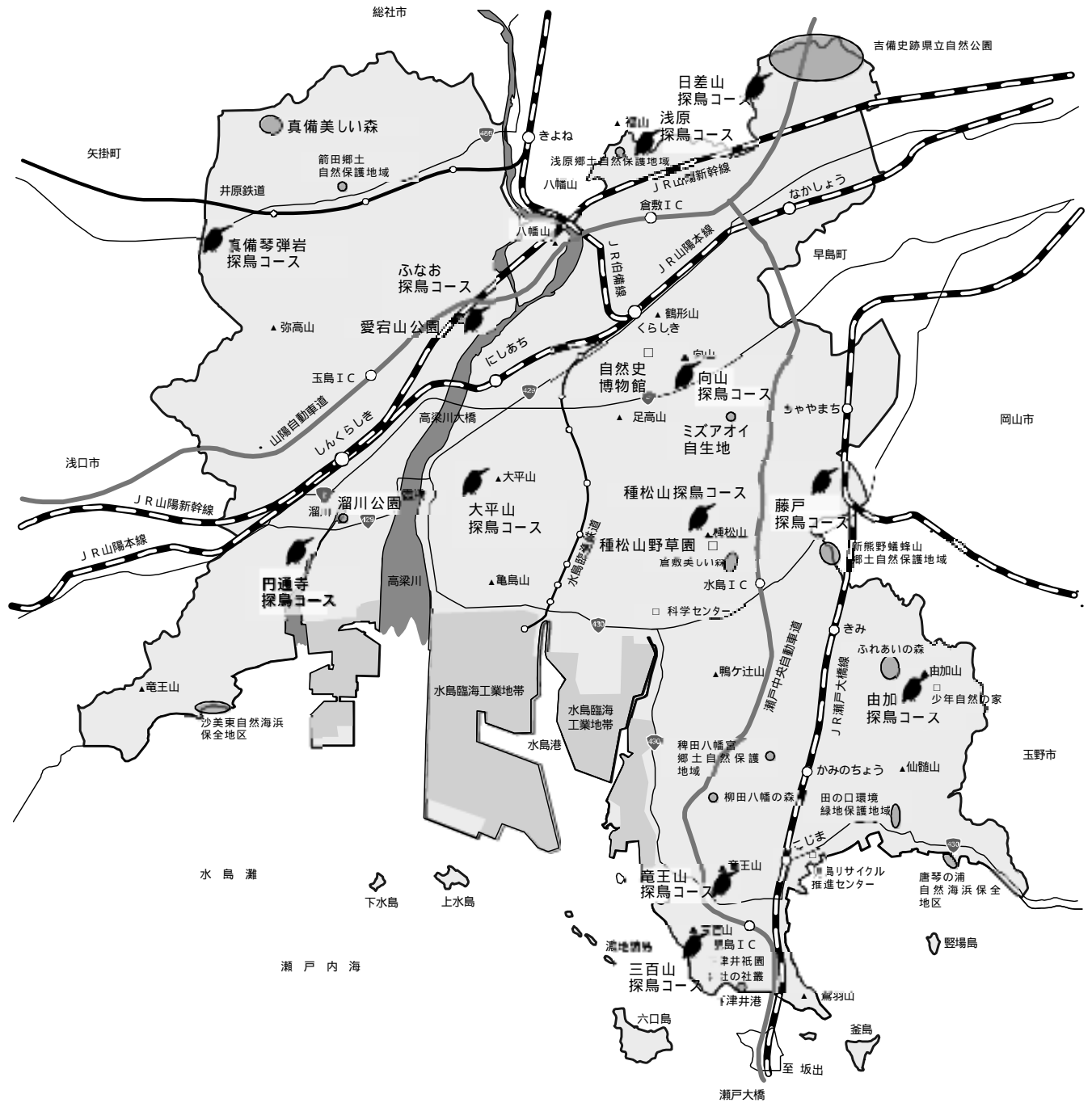
コース名	案内板設置場所	コース名	案内板設置場所
由加山コース	由加山駐車場	向山コース	ユースホステル前
円通寺コース	円通寺公園	三百山コース	オの峠配水塔入り口
日差山コース	日差山境内	真備琴弾岩コース	真備町琴弾岩横
竜王山コース	朝日観音参道	ふなおコース	ふなおワイナリー 駐車場
藤戸コース	藤戸寺入り口		
浅原コース	安養寺駐車場	大平山コース	大平山トンネル北側 の寂庵堂参道口
種松山コース	種松山山頂公園		

《4》市民農園整備事業

野菜や花の栽培を通じた生きがいのため、市民農園を提供しています。平成 23 年度は、25 農園 770 区画を提供しました。



市民農園風景（大内）



市内自然ふれあい地図(美しい森・ふれあいの森、種松山野草園、探鳥コース)

2 緑の保全、緑化の推進

2-1 緑の保全

本市は、瀬戸内海の島々、由加山系の山並み、高梁川などの美しい景観に恵まれています。これらの景観を守るため、市内においては自然公園法等に基づく自然公園、岡山県自然保護条例に基づく自然保護地域等が指定されています。それら指定地域以外にも、緑を全体的に守るため、次の事業を実施しました。

《1》自然保護協定

岡山県自然保護条例に基づき、10ha 以上の大規模開発に対して、県、市、開発事業者の3者で自然保護協定を結んでいます。平成23年度末現在、7件を締結しています。

《2》くらしきの巨樹・老樹

昔から地域の人々に親しまれてきた巨樹・老樹(地上1.3mの高さで幹周3m以上)を「くらしきの巨樹・老樹」として認定しています。

平成23年度末現在で、くらしきの巨樹・老樹は67本です。

認定された巨樹・老樹は環境政策課ホームページ(アドレス <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansei/>)で紹介するとともに、新たな巨樹・老樹に対する情報提供を呼びかけています。



《真備町岡田》

《3》市指定天然記念物保護事業

本市指定の天然記念物には、「影向(ようごう)の松」「雨笠(あまがさ)の松」「鳳凰(ほうおう)の松」「荒神の楠」「祝神社のクスドイゲ」があります。このうち三本の松については、保護事業として、松くい虫防除や葉ダニ防除などの薬剤散布を行いました。



松くい虫防除薬剤散布

《 4 》 水源森林整備・管理事業

本市では、高梁川上流域に豊かな水の源となる**水源かん養林***を育てています。新見市内にある、約 200haのスギ・ヒノキ・コナラ・ケヤキなどの林を育成するため、下草刈り、間伐などの手入れを行いました。また、平成 20 年度から新見市内で実施している新たな水源かん養林の造成では、平成 23 年度末までの造成面積が約 14ha となっています。

2-2 緑化の推進

緑が多い場所はうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境保全、防災、良好な都市景観の形成など多くの役割があります。身近な環境の緑化を推進するため、次の事業を行いました。

《 1 》 市街地の緑化

市街地における緑化として、市の仲介で、不要になった庭木を希望する市民に提供する緑のリサイクル事業を行っており、平成 23 年度の申請件数は 12 件でした。また、記念樹として、ハナミズキ、キンモクセイなど計 1,157 本を配布しました。

地域の方々などの協力のもと、歩道を季節の花で飾るフラワーロード、駅・バスステーションなどにフラワーボックスを設置する「もてなし花壇」などで花と緑あふれるまちづくりを行っています。また、啓発事業として、平成 23 年度は 10 月 23 日にライフパーク倉敷を会場として「くらしき都市緑化フェア」を開催しました。

また、倉敷市緑化基金事業として、一定の条件を満たした生垣を設置する場合に費用の一部を補助しています。平成 23 年度は、13 件 357,000 円の補助を行いました。



フラワーロード



くらしき都市緑化フェア

《 2 》 都市公園等の整備

都市公園は、私たちの憩いと安らぎの場所です。緑豊かで良好な都市環境を形成するためには、適切な配置で整備を行っていくことが重要であり、環境に配慮した自然豊かな都市公園を整備することにより、より身近に自然とふれ合える場を提供することにつながります。

平成 23 年度においては、チボリ公園跡地に平成合併後の倉敷市における一体感を象徴する

第2部 環境施策の推進

第1章 基本目標1

新たな交流の場として、平成23年11月23日に倉敷みらい公園を開園しました。この公園は既存樹木を活用し、大きな芝生広場や水遊び場を設置した自然あふれる公園となっています。さらに災害時の緊急避難場所としての機能(かまどになるベンチ、マンホールトイレ、ハイブリッド照明など)を併せ持っています。

また、玉島市民交流センターの開館に合わせた阿賀崎公園の再整備や施設改善等を実施しました。



倉敷みらい公園

3 景観づくり

伝統ある歴史や文化が織り成す美しい景観は、本市の大きな魅力の一つであり、今後も歴史的資産として活用するとともに、保全及び整備に努めなければなりません。自然環境に配慮しながら、うるおいのある緑豊かな景観づくりを推進するため、次の事業を行いました。

《1》景観資源等の保全・活用・整備

景観資源の保全等には、行政による活動だけではなく、市民・NPO・事業者の協働による取り組みが重要であり、お互いの意見交換により、よりよい方向へ進むと考えられます。平成23年度は倉敷美観地区における協働の取り組みが評価され、平成22年度都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」の受賞を記念し、「まち家・町並み・平仄(ひょうそく)」をテーマに景観フォーラムを開催しました。



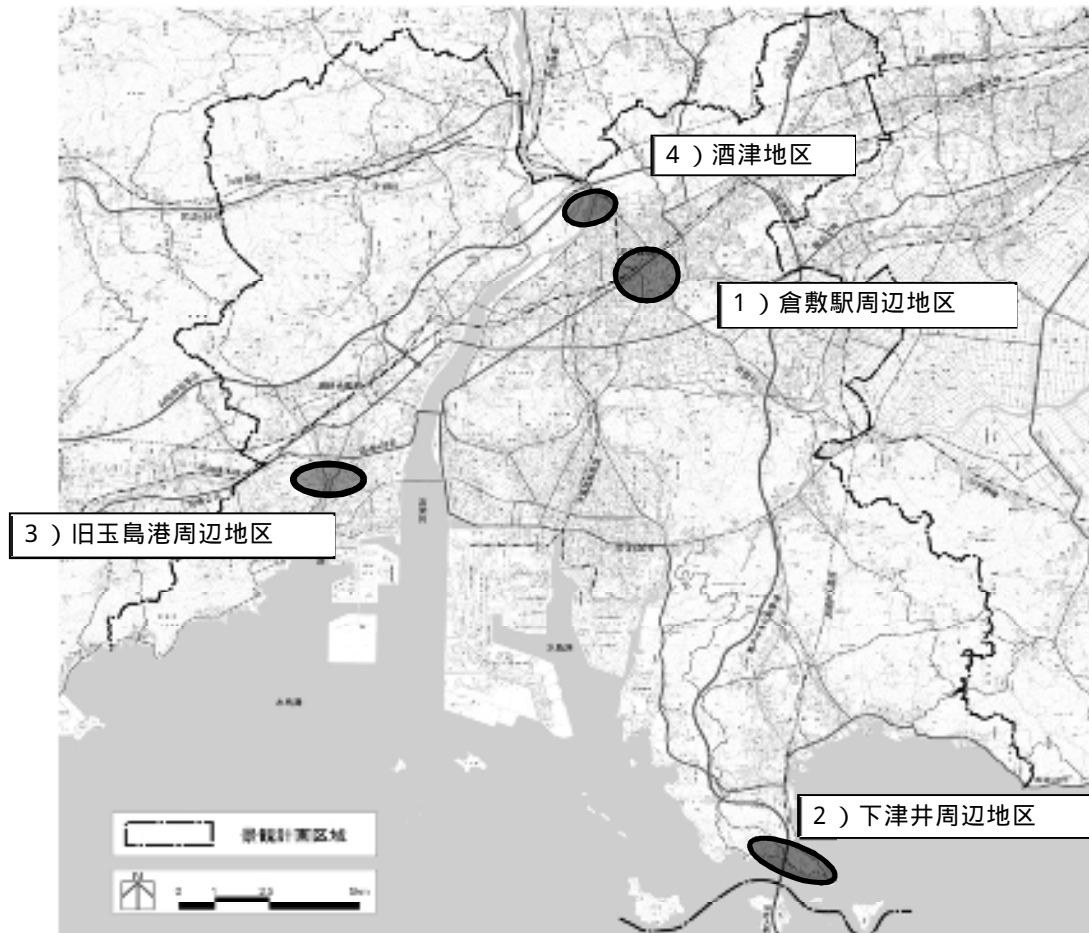
景観フォーラム

《 2 》 景観形成重点地区候補地の選定

地区の特性を活かした景観形成を特に重点的に推進する地区として、次の4地区を景観形成重点地区(第1次選定候補地)としています。

倉敷駅周辺地域、 下津井周辺地域、 旧玉島港周辺地域、 酒津地域

平成 23 年度は、景観形成重点地区指定に向けた取り組みの一つとして、旧玉島港周辺地域にて都市景観審議会専門部会による勉強会を開催しました。



景観形成重点地区候補地位置図

《 3 》 伝統的美観地区の修理・修景への補助

倉敷の美しい町並みの維持のため、伝統的建造物群保存地区において家屋等の修理を行う場合、倉敷市伝統的建造物群保存地区保存条例による許可及び倉敷市美観地区景観条例による認定が必要となっています。伝統美観保存地区内の建造物等について、住民の理解と協力を得ながら適切な修理修景を行い、本市固有の歴史的な伝統美観を保存し、後世に伝えるために、保存地区内の建造物及び保存記念物の修理修景に対して、指導を行うとともに助成措

第2部 環境施策の推進

第1章 基本目標 1

置を講じました。

平成23年度 伝統的な町並みの修理・修景状況

地 区	件数	補助金額(千円)
伝統的建造物群保存地区	6 件	34,980
伝統美観保存地区	7 件	28,000
玉島町並み保存地区	2 件	6,247

《4》良好な景観の形成や眺望を保全するための施策

良好な景観を形成するために、景観に大きな影響を及ぼす建築物等を対象に、届出制度による景観誘導を行いました。

平成23年度景観計画区域内行為の届出実績

対象行為	行為の届出	うち事前協議のあったもの
建築物	34 件	23 件
工作物	53 件	1 件

また、都市部においては、経済活動と共に屋外における広告物が増加し、景観を損ねる恐れのある広告物も多くなってきます。そのため、屋外における広告物については良好な景観の形成及び風致*の維持のため、屋外広告物を管理する事業を行いました。

平成23年度屋外広告物管理事業実績

屋外 広告物 申請	屋外広告物表示新規許可	322 件
	屋外広告物表示更新許可	1,794 件
	屋外広告物除却届	147 件
	屋外広告業登録	21 件
	特例屋外広告業届	63 件
屋外 広告物 の 簡易 除却	はり紙	2,061 件
	はり札等	76 件
	立看板等	78 件
	のぼり旗	7 件

4 環境と地域経済の調和

事業活動は、地域経済へ活力を与える一方、環境への負荷も与えており、地球温暖化をはじめ多くの環境問題の原因となっています。近年までは、企業の環境対策費用は利益を生まない経営コストとの認識をされていましたが、**企業の社会的責任（CSR）***が重視されるようになってからは、環境への配慮活動自体が企業の価値へ直接結びつく時代となっています。環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化はさらに環境を良くするという好循環を築いていくことが、今後の環境と経済の取組みとして重要です。

また、公害防止のため、法や条例に基づく規制や、水島コンビナートに立地している企業・グループなどとの環境保全協定（公害防止協定）の締結により、公害防止対策を推進しています。法・条例による規制だけでなく、生活環境を改善し、環境基準の早期達成のため、公害防止計画を策定し、計画に基づく総合的な公害防止施策を実施していきます。

事業活動と環境の好循環を推進するため、次の事業を行いました。

（１）環境分野の研究・開発事業展開の促進

環境関連技術の開発や環境産業分野に関する市場規模の拡大が期待できることから、立地企業に対する助成や環境負荷の軽減に寄与する設備投資に対して助成を行いました。



水島コンビナートの遠景

平成23年度助成実績

助 成	実 績
企業立地促進奨励金	2 件
設備投資促進奨励金	42 件

《2》公害防止資金貸付制度

公害を防止する施設を設置するには、多額の費用が必要になります。中小企業においては、住居と工場が混在する地域に立地していることが多く、公害苦情の対象となりやすい一方、公害防止施設に投資する資金力に乏しい場合が少なくありません。

そこで、このような中小企業が公害防止施設の改善や移転を行う際に、融資や利子の補給による助成を行い環境対策の促進を行うことで、近隣生活環境の改善を図っています。平成23年度は、新たな融資はありませんでしたが、1件の融資への利子補給を行いました。

《3》地産地消の促進

食の地産地消は、食の安全・安心や食文化の伝承に寄与し、地域農業の活性化や農林漁業者の所得向上といった経済効果が期待できますが、それに加え、遠くから運んできた食料に比べて輸送に係るエネルギー量「フードマイレージ*」を抑えることもできます。

平成23年度は、地産地消を促進するため、市内の主な農林水産物37品目について、ハガキサイズのカードを使って写真・収穫時期・概要・ルーツ・選び方などを掲載した地産地消カードや、地産地消啓発用のぼり旗を製作し、市内直売所等へ配布・設置したほか、郷土料理伝承講座の開催、市長トップセールスによる桃・マスカットのPRなどを行いました。

くらしき農業祭では、連島ゴボウやレンコン・金時ニンジンなど地元の根菜類を一堂に集めた「根菜フェア」を実施し、約19,000人の方にご参加いただきました。

また、マスカット祭りでは、例年行っているマスカットワインの試飲販売に加え、新たに考案されたマスカットプリンの試食販売も行い、約2,700人の方にご参加いただきました。



くらしき農業祭での『根菜フェア』の様子

《 4 》環境保全協定《公害防止協定》及び環境保全に関する確約書

大規模工場による公害問題が深刻化した昭和40年代から、法や条例による汚染物質の濃度規制だけでは汚染物質の総量の削減が十分ではないため、主要企業を対象に総量規制の考え方を取り入れ、企業の公害対策の自主的施策の推進のため環境保全協定*を締結し、公害防止を求めてきました。また、環境への負荷の程度により環境保全に関する確約書の提出を求め、事業者による環境に対する配慮を要請しています。市及び県は、環境保全協定(公害防止協定)締結企業に対し、施設の新増設を行う際には、事前に協議を行い、環境保全対策の徹底を図るよう指導しています。

平成24年3月31日現在で、企業・グループと66件の協定を締結しており、平成23年度は30事業所92件の施設の新増設に関する事前協議を行いました。

《 5 》公害防止計画

公害の早急な解決と防止を目的に、昭和45年「水島地域公害防止計画」が県によって策定されました。昭和63年からは、広域的な対策を進めるため「岡山・倉敷地域公害防止計画」となり、平成23年度に第6次計画が策定されました。

公害防止計画の策定については、平成23年8月の第二次地方分権一括法の成立により、環境基本法の一部が改正され、環境大臣の策定指示は廃止となり、知事の自主判断で計画策定されることになりました。

第6次計画においては、「自動車交通公害対策」として大気汚染、騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図り、「児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁」への対策として、児島湾及び備讃瀬戸のCODに係る水質汚濁の防止を図り、「児島湖の水質汚濁」への対策として児島湖のCODに係る水質汚濁、窒素及びりんによる富栄養化の防止を図る3つの主要課題が設定され、国及び地方公共団体は、この計画の達成のため必要な措置を総合的に講じることが求められています。本市においても、今後も引き続き、総合的な公害防止の措置を講じていきます。

「第6次岡山・倉敷地域公害防止計画」の内容についての詳しい情報については、岡山県環境文化部環境企画課のホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/page/detail-4584.html>)で公開されています。

第2章

水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

本市の環境問題は、昭和40年代の水島臨海工業地帯を中心とした産業型の公害に、自動車の排ガスによる大気汚染や小規模事業場からの騒音・振動、生活排水による水質汚濁といった都市・生活型公害も加わっています。また、人体に与える化学物質の影響がより詳しくわかるようになってきており、この有害化学物質への対応を進める必要があります。

こうした状況のなかで、市では市民の健康を守り、安心して暮らせる環境を維持していくために、現状の把握を行い、様々な対策を実施しています。

1 水環境の保全

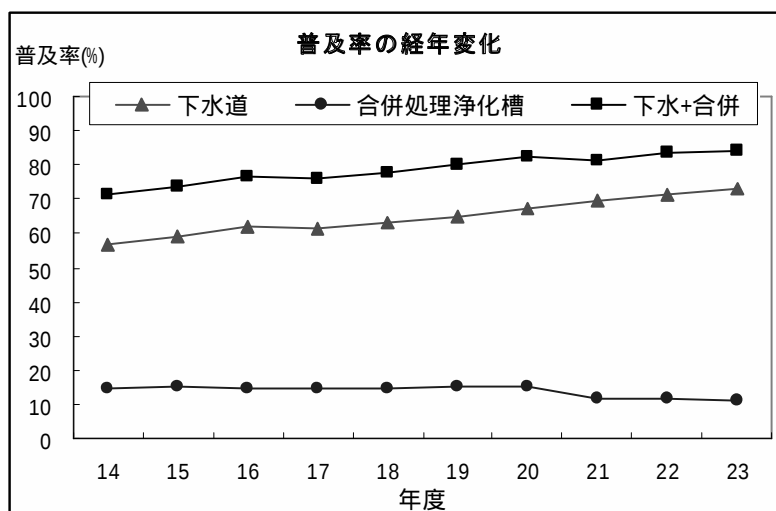
1-1 生活排水処理対策

河川、海域等の水質汚濁の主な原因は家庭から排出される生活排水と言われています。生活排水への対策を推進することが良好な水環境の保全につながるため、次の事業を行いました。

《1》公共下水道・浄化槽の整備

河川などの汚れを改善するためには、汚れの大きな原因となっている台所排水や洗たく排水などの生活排水による汚濁を削減する必要があります。このため、本市では、平成6年度に「生活排水対策推進計画」を策定し、下水道の普及推進、地域の特性を考慮した**合併処理浄化槽***の設置推進などによる、

生活排水による水質汚濁への対策を進めています。



この計画は、河川の水質改善等を目標に定め、平成 22 年度を目標年度とし対策を行ってまいりました。目標年度では、各河川の水質はおおむね改善傾向にあり、ほぼ全ての調査地点において計画策定時の目標である BOD 5mg/L 以下を達成しておりますが、一部河川では、まだ目標に到達できておりませんでした。

そこで、平成 23 年度には、第二期生活排水対策推進計画を策定しました。今後も更なる生活排水対策を推進していく予定としています。

本市では、平成 23 年度末で、下水道の普及率は 73.0%、合併処理浄化槽の普及率は 11.4%となっています。

生活排水対策を進める上では、市民への水質浄化に対する適正な知識の普及を図り、市民一人ひとりの水質浄化に対する理解を深めることが必要となっています。

本市では、各地域で生活排水対策をはじめとした環境保全活動を実践していただくために「倉敷市環境保全推進員設置要領」を設けており、各地域より環境保全推進員 135 名を選任し、環境保全に関する研修会を開催するなど啓発活動を行っています。

また、市職員が「出前講座」として、小中学校や公民館で生活排水対策の啓発活動を行っています。

岡山県環境への負荷の低減に関する条例では、日常生活排水による水質汚濁の防止を図るため、調理くずや廃食用油などの適正な処理と洗剤の適正な使用を心がけることが求められています。特に廃食用油を公共用水域に流した場合には、罰則も設けられています。

《2》倉敷市玉島・溜川水質改善事業（溜川水質浄化計画策定）

平成 19 年度から「社会資本整備総合交付金制度（旧称：まちづくり交付金制度）」を活用して、倉敷市の都市再生・活性化を促進する事業を実施しており、この事業の一環として、玉島地区の溜川において水質改善事業を実施しています。平成 19、20 年度は溜川に流入する汚濁負荷量の調査を行い、平成 21 年度は前年までの調査結果を基に溜川の水質浄化対策に関する基本方針を定めました。更に平成 22 年度には、地元市民の方々の協力を得て「玉島溜川水質浄化計画」を策定しました。同計画書では、対策内容を大きく 3 つに分類し、合わせて 17 の個別対策の実施を目指しています。

平成 23 年度は、この水質浄化計画に基づき、溜川遊水池とその周辺で親水環境保全意識の向上を目的に水質表示看板の設置やごみ捨て防止の啓発看板を設置しました。

1-2 排水規制による公共用水域などの水質汚濁防止

水環境の状況を把握するために、河川、海域及び地下水の水質監視を行うと共に、工場・事業場に対しては、法等に基づき立ち入り検査を行うなど、指導を行いました。

《1》河川・海域の水質の状況

良好な水辺環境、健康で安心して暮らせる環境づくりのためには、河川などの良好な水質を保全することが不可欠です。

市内には、市域を二分して流れる一級河川の高梁川や、美観地区から児島湖に流れ込む倉敷川とその支流、児島地区には小田川、下村川、明治川、玉島地区には里見川、溜川、真備地区には高梁川の支流である小田川があります。また、海域は水島港区、玉島港区、水島地先海域及び児島地先海域があります。

平成23年度は岡山県公共用水域測定計画に基づいて、河川18地点、海域21地点で水質調査を実施しました。調査地点は次のとおりです。（高梁川の霞橋・川辺橋、真備地区の小田川福松橋は国土交通省が調査）



◇ 河川の状況

河川・海域などの公共用水域には、水質汚濁に係る環境基準が設定されており、その達成・維持を目標として、水質の保全に関する施策を進めています。環境基準には、人の健康の保護に関する「健康項目*」と生活環境の保全に関する「生活環境項目*」があります。健康項目は、**重金属類***、**揮発性有機化合物(VOC)***、**農薬類**などの27項目が河川、海域などのすべての水域に設定されています。

平成23年度の河川における健康項目の環境基準達成率は100%でした。

生活環境項目は、利用目的によりAからEまでの6種の類型ごとに基準値が指定されています。この生活環境項目のうち、有機物による汚濁の代表的な水質指標であるBOD*の**環境基準達成率***は、右表のとおりでした。

市内河川水域のBODの環境基準達成率

河川水域名(地区名)	類型	BOD	
		基準値(mg/l)	達成率(%)
高梁川下流 (高梁川下流地区)	B	3以下	100
倉敷川(倉敷地区)	C	5以下	100
里見川(玉島地区)	D	8以下	100
小田川(真備地区)	B	3以下	100
河川全体			100

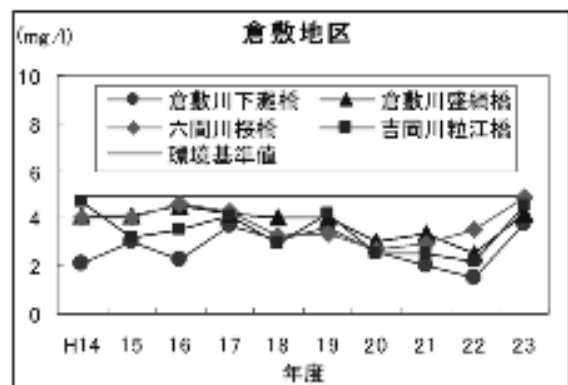
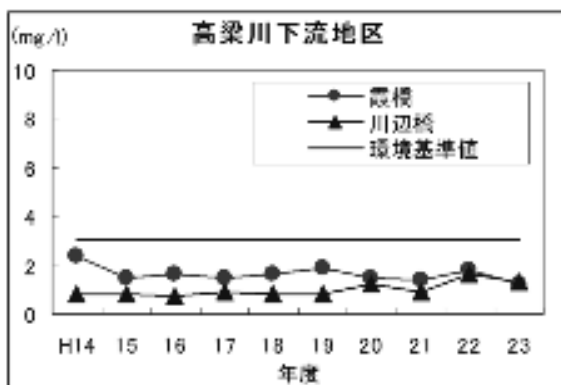
高梁川下流(高梁川下流地区): 霞橋・川辺橋

倉敷川(倉敷地区): 倉敷川下灘橋・倉敷川盛綱橋・六間川桜橋・吉岡川粒江橋

里見川(玉島地区): 里見川昭和橋

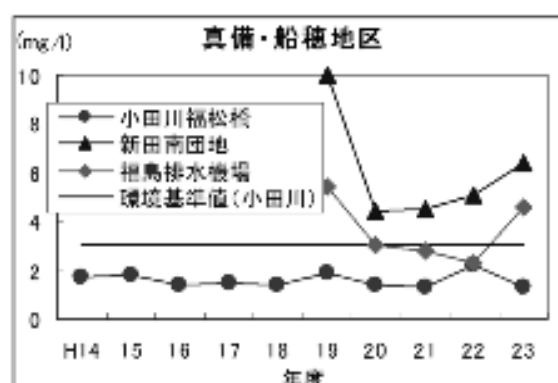
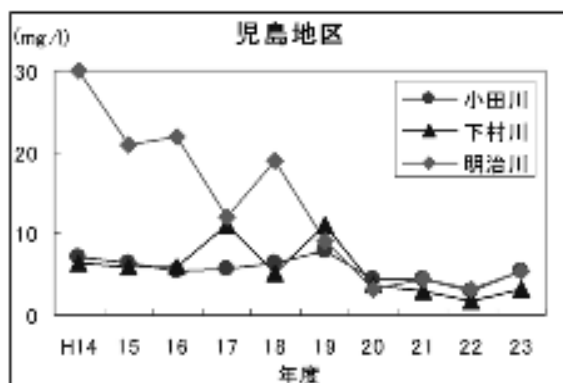
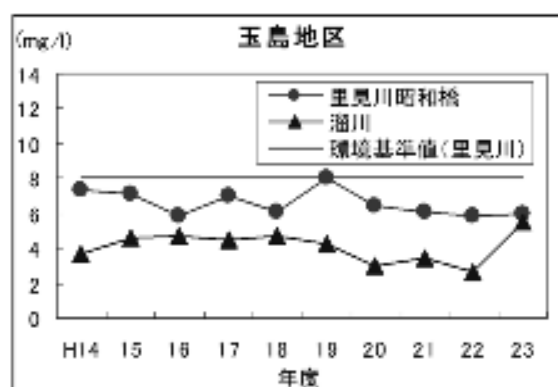
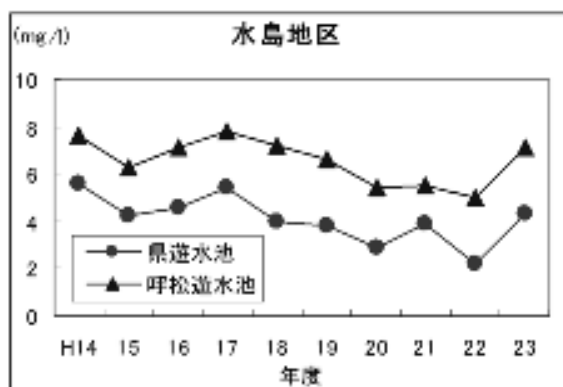
小田川(真備地区): 小田川福松橋

各地区におけるBODの経年変化(75%値)



第2部 環境施策の推進

第2章 基本目標2

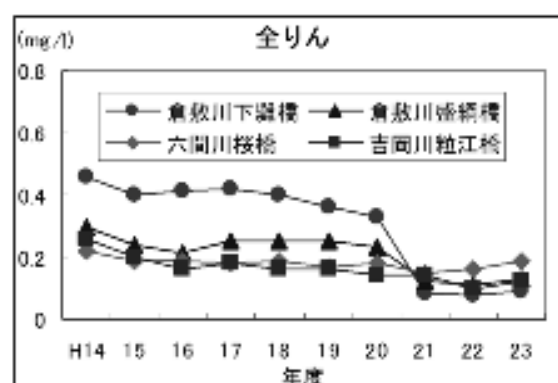
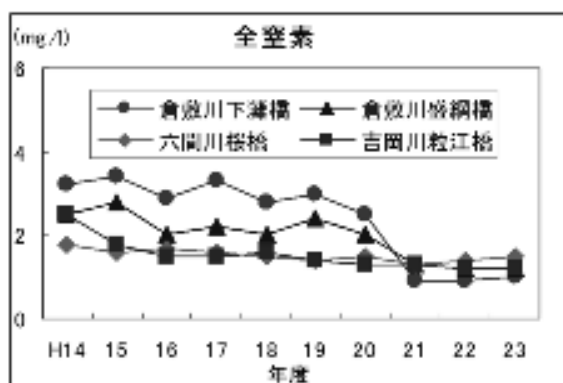


河川におけるBODの過去10年間の推移をみると、下水道の普及した地域を中心に、改善の傾向がみられます。

倉敷川のBOD濃度は、平成10年度以降、環境基準を達成しており、達成後はおおむね横ばいの傾向です。児島地区の河川については地場産業である染色工場排水の影響が大きいです、長期的には減少傾向にあります。

また、湖沼法の指定湖沼である児島湖へ流入する倉敷川の全窒素*および全りん*の濃度は、下水処理場の運用の変更により大きく低下しています。しかし、水の流れが緩やかになり、滞留気味になる下流の河川域では、植物プランクトンが異常発生する可能性があるため、今後も継続して水質改善対策を実施していく必要があります。

倉敷川4測定点における全窒素及び全りんの経年変化



◇ 海域の状況

海域においても、河川と同様に生活環境項目の環境基準が利用目的に応じてA類型・B類型・C類型に指定され、それぞれCOD*などの基準値が設定されています。また、瀬戸内海は赤潮*が発生するなど富栄養化*の傾向がみられるため、その原因物質となる全窒素、全りん的环境基準が利用目的に応じて 類型・ 類型に指定され、それぞれ基準値が設定されています。

平成23年度の海域における環境基準の達成率は次の表のとおりで、類型別の達成率は、沿岸部に近い水島地先海域で改善傾向がみられました。

各海域における環境基準の達成状況

水域名	C O D			全窒素及び全りん				
	類 型	基準値 (mg/l)	達成率 (%)	類 型	全窒素		全りん	
					基準値 (mg/l)	達成率 (%)	基準値 (mg/l)	達成率 (%)
水 島 地 先 海 域 (乙)	A	2 以下	100		0.3 以下	100	0.03 以下	100
児島地先海域	A		100			100		100
水 島 地 先 海 域 (甲)	B	3 以下	100			50		50
水島港区	C	8 以下	100		0.6 以下	50	0.05 以下	50
玉島港区	C		100		0.3 以下	100	0.03 以下	100
海域全体			100			69		69

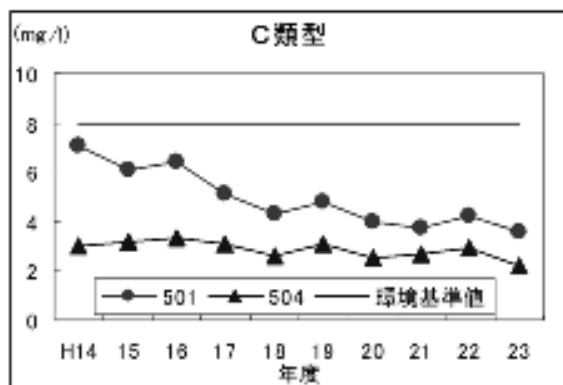
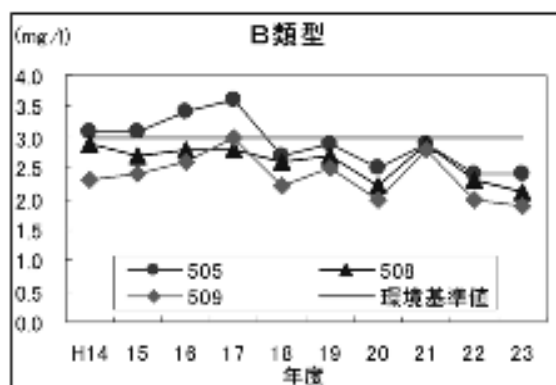
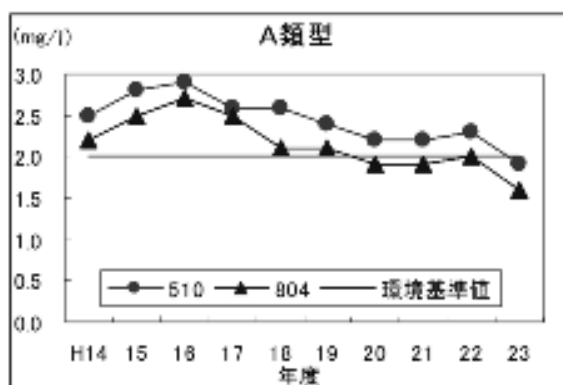
COD、全窒素及び全りんの濃度の経年変化を見ると、CODは緩やかな減少傾向がうかがえますが、全窒素と全りんはおおむね横ばいの傾向にありました。

また、市内に4ヵ所ある海水浴場について開浴前、開浴中に水質検査を行いました。平成23年度の測定結果は、全海水浴場において海水浴場として適していました。

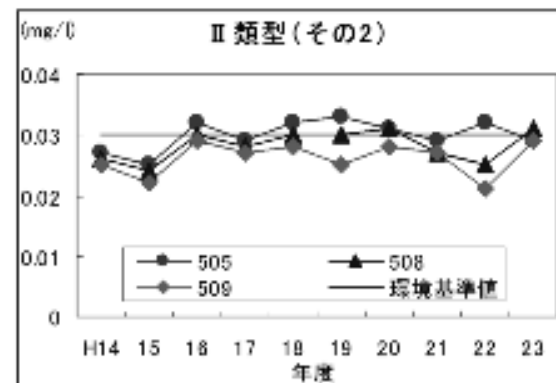
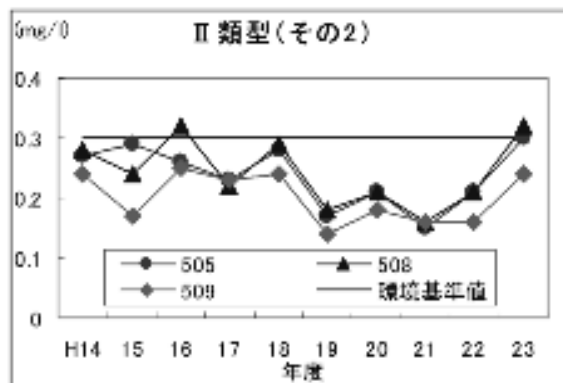
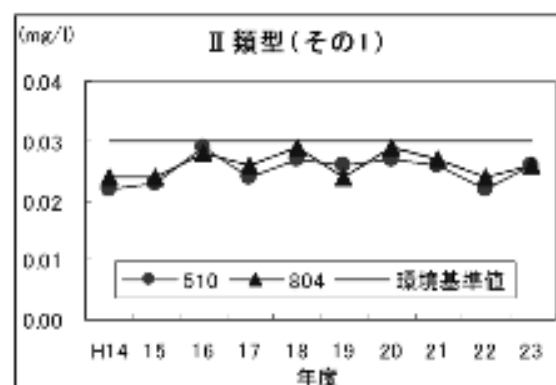
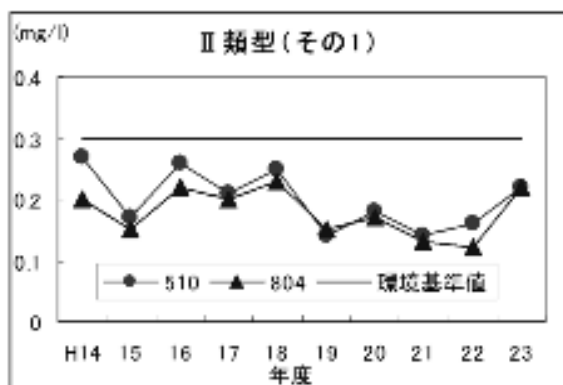
第2部 環境施策の推進

第2章 基本目標2

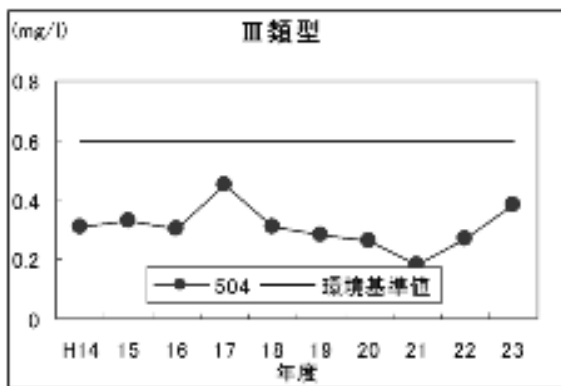
各類型におけるCODの経年変化(75%値)



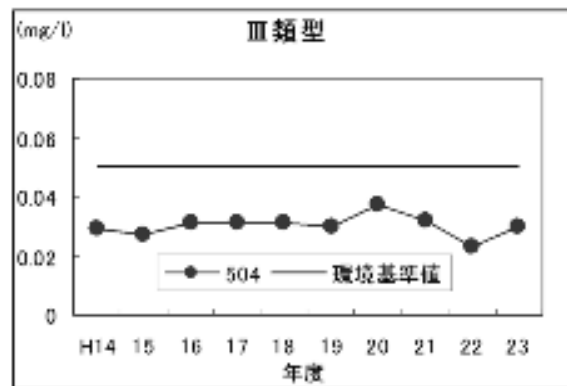
各類型における全窒素の経年変化



各類型における全窒素の経年変化



各類型における全りんものの経年変化



◇ 廃棄物等処分場周辺の水質調査

平成 23 年度は、産業廃棄物処分場等の周辺環境調査として、玉島弥高山、種松山、児島仙随周辺の 12 地点において河川、池、地下水の水質調査を実施しました。健康項目については、12 地点において年 2 回実施しました。

その結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

◇ ゴルフ場周辺の農薬調査

ゴルフ場で使用される農薬による周辺環境への影響を調べるため、市内 5 カ所のゴルフ場の調整池及び下流の水路の計 7 地点における水質調査を年 2 回実施しました。どの調査地点においても、調査した農薬成分 40 項目全てが環境省の定めた「暫定指導指針値」未満でした。

今後も、ゴルフ場で使用される農薬による周辺環境への汚染を防止するために、安全性評価がなされた登録農薬の適正使用や使用量の削減について指導していきます。

《 2 》 地下水の状況

地下水は、良質で年間を通じて温度の変化が少ない水資源として、古くから生活用水に利用され、また、工業用水にも利用されています。

平成元年度から市内の地下水の水質の状況を把握するために毎年 5 地点以上の井戸について概況調査を行っています。調査の結果、揮発性有機化合物(VOC)などの環境基準を超過していた井戸については、毎年定期モニタリング調査を継続しています。

環境基準を超過した井戸の所有者に対しては飲用しないよう呼びかけ、また、揮発性有機化合物を使用する事業場に対しては地下浸透の防止を指導しました。

平成23年度の地下水調査結果

(単位:mg/l)

調査区分	地 区	調 査 井戸数	環 境 基 準 を超過した 井戸数	テトラクロロ エチレン	ひ素	ふっ素	硝酸性及び 亜硝酸性窒 素
定期モニタリング	四十瀬・沖	6	0	0.0005 未満 ～0.0046	-	-	-
	児島唐琴	6	2	0.0009 ～ 0.13	-	-	-
	中島	1	0	0.0005 未満	-	-	-
	酒津	2	0	0.0005 未満 ～0.0024	-	-	-
	中帯江	1	1	-	0.008	1.6	-
	松江	2	0	-	0.008	-	-
	玉島黒崎	1	0	-	-	-	10
	玉島柏島	1	1	-	-	-	25
概況	その他	6	0	0.0005 未満	0.005 未満	0.08 ～ 0.33	0.03 未満 ～9.6
環境基準値				0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	10 以下

(-:測定値なし)

水江 福井 連島町西之浦 玉島乙島 玉島阿賀崎 真備町川辺

《3》 土壌の状況

市内の土地について土壌汚染が発覚した場合に、その汚染が人為的原因であるか又は自然的原因であるかを判断するための基礎資料を作成することを目的とし、倉敷市内の土地の土壌汚染状況を調査しています。平成23年度は、真備・船穂地区の5地点で土壌溶出量及び土壌含有量(それぞれ8項目)の調査を実施しました。その結果、いずれの地点においても全項目で土壌溶出量基準*及び土壌含有量基準*を満足していました。

《4》 工場・事業場への対応

◇ 工場・事業場に対する規制

特定事業場*として、水島地区には化学、石油精製、鉄鋼などのコンビナート群、児島地区には染色工場があります。また、市内各所には、中小の事業場やし尿浄化槽で処理している住宅団地などが数多く点在しています。



工場排出水の採水

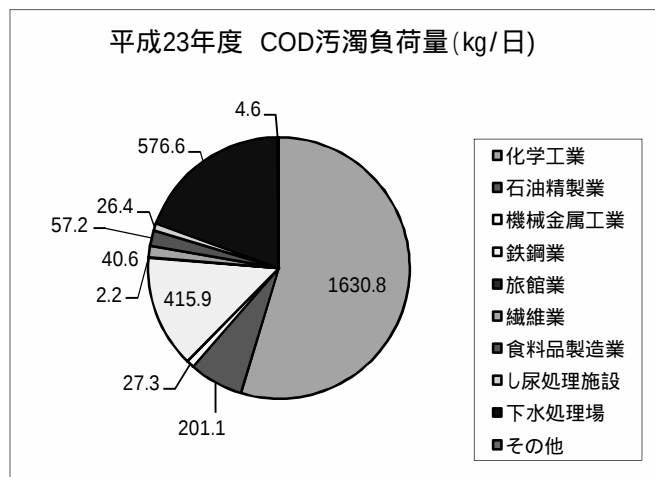
本市では、全国一律に定められた排水基準や岡山県が業種や排水量などに応じて定めた上乗せ排水基準*をもとに、工場・事業場への指導を行っています。また、水島臨海工業地帯の企業などと環境保全協定*を締結し、これに従って監視・指導を行っています。

また、排水規制が適用されない小規模工場・事業場に対しても、排水処理を適正に行うことなどにより、汚濁排出量を削減するよう指導しています。

平成23年度には143の工場・事業場に対し延べ427排水口に立入調査を行い、排出水の水質調査を行いました。その結果、延べ15排水口で違反があり、違反率は3.5%でした。業種別では、繊維工業において違反回数が多く、次いで金属製品製造業という結果となり、項目別では、pH、次いでCODの違反回数が多い結果でした。

違反事業場には、排水水質の改善指導、再度の立入調査や水処理へのアドバイスをを行いました。

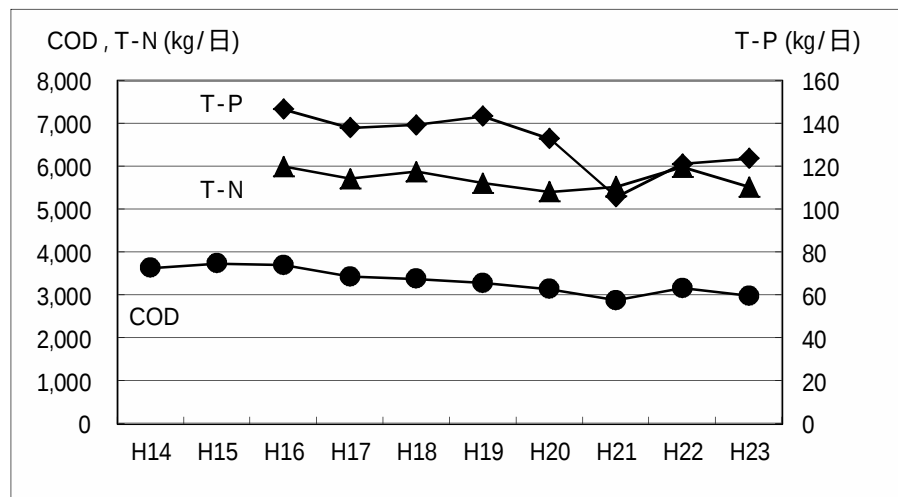
排水量が日量50m³以上の特定事業場には、COD、窒素及びりん^①の総量規制*が適用されています。平成23年度に総量規制対象事業場でCOD汚濁負荷量が多かった業種は、化学工業及び下水処理場でした。



窒素及びりんは、閉鎖性海域における富栄養化の原因物質であるため、従来の

CODに加えて平成13年度に総量規制の項目に追加されました。平成16年4月には、既設の事業場も含めて全面的に基準が適用されました。また、環境保全協定を結んでいる65事業場のうち、28事業場と窒素、りんの汚濁負荷量の協定値を平成16年3月に締結し、排出する汚濁負荷の増加対策に努めています。

COD、窒素及びりん^①の総量規制対象事業所から排出される汚濁負荷量の経年変化を見ると、各項目はそれぞれゆるやかに減少しています。



◇ 土壌・地下水汚染

近年、環境管理の一環として自主的に土壌汚染等の調査を行う事業者が増加し、また、工場跡地の売却の際に土壌汚染等の調査を行う商慣行が広がりました。顕在化する土壌汚染の増加などを背景に土壌汚染対策の法制化が求められたため、平成15年2月に土壌汚染対策法が施行され、平成22年に改正されました。

改正法では、3,000m²を超える大規模な土地の形質変更の際には届出が義務化され、汚染のおそれ認められる場合には当該土地に対する調査命令が発出されることが定められました。また、調査の結果、土壌汚染が発見された区域について、浄化措置を必要とする要措置区域若しくは健康被害が発生しないように管理する形質変更時要届出区域に指定することが定められました。

平成23年度中には15件の土地の形質変更届出書が提出され、うち1件に対して調査命令を発出しました。平成23年度末現在、倉敷市内では形質変更時要届出区域を1件指定しています。

また、岡山県では、平成14年4月の岡山県環境への負荷の低減に関する条例の施行により、事業者は土壌又は地下水の汚染を発見したときには届出を行うように義務づけられています。平成23年度には、岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出が、ガソリンスタンドから1件ありました。この汚染については、平成23年度末現在において浄化対策中です。

2 大気環境の保全

2-1 発生源に対する規制・指導

（1）工場・事業場への対応

◇ 工場・事業場に対する規制

工場から排出される大気汚染物質については、大気汚染防止法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、**硫黄酸化物(SOx)*、窒素酸化物(NOx)*、ばいじん***、有害物質等の排出を規制しています。大気汚染防止法では、工場や事業場が集合し、施設単位の排出基準のみでは環境基準の確保が困難であると認められる地域を、地域全体における排



水島臨海工業地帯

出総量を規制する**総量規制***地域として指定することとしています。本市は、大気汚染防止法の硫黄酸化物に係る総量規制地域に指定され、工場単位の総量規制を実施しています。さらに、水島臨海工業地帯の大規模工場に対しては、硫黄酸化物や窒素酸化物について、環境保全協定により各工場の排出許容量を定め、より厳しい排出規制を実施しています。これらの大気汚染防止法や環境保全協定などによる総量規制値の遵守を確認するため、水島臨海工業地帯の大規模工場に対し、岡山県が発生源監視テレメータシステムによる常時監視を実施しています。

大気汚染防止法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、工場や事業場に立入調査を実施し、施設の届出状況や自主測定結果の確認、施設の排ガス中のばい煙測定などを実施し、法令の遵守状況を確認しています。

平成23年度には、大気汚染防止法に基づき57事業所に立入調査を実施し、ばい煙の自主測定結果及び届出内容の確認を行い、このうち19事業所に対して燃料油に含まれる硫黄分についての抜取調査を行いました。これらの結果、10事業所で自主測定が未実施であり、9事業所で測定頻度が不足していたため、適正な項目・方法・頻度で測定するよう指導し、改善しました。また、1事業所で施設の設置又は変更未届出であり、6事業所で施設の廃止未届出であったため、適正な届出を行うよう指導し、改善しました。燃料に含まれる硫黄分について、基準を超過した事業所はありませんでした。さらに、20事業所のばい煙発生施設の排ガス中のばい煙測定を実施し、排ガスの排出基準が守られていることを確認しました。

また、岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づき、スチレンを排出する有害ガス発生施設の排ガス測定を3事業所で実施し、排出基準が遵守されていることを確認しました。

◇ 有害大気汚染物質対策の推進

有害大気汚染物質については、大気汚染防止法で、事業者が自主的に排出抑制対策を実施することとなっています。

ベンゼンについては、これまで**地域自主管理計画***を策定するなど、ベンゼンを製造又は使用する企業が「水島コンビナート環境安全情報交流会」(通称「ESI会」)を設立し、協力して排出抑制対策が進められています。

また、平成14年10月から「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」により、水島臨海工業地帯におけるベンゼン排出事業者は、ベンゼン排出施設の届出、排出抑制対策及び事業所の敷地境界等における濃度の測定結果等を報告する義務が課せられています。本市ではこれらの報告書を受理し、その内容を確認し、公表を行いました。

第2部 環境施策の推進

第2章 基本目標2

これらの報告書により算定した、平成23年度のベンゼン等排出施設から大気へのベンゼン排出量は12.526t/年であり、平成22年度のベンゼン排出量に比べ、5.475t/年増加しています。

今後、立入等により発生源の把握と排出抑制の指導に努めます。

岡山県環境の負荷の低減に関する条例に基づく届出施設(平成24年3月31日現在)

条例に定める施設の種類	届出施設数
ベンゼンの製造施設	12
ベンゼンを原料とする化学物質等の製造施設	16
ベンゼンの貯蔵施設	68
ベンゼンの出荷施設	6
ベンゼンの蒸留施設	21
コークス炉	12

(届出事業所数 7事業所)

《2》自動車公害対策の推進

◇ 自動車排ガスの削減

近年、自動車の普及により生活の利便性は向上しましたが、反面、交通渋滞、排気ガスによる大気汚染や二酸化炭素による地球温暖化が問題となっています。

平成14年度から「岡山県環境への負荷の低減に関する条例」により不要なアイドリングが禁止されており、看板の設置や広報紙などによって「アイドリング・ストップ」の協力を呼びかけています。

平成16年度より、岡山市と倉敷市の職員が連携して「岡山市・倉敷市統一ノーマイカーデー運動」を行い、通勤時に自家用車の使用を自粛することで、市民の環境保全意識の高揚を図っています。現在では「岡山県下統一ノーマイカーデー運動」として、5月と10月の最終金曜日に行っています。

また、9月26日～30日に実施された「スマート通勤おかやま2011」に、243名の職員が参加しました。

平成23年度『ノーマイカー運動』倉敷市の実施結果

実施月	対象職員数	取組人数	取組率	削減距離(km)
5月27日	624	506	81.1%	9,899
10月28日	633	544	85.9%	10,248

◇ 低公害車の導入

本市では、平成21年度に電気自動車「i-MiEV(アイミーブ)」を10台購入し、本庁に3台、各支所に1台ずつ配車し、さらに、電気自動車用の急速充電器を本庁舎に、普通充電器を本庁舎及び各支所に設置しました。

平成22年度には電気自動車「i-MiEV(アイミーブ)」を1台購入し、2台が急速充電器1台と併せて寄贈されました。平成23年度にはバンタイプの電気自動車「ミニキャブ・ミーブ」を7台購入し、平成23年度末現在、普通乗用車のハイブリッド車6台とハイブリッドパッカー車1台、電気自動車20台を保有しています。



電気自動車

2-2 大気汚染常時監視

(1) 大気汚染状況の監視

◇ 自動測定機による大気環境の監視

市内の大気汚染の状況を調べるために、本市では25カ所に大気測定局を設置しており、測定データは、テレメータシステム*により倉敷市環境監視センターに送られ、24時間大気汚染を監視しています。

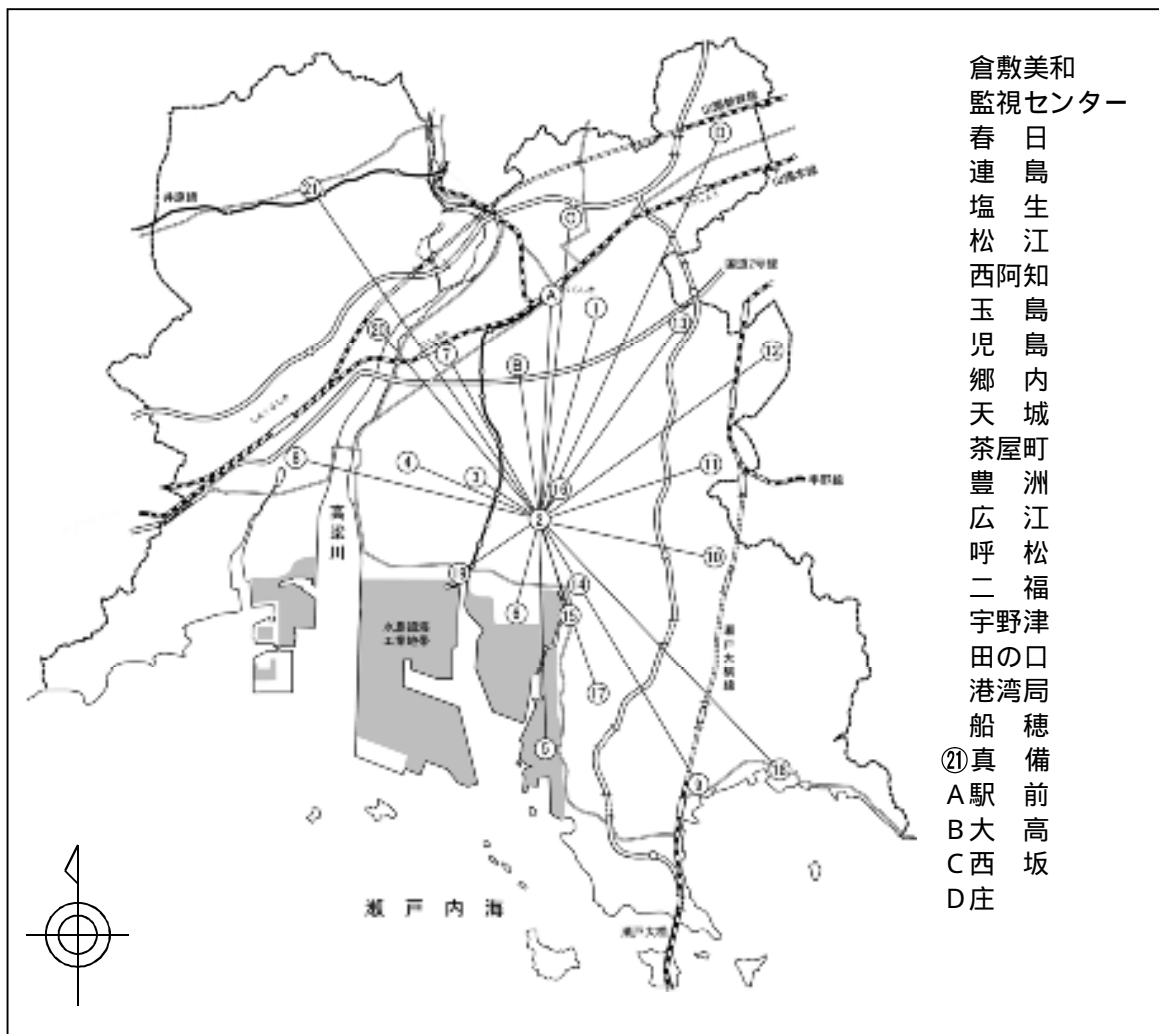
第2部 環境施策の推進

第2章 基本目標2

収集されたデータは、インターネットを通じて倉敷市環境監視センターのホームページ(アドレス <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kanshi>)と環境省ホームページ(「そらまめ君」アドレス <http://soramame.taiki.go.jp/>)で見ることができます。

測定局には、一般環境大気測定局* (㉑)と自動車排出ガス測定局*(A～D)があります。
平成23年度の測定結果は、次のとおりです。

市内の大気測定局 (平成23年度末)



平成23年度の大気汚染常時監視結果

大気汚染物質	測定局 ¹	平均値	測定局数	基準未達成局数
二酸化硫黄*	環境	0.005 ppm*	19 ²	なし
一酸化炭素*	環境	0.4 ppm	1	なし
	自排	0.4 ppm	4	なし
浮遊粒子状物質*	環境	0.026 mg/m ³	15 ²	14
	自排	0.028 mg/m ³	3	3
光化学オキシダント*	環境	0.027 ppm	14	14
	自排	0.029 ppm	1	1
二酸化窒素*	環境	0.014 ppm	15	なし
	自排	0.016 ppm	4	なし
非メタン炭化水素*	環境	0.16 ppmC*	2	2 ³
	自排	0.21 ppmC	1	1 ³

- 1 環境：一般環境大気測定局、自排：自動車排出ガス測定局
 2 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については、港湾局を除く
 3 指針値との比較

前年度に引き続き、浮遊粒子状物質は大多数の測定局で基準を満たしていませんでした。理由は5月に大量の黄砂が飛来したためと考えられます。また、近年、自動車の排出ガスに含まれる浮遊粒子状物質や窒素酸化物による大気汚染が問題になっていますが、倉敷市でも、一般環境大気測定局と比較して自動車排出ガス測定局で高い値となっています。なお、これらの大気測定局を補完するため、11地点で大気環境測定車による測定を実施しています。

◇ 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM2.5とは、大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、特に粒径の小さいものをいいます(粒径2.5μm以下の微小粒子状物質*)。PM2.5は粒径が小さいため、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されており、平成21年度に環境基準が設定されました。

倉敷市では平成24年1月にPM2.5自動測定機を3箇所の測定局に設置し、測定を開始しました。



PM2.5自動測定機 試料導入部

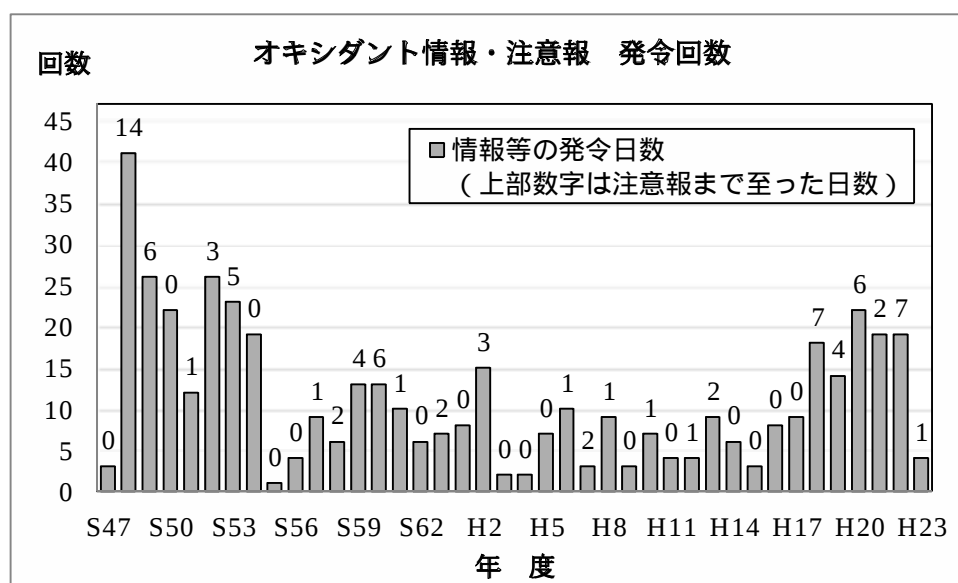
◇ 大気汚染防止夏期対策

平成23年度に測定した大気汚染物質のうち、光化学オキシダントがすべての測定局で環境基準を超えていました。また、光化学オキシダントを生成する原因となる**非メタン炭化水素***もすべての測定局で指針値を超えていました。

倉敷市では、夏期の光化学オキシダント濃度が特に上昇する「岡山県大気汚染防止夏期対策期間」において、岡山県と協力し、監視を強化しています。光化学オキシダント濃度が上昇した場合には、「オキシダント情報・注意報」を発令し、FM放送やインターネット、電子メールを通じて発令状況を周知するとともに、学校等に連絡して被害が出ないように注意を促しています。

また、水島地区の主要な工場に対しては、窒素酸化物や炭化水素の排出量削減を要請しています。

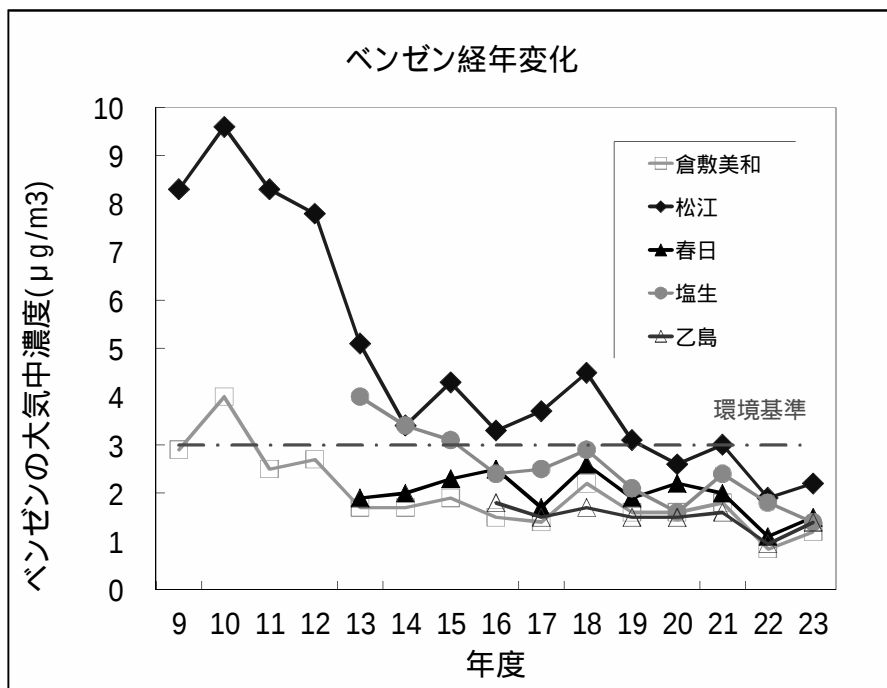
近年、光化学オキシダント濃度は上昇傾向にあり、また発令回数も増加傾向にありました。しかし、平成23年度の本市における情報の発令回数は4回で、そのうち1回が注意報の発令となり、前年度より減少しました。



◇ 有害大気汚染物質

平成23年度は、倉敷美和局・松江局・春日局・塩生局・乙島東幼稚園の5カ所で**有害大気汚染物質***の調査を行いました。

調査を行っている有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められている**ベンゼン***、**トリクロロエチレン***、**テトラクロロエチレン***、**ジクロロメタン***の4物質についての平成23年度の測定結果は、次のとおりです。これらの4物質すべてについて、環境基準を達成しました。



平成 23 年度の有害大気汚染物質測定結果(環境基準項目) (単位:Pg/m³)

	倉敷美和	松江	春日	塩生	乙島東幼稚園	環境基準
ベンゼン	1.3	2.2	1.5	1.4	1.4	3
トリクロロエチレン	0.18	1.0	0.20	0.13	0.14	200
テトラクロロエチレン	0.11	0.40	0.11	0.12	0.12	200
ジクロロメタン	1.0	1.3	0.99	0.96	1.2	150

また、指針値が定められている次の8物質のうち、1,2 - ジクロロエタンについては、松江局において指針値を超過していました。今後、立入等により発生源の把握と排出抑制の指導に努めます。

平成 23 年度の有害大気汚染物質測定結果(指針値項目) (単位:Pg/m³)

	倉敷美和	松江	春日	塩生	乙島東幼稚園	指針値
アクリロニトリル	0.058	0.53	0.056	0.12	0.073	2
塩化ビニルモノマー	0.035	0.096	0.033	0.026	0.028	10
クロロホルム	0.17	0.22	0.18	0.24	0.16	18
1,2-ジクロロエタン	0.19	3.5	0.21	0.22	0.19	1.6
1,3-ブタジエン	0.13	0.12	0.13	0.21	0.11	2.5

第2部 環境施策の推進

第2章 基本目標2

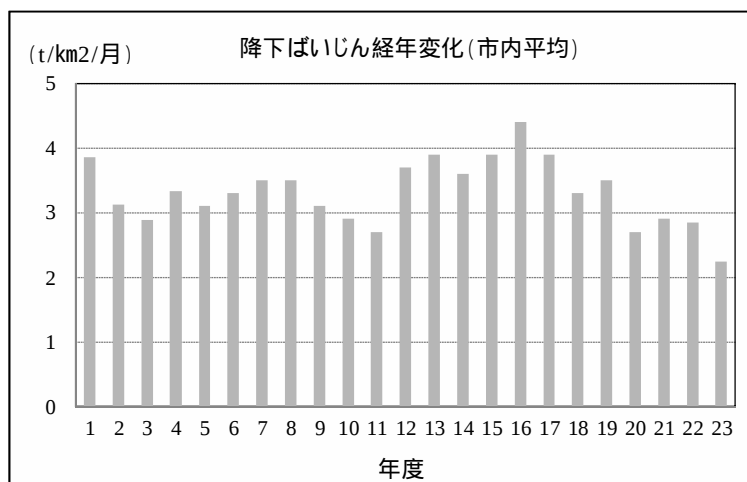
	倉敷美和	松江	春日	塩生	乙島東幼稚園	指針値
ヒ素及びその化合物	0.002	0.004	-	-	-	0.006
水銀及びその化合物	0.0017	0.0019	-	0.0015	-	0.04
ニッケル化合物	0.0052	0.013	-	0.0054	-	0.025

◇ 降下ばいじん

市内の粉じん対策のための状況把握を目的として、本市では昭和40年度から降下ばいじん*量の測定を開始し、平成23年度は、市内19カ所において測定しました。

また、発生原因の傾向を把握するため、市内10地点で降下ばいじ

ん中の鉄、マンガン、ケイ素及び炭素の測定を行いました。



《2》公害保健福祉事業と公害健康被害予防事業

公害による健康被害者の迅速かつ公正な保護を図ることを目的として、公害健康被害補償法が昭和49年9月1日に施行され、本市では昭和50年12月19日から水島地区及び児島地区の一部が地域指定されました。その後、大気汚染の状況やその健康に対する影響等を踏まえ、昭和63年3月1日に指定地域が解除となり、法律名も「公害健康被害補償法」から、「公害健康被害の補償等に関する法律」に改められました。



あおぞら教室

これにより、公害健康被害認定患者については従来どおり、健康を回復させその健康を維持増進させるために、公害保健福祉事業を行っています。また、大気汚染の影響による市民の健康被害を予防するために、公害健康被害予防事業を行っています。

平成23年度については、次の事業を行いました。

公害保健福祉事業

事業名	15歳以上転地療養事業	指定施設利用転地療養事業	インフルエンザ予防接種費用助成事業	
実施日	5月16日～5月19日	9月26日～9月29日 10月17日～10月20日	10月1日～1月31日	
実施場所	『ラフォーレ吹屋』 (高梁市)	「さつき荘」 (真庭市)	各医療機関	
対象	認定患者のうち、満40～75歳までの等級が3級、級外	認定患者のうち、満40～75歳までの等級が2級、3級及び級外	65歳以上の法に基づく認定患者	64歳以下の法に基づく認定患者
参加人員	11人	16人	接種者542人	接種者183人
事業の内容	・宿舎での保養、療養生活 ・ぜん息体操 ・陶芸教室 ・保健師による保健指導	・宿舎での保養、療養生活 ・医師による健康指導 ・看護師による療養相談 ・ぜん息体操と周辺の散歩	予防接種法に基づくインフルエンザに係る定期予防接種において公害認定患者の負担となる費用を全額助成する。	インフルエンザに係る予防接種費用を全額助成する。

公害健康被害予防事業

事業名	健康相談	ぜん息児キャンプ (あおぞら教室)	水泳教室	健康診査 (アレルギー健診)
実施回数・実施時期	10月～3月 (合計11回)	8月1日～8月5日	7月～8月 (合計10回)	4月～3月 (合計66回)
実施場所	倉敷呼吸器センター、 児島・玉島支所	『ラフォーレ吹屋』 (高梁市)	倉敷市屋内水泳センター	倉敷市保健所、 児島・玉島・ 水島・真備支所
対象	一般	小2～中3年生の 気管支ぜん息児	小1～中3年生の 気管支ぜん息児	市内在住の 1歳6ヶ月児
参加人員	26人	26人	27人	4,265人
事業の内容	医師、栄養士、保健師による相談及び指導	・体操、水泳 ・飯ごう炊飯 ・陶芸教室等	・水泳による運動療法 ・1回あたり2時間	・問診 ・医師の診察・判定 ・保健師による保健指導 ・栄養士による栄養指導

3 生活環境

3-1 騒音・振動・悪臭の規制

騒音と振動は、人々の感覚や心理に影響を与えるもので、毎年多くの苦情や相談が市に寄せられています。この問題解決のため、工場・事業場に対する指導や環境騒音*の状況を把握することにより、その改善に努めています。

また、悪臭とは、人に不快感・嫌悪感を与える「におい」であり、その「不快なにおい」により生活環境を損ない、感覚的・心理的な被害を与えるものです。悪臭は風などに運ばれ広がり、その影響が広範囲に及ぶこと、嗅覚の個人差や、嗜好・体調にも大きく左右される規制の難しい環境問題です。

（1）工場・事業場の規制（騒音・振動）

◇ 特定施設・特定建設作業の届出状況

平成23年度末における「騒音規制法」「振動規制法」に基づく特定施設*の設置工場数及び届出施設数は、次のとおりです。

特定施設の設置工場等数及び届出施設数(平成23年度末)

	工場等数	施設数
騒音	627	7,104
振動	344	4,998

特定施設を設置している工場等に対して苦情が発生した場合には、測定を行い、規制基準が守られているか確認するなど苦情発生原因を調査し、防音・防振対策について指導を行っています。

また、建物解体等などの特定建設作業*について、平成23年度には騒音規制法に基づき116件、振動規制法に基づき66件の届出がありました。届出が提出された際には、騒音・振動の防止について届出者に指導を行っています。

◇ 法規制以外の騒音・振動

特定施設を設置する事業場や特定建設作業に該当しない場合でも、苦情が寄せられたものについては、調査や指導を行っています。

《2》環境騒音・道路交通振動等（騒音・振動）

本市では、騒音の環境基準について道路に面する地域及びそれ以外の地域についての基準を定めた「騒音に係る環境基準」と新幹線鉄道騒音を対象とした「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」が指定されている地域があります。環境騒音、道路交通振動、自動車騒音、新幹線鉄道騒音について測定を行い、その結果を施設管理者等に通知し、施設改善などの要請を行っています。

◇ 環境騒音と道路交通振動測定

道路に面する地域の環境基準の達成状況は一定地域内の住居等のうち環境基準を超過する戸数及び割合により評価(面的評価*)することになっています。平成23年度は、道路に面する地域について6路線8区間で面的評価を実施し、評価区間内の環境基準を超過した住居等の割合は2.3%でした。

道路に面する地域の面的評価結果

路線名	評価延長 (km)	住宅等 戸数	環境基準超過戸数 (戸)			環境基準未達成率 (%)		
			昼夜	昼	夜	昼夜	昼	夜
一般国道 2 号	8.3	837	10	0	4	1.2	0.0	0.5
一般国道 429 号	3.8	222	0	0	0	0.0	0.0	0.0
一般国道 486 号	9.4	327	7	0	0	2.1	0.0	0.0
主要地方道 倉敷美袋線	9.3	302	34	0	0	11.3	0.0	0.0
主要地方道 倉敷笠岡線	4.0	441	1	0	0	0.2	0.0	0.0
市道 掘貫線	2.1	290	0	0	0	0.0	0.0	0.0
全体	36.9	2,419	52	0	4	2.1	0.0	0.2

また、評価の対象となる道路における自動車の交通量が少なく、環境基準値を超過しないと予想される評価区間において、環境基準値の遵守を確認するために自動車騒音と道路交通振動の測定を行いました。

第2部 環境施策の推進

第2章 基本目標2

道路に面する地域の環境騒音(測定結果と評価)

(単位: dB)

道路名	測定地点	昼間			夜間		
		測定結果	環境基準		測定結果	環境基準	
			基準	適否		基準	適否
一般県道 下原船穂線	船穂町柳井原	63	70	○	56	65	○
主要地方道 倉敷美袋線	真備町箭田	67	70	○	62	65	○

道路交通振動(測定結果と評価)

(単位: dB)

道路名	測定地点	昼間			夜間		
		測定結果	要請限度		測定結果	要請限度	
			基準	適否		基準	適否
一般県道 下原船穂線	船穂町柳井原	33	65	○	25 未満	60	○
主要地方道 倉敷美袋線	真備町箭田	43	65	○	27	60	○

いずれの調査地点においても環境基準、要請限度*を満足していました。

道路に面する地域以外の地域(一般地域)内の環境基準の適合状況を把握するために、平成23年度は2地点で環境騒音測定を行いました。

一般地域の環境騒音(測定結果と評価)

(単位: dB)

測定地点	用途地域	昼間			夜間		
		測定結果	環境基準		測定結果	環境基準	
			基準値	適否		基準	適否
真備町川辺	近隣商業地域	45	60	○	37	50	○
沖新町	第一種住居地域	48	55	○	40	45	○

いずれの地点においても環境基準を達成していました。

◇ 新幹線騒音・振動

新幹線鉄道騒音に係る環境基準と振動対策指針値*の達成状況を把握するために、上東、玉島道越、船穂において騒音と振動を測定しています。平成23年度の結果では、振動対策指針値以下でしたが、騒音の環境基準は3地点とも超過していたため、JR西日本に対して早期の騒音対策を要請しました。



新幹線騒音振動測定

新幹線騒音・振動測定結果(線路から25m地点)

(単位: dB)

	騒音			振動		
	上東	道越	船穂	上東	道越	船穂
測定結果	73	73	80	60	53	58
環境基準 (振動は指針値)	70			70		

◇ 瀬戸大橋線鉄道騒音対策

瀬戸大橋線の騒音に関しては、瀬戸大橋建設時に行った環境影響評価に基づき、努力目標値が定められています。

平成23年度では、橋梁部においては、下津井田ノ浦で測定を行い、努力目標値を満足していました。また、陸上部においては、児島上の町、木見、児島小川の3地点で測定を行い、全ての測定地点で努力目標値を満足していました。

この結果を、本州四国高速道路(株)とJR西日本、JR四国に対して通知し、今後も努力目標値達成に向け、騒音低減対策の推進と自主管理体制の徹底を要請しました。



鉄道騒音測定結果

(単位: dB)

測定地点	下津井田ノ浦 (橋梁部)	児島上の町 (陸上部)	木見 (陸上部)	児島小川 (陸上部)
測定結果	73～75	73	71	72
努力目標値	80	75		

《3》生活騒音対策《騒音・振動》

生活騒音は、事業活動以外の市民生活から発生する騒音で、その発生源は無数に存在し、誰もが加害者にも被害者にもなる可能性があります。生活騒音の抑制については、市民一人ひとりのマナーやモラルに期待するところが大きいことから、出前講座の中に「騒音のはなし」の講座を開設し、啓発活動を行っています。



また、安眠の妨げになる夜間の花火を規制するために、「倉敷市夜間花火規制条例」を制定し、公共の場所における夜間(午後10時から日の出まで)の花火を禁止しています。

特に、夜間花火が周辺住民の生活環境に著しく支障を及ぼす恐れがある区域として、「夜間花火禁止区域」を指定し、違反行為があった場合には、罰則(10万円以下の罰金)を科することができることとしています。現在は、沙美西浜海水浴場(平成12年8月指定)、沙美東浜海水浴場(平成20年4月指定)、酒津公園(平成17年7月指定)を「夜間花火禁止区域」として指定し、警察・施設管理者と共に指導・監視を強化しています。

《4》悪臭の防止

◇ 悪臭規制による立入調査・測定・指導

本市では、工場や事業場の事業活動に伴って発生する悪臭について市内全域が規制の対象地域に定められており、生活環境を損なうおそれのある22種類の**特定悪臭物質***について、その特性により「敷地境界での濃度」、「気体の排出口での濃度」、「排出される水に含まれる濃度」の基準が定められ、悪臭が発生する状況に応じた基準で規制をしています。



特定悪臭物質を発生する工場や事業場への立入調査・測定を、平成23年度には16事業場に対して実施しました。その結果、すべての事業場で敷地境界・排出水の排出基準超過はありませんでした。

悪臭測定結果 (○:測定を実施 - :測定せず)

業 種	事業 場 数	測定場所			測定物質	規制基準 適・否
		敷地境界	煙突	排水水		
塗装業	2	○	-	-	イソブタノール、酢酸エチル、メチル イソブチルケトン、トルエン、スチレ ン、キシレン	○
廃棄物処理業	1	○	-	-		○
化学工業	2	○	-	-		○
建設業	1	○	-	-	イソブタノール、酢酸エチル、メチル イソブチルケトン、トルエン、スチレ ン、キシレン メチルメルカプタン、硫化水素、硫化 メチル、二硫化メチル アセトアルデヒド、プロピオンアルデ ヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソ ブチルアルデヒド、ノルマルバレルア ルデヒド、イソバレルアルデヒド	○
肥料・飼料 卸売業	1	○	-	-	アンモニア、トリメチルアミン プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマ ル吉草酸、イソ吉草酸 メチルメルカプタン、硫化水素、硫化 メチル、二硫化メチル アセトアルデヒド、プロピオンアルデ ヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソ ブチルアルデヒド、ノルマルバレルア ルデヒド、イソバレルアルデヒド	○
繊維工業	7	-	-	○	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化 メチル、二硫化メチル	○
下水処理場	1	-	-	○		○
化学工業	1	-	-	○		○

3-2 化学物質による汚染状況の把握

（1）水質・大気のダイオキシン類調査

ダイオキシン類発生施設の規制

ダイオキシン類*の発生施設は、ダイオキシン類対策特別措置法により規制されています。これらの施設を設置する者に対しては、この法律により自主測定と測定結果の報告が義務づけられています。その結果報告を取りまとめて公表するとともに、事業者へ基準順守の指導を行いました。

平成23年度には、7事業場11施設で排ガスの中に含まれるダイオキシン類の行政検査を行いました。その結果、1事業場・1施設で排出ガスの基準超過があり、原因調査や再発防止について対策を行うよう指導し、改善しました。また、2事業場で排水中のダイオキシン類の行政検査を行い、その結果、2事業場とも排出基準を遵守していました。

◇ ダイオキシン類の水質及び底質調査

平成23年度は、市内の公共用水域の常時監視地点においてダイオキシン類の水質及び底質*の調査を実施しました。その測定結果は次の表のとおりで、河川8地点、海域8地点の水質及び底質について、すべての地点で環境基準を達成していました。



ダイオキシン類の水質及び底質調査結果のまとめ

		調査地点数	濃度範囲	環境基準
公共用水域	河川(水質)	8	0.076 ~ 0.38	1 pg-TEQ*/l以下
	海域(水質)	8	0.022 ~ 0.081	
	河川(底質)	8	1.2 ~ 28	150 pg-TEQ/g以下
	海域(底質)	8	0.12 ~ 17	

◇ ダイオキシン類の地下水調査

地下水については2地点で調査を実施し、ともに環境基準を達成していました。

ダイオキシン類の地下水調査結果のまとめ (pg-TEQ/l)

調査項目	調査地点数	濃度範囲	環境基準
地下水質	2	0.025 ~ 0.029	1以下

◇ ダイオキシン類の土壌調査

土壌については8地点で調査を実施し、すべての調査地点で環境基準を達成していました。

ダイオキシン類の土壌調査結果のまとめ (pg-TEQ/g)

調査項目	調査地点数	濃度範囲	環境基準
土 壌	8	0.0018 ~ 0.19	1000以下

◇ 大気中のダイオキシン類の調査

ダイオキシン類については、平成14年度より松江局と豊洲局の2カ所において調査を行っています。

どちらの測定地点も環境基準(0.6pg-TEQ/m³以下)を達成しており、前年度と大きな変化はありませんでした。

ダイオキシン類の調査結果のまとめ (pg-TEQ/m³)

調査項目	調査地点	濃度範囲	年平均値	環境基準
大 気	松江局	0.026 ~ 0.097	0.067	0.6 以下
	豊洲局	0.023 ~ 0.064	0.041	

◇ 廃棄物等処分場周辺の水質調査

平成23年度は、産業廃棄物処分場等の周辺環境調査として、玉島弥高山、種松山、児島仙随周辺の12地点において河川、池、地下水の水質調査を実施しました。ダイオキシン類について、12地点において年1回実施しました。

その結果、全ての地点で環境基準を達成していました。

ダイオキシン類調査結果のまとめ

(pg-TEQ/l)

調査地点	調査地点数	濃度範囲	環境基準
玉島弥高山周辺	9	0.042 ~ 0.15	1 以下
種松山周辺	1	0.052	
児島仙随周辺	2	0.13	

《2》P R T R 法

私たちの身の回りには、多種多様な化学物質から作られたさまざまな製品があり、私たちの生活になくてはならないものになっています。これらの化学物質について、環境への排出状況などの情報を把握するための仕組みが、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(通称:P R T R 法)」です。リストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者が、環境に排出した量と廃棄物などとして事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、国に届け出ることを義務づけています。このことにより事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するための法律です。平成22年度の改正により、対象となる業種及び化学物質が拡大され、平成22年度から24業種462物質について排出量等を把握することが義務づけられています。

平成23年度に届出があった172事業所の届出排出量及び移動量の合計は4,502tで、前年度の届出量と比較して904t減少しました。

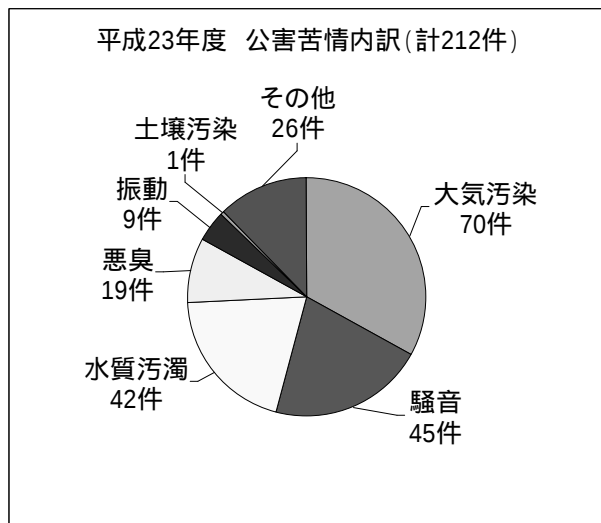
また、国では事業所からの届出排出量・移動量の集計結果と届出外排出量の推計結果をまとめて平成24年2月に公表しています。データの詳細については、環境省(ホームページアドレス <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/result/index.html>)及び経済産業省(ホームページアドレス http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6.html)のホームページで見ることができます。

《3》公害苦情

公害に関する苦情は、市民の日常生活に密着していて、市民の環境に対する要求を強く反映しています。本市では、地域生活環境の保全の観点から、苦情や相談に対し、すみやかに現地調査を行い、当事者に必要な指導や助言を行うよう努めています。

平成23年度の公害苦情の種類としては、大気汚染が最も多く全体の約3分の1を占めています。その大部分は廃棄物の野外焼却による苦情であり、市では廃棄物の適正処理の指導を実施しています。また、全体の約5分の1を占める水質汚濁について、夏期における農業用水路やため池での魚のへい死、小規模事業所からの油類の漏出や高汚濁排水に関するものが大部分を占めています。市では事業所に対して油等の流出の再発防止や、下水道への接続を指導しています。上記以外に、全体の約3割を占める騒音・振動・悪臭の苦情は、感覚の個人差や嗜好・体調にも大きく左右される問題であり、さらに、人間関係などのもつれから複雑になりやすいという特徴があります。

解決の困難な事案については、公害紛争処理法に基づき、岡山県の公害審査会に斡旋、調停、仲裁を求める方法もあります。



3-3 地域の環境美化の推進

環境美化活動を支援し、市民の環境衛生意識の向上を図るため、次の事業を行いました。

《1》地域の環境美化推進のための普及啓発

倉敷市では、美しく快適な生活環境を守ることを目的に、環境美化の推進について、広報紙やチラシの配布などにより、市民の皆様への普及啓発活動を行っています。

また、各地域で活動されている環境衛生協議会(ボランティア団体)と協働して、広報誌「かんきょう」を年2回発行しており、平成23年度には、8月と1月に合計288,600部を配布しました。さらに、本庁環境衛生課や各支所市民課環境衛生係などにおいて、不法投棄や犬の

ふん放置の禁止看板を無料配布しているほか、「全市一斉ごみ0(ゼロ)キャンペーン」などの地域の環境美化活動を支援しています。

なお、平成23年度には、「飼い犬ふん害防止条例」を「環境美化条例」から特化して制定し、平成24年1月から施行しました。犬のふんは、本来、飼い主が責任を持って処理すべきものであり、公共の場所に放置することは、他人の迷惑を顧みない、モラルに反する行為です。ふんの放置を警告する看板やちらしをリニューアルして配布するなど、さまざまな方法で「犬のふんは必ず持ち帰る」よう一層の啓発を行っています。また、環境衛生協議会と協働して、市内のごみステーション約5千箇所にふん害防止の啓発用看板を設置しました。

《2》地域清掃の実施

環境美化活動を行うことでまちがきれいになります。まちをきれいに保つことによって、ポイ捨て等をしない・させない雰囲気をつくることができます。また、市民自ら清掃活動を行うことにより、地域の環境美化やゴミの減量化・資源化などの意識啓発の効果もあります。

中でも「全市一斉ごみ0(ゼロ)キャンペーン」は、毎年9月の第1日曜日を「清掃祭日」として、市と環境衛生協議会(ボランティア団体)が共同開催しており、例年4万5千人を超える参加者がありますが、平成23年度は台風の影響で中止となりました。

また、毎年、春と秋に地域住民による清掃奉仕活動が実施されており、生活雑排水路や道路の清掃、草刈りなどを行い、平成23年度は654件の実施により、汚泥1,116.6m³、草等342.1tを倉敷市で回収・処理しました。

《3》不法投棄の防止の早期発見

日常生活の中で、ごみの不法投棄を監視し、発見した場合は、市へ連絡するなど、不法投棄の早期発見を目的に、ボランティア不法投棄監視員を地域住民から公募しました。

また、不法投棄の情報を広く集めるため、郵便事業株式会社と協定を結び、日頃からオートバイ等で市内を回っている配達員の方からの情報も提供していただけるようお願いしております。

さらに、平素から、不法投棄されやすい場所への定期的な巡回を、直営やシルバー人材センターへの委託により行っております。

第3章

リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形成されたまち

生産・消費の拡大や生活様式の多様化に伴い、消費されるエネルギーや排出されるごみは、年々増加しています。こうした大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、世界中のさまざまなところで深刻な環境問題を生みだしています。

私たちは、これからの社会を持続可能な循環型の社会へと変えていかなければなりません。そのためには、資源の適正で効率的な利用、ごみの排出抑制や再資源化などを進めていく必要があります。

1 ごみの排出抑制

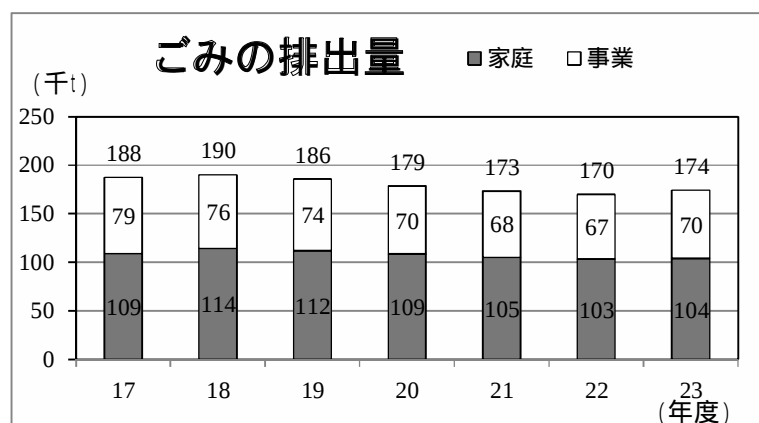
1-1 ごみの排出抑制

ごみの大量発生は、限りある資源の浪費になるだけでなく、処分に伴う環境への悪影響も心配されます。また、埋立をするための処分地の確保も困難な状況となっています。このため、できる限りごみを減らし、リサイクルを行うなど資源を有効に利用できる仕組み作りが必要になっていきます。

《1》ごみの排出量

平成23年度のごみ（一般廃棄物）の排出量は約174千tでした。台風12号による災害ごみ発生や大型店舗の出店などの影響もあり、平成18年度以降、減少傾向にあったごみ排出量は5年ぶりに増加しました。

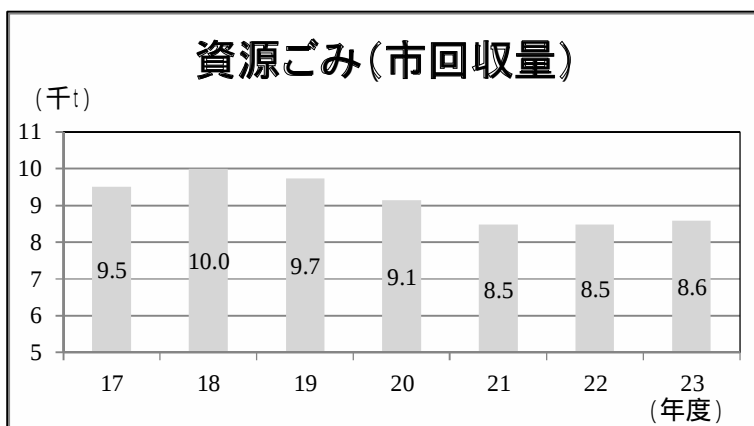
早急に、ごみの排出抑制が必要な状況です。



《2》5種14分別収集

ごみの減量・リサイクルと適正処理、また焼却施設・最終処分場の延命化のため、平成11年7月から市内全域で5種分別収集を行っており、資源ごみの細分化を含めると現在14分別を行っています。

平成23年度の資源ごみは8.6千tであり、前年度とほぼ同量です。しかし、燃やせるごみの中に、ペットボトルや雑かみ等、まだ資源化できるごみが混入している状況があります。更なる資源化を進めるため、分別の徹底が必要です。

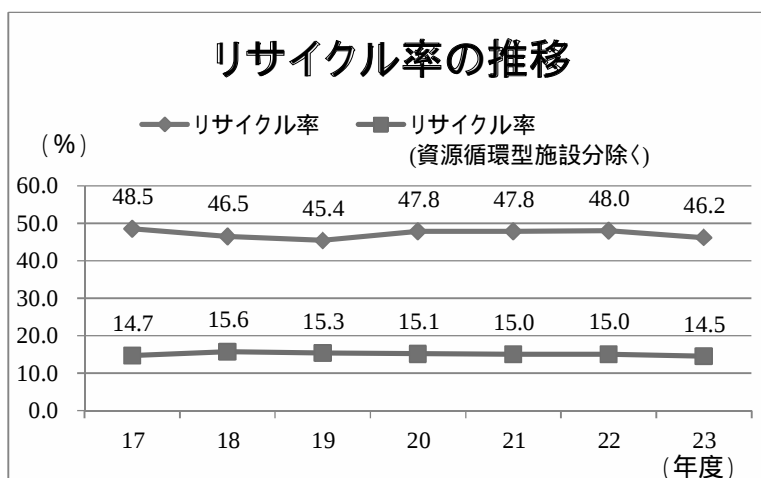


《3》リサイクルの達成状況

平成23年度のリサイクル率は、46.2%と高いレベルとなっています。この要因は、平成17年4月から倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス(株))が本格稼働を開始し、家庭から収集したごみを資源化処理していることによるものです。

一方、この施設での資源化処理以外のリサイクル率は、14.5%となっています。

本市では、更なる分別の徹底とこの施設での資源化処理の推進などにより、リサイクル率の向上を目指しています。



1-2 市民・事業者の自主的な活動の促進

ごみの減量化・排出抑制の推進には、市民・事業者の理解と協力が不可欠であるため、自発的な取り組みを引き出すことを目的に、次の事業を行いました。

《1》 集団回収の支援

ごみの減量とリサイクルを進めるために、子ども会・PTA・町内会等の団体が行う資源回収活動を支援しています。「倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱」を定め、昭和63年10月から活動を奨励するための報奨金を支給しています。

ごみ減量化協力団体報奨金交付状況

区分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
実施団体	704	810	850	909	954	987	988	1,101
回収重量(t)	18,987	18,776	20,518	19,467	18,796	18,561	17,866	17,457
報奨金額(千円)	113,923	113,620	123,826	116,783	112,755	111,362	107,200	104,742

《2》 生ごみ処理容器の補助金

家庭から出る生ごみをリサイクルするとともに、市民のリサイクル意識を高め、ごみの減量を進めるため、平成4年4月に「生ごみたい肥化容器購入費補助金交付制度」を設けて、生ごみたい肥化容器(コンポスト)などの購入費の一部を補助しています。

平成10年4月からは、「生ごみ処理容器購入費補助金交付制度」と変更になり、新たに電気式の生ごみ処理機などが補助対象に加われました。

また、平成20年10月に補助限度額及び補助率並びに交付基数制限を改正し、補助金の交付申請件数が大幅に増加しましたが、22年度以降減少傾向が続いています。

生ごみ処理容器購入費補助金交付状況

区分		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生ごみたい肥化容器	基数	91	176	148	197	669	627	378	308
	補助金額(千円)	160	298	275	387	1,840	1,954	1,098	1,037
電気式生ごみ処理機	基数	178	228	195	122	375	435	181	115
	補助金額(千円)	1,769	2,297	1,935	1,216	9,258	12,472	5,151	3,266

《3》事業ごみの減量対策

◇ 一般廃棄物の減量資源化計画

平成5年から、多量の一般廃棄物を排出する事業所に対し、一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求め、事業ごみの減量と資源化を推進しています。

◇ 事業ごみ処理手数料等

従来、事業ごみの処理については、可燃物は無料、不燃物については搬入車両の最大積載量によって処理手数料を徴収していましたが、平成9年4月からは、可燃物、不燃物にかかわらず一律600円/100kgに改定しました。平成9年11月からは、定例的に少量を持ち込む事業者に配慮し、120円/20kgに、平成10年4月からは60円/10kgに、平成13年4月からは90円/10kgに、更に平成18年4月からは燃やせるごみの中の資源化物を減らすことを目的に130円/10kgに改定しました。また、平成9年の改定では、犬、猫等の死体の処理手数料を100円/体から1,000円/体に改定するとともに、一般廃棄物収集運搬業の許可にかかわる手数料額等の改定も行いました。

◇ 紙類の原則焼却中止

平成10年4月から、増加傾向にあった事業ごみの減量とリサイクルの徹底をめざし、事業ごみのうち、リサイクル可能な紙類については市のごみ焼却処理施設での受け入れ及び焼却を中止しています。

◇ 事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付制度

事業活動から出るガラスびんをリサイクルし、ごみの減量を推進するため、平成15年10月に「事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付制度」を設けて、事業系びんを再資源化する事業者に対して補助金を交付しています。

平成23年度は事業系びんを再資源化する業者の約560tの再資源化量に対し、3,921千円の助成を行いました。

2 廃棄物の適正処理

2-1 廃棄物の再生利用の促進

排出される廃棄物は、できるだけ再生利用に努めることで排出削減及び資源の有効活用につながるため、次の事業を行いました。

（1）市民向け啓発活動

◇ クルクルセンター

市民、事業者と協働してごみ減量とリサイクルの推進に取り組み、市民の自主的な活動を支援するため、平成16年10月31日に倉敷市リサイクル推進センター(愛称クルクルセンター)を開館しました。

平成23年度は、木製家具の修理再生品・衣類・書籍のリユース事業や廃食用油燃料化事業のPRのためのBDF*カート体験走行を行いました。また、来館者、体験者についても市内外より多数お越しいただきました。

平成23年度事業実績

	事業実績
来館者数	12,354 人
リサイクル体験者数	2,476 人
修理再生木製家具の引渡し	451 点
衣類の引渡し	5,587 点
書籍の引渡し	1,959 点
BDF 精製量	6,478 L

◇ 倉敷市船穂堆肥センター

倉敷市船穂堆肥センターでは、資源の有効利用と環境にやさしいリサイクル社会の構築に向け、農業残さや家庭生ごみから有機堆肥「テクノペレット」を生産しています。原料は約1週間で、有機堆肥に生まれ変わります。平成23年度においては、約200tの農業残さや家庭生ごみから約130tの有機堆肥を製造しました。



有機堆肥
「テクノペレット」

◇ バイオマスエネルギーの活用促進

本市では、ごみの減量及びリサイクルの促進、化石燃料代替エネルギーの活用の推進を目的として、倉敷市リサイクル推進センターに廃食用油プラントを設置し、市内の家庭から排出された廃食用油から、軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料*(略称:BDF)を精製しています(当ページのクルクルセンターに関連の記載があります)。

精製した BDF は、ディーゼル燃料を使用する市の公用車の走行用燃料としての使用や、環境イベント等で燃料に BDF を利用した BDF カートの体験走行の実施など、バイオマス*エネルギーの活用促進及びごみの減量、リサイクルの促進の啓発を行いました。



廃食用油と BDF

《2》各種リサイクル法によるフロンガスの回収

冷蔵庫やエアコンなどの冷媒として使われるフロンガスは、紫外線を吸収し地上の生き物を守るオゾン層を破壊します。このため、現在では、冷蔵庫・エアコン・カーエアコンに使用されているフロンガスの回収が義務化されています。

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が平成 13 年に制定・公布され、平成 14 年 4 月から第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）に使用されているフロンガスの回収が義務化されました。これまで、フロン回収破壊法により義務付けられていた使用済自動車のカーエアコン中のフロンガスは、平成 17 年 1 月に施行された自動車リサイクル法*に引き継がれ、使用済自動車全体のリサイクルと一体的に扱われることになりました。また、家庭用冷蔵庫・エアコンのフロンガス回収は、家電リサイクル法*の下で実施されています。

2-2 廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

ごみ（廃棄物）は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、汚泥・廃油・廃プラスチック類など 21 種類の「産業廃棄物」と、その他の「一般廃棄物」に区分されています。「一般廃棄物」は市町村が、「産業廃棄物」は排出事業者又は処理業者が処理することとなっていますが、ともに適正に処理することが良好な環境を守るために必要です。

《1》一般廃棄物の処理

本市では、一般廃棄物（ごみ）を適正に処理するため、「燃やせるごみ・資源ごみ（10 分別）・埋立ごみ・粗大ごみ・使用済み乾電池」の 5 種 14 分別収集を行っています。

平成 22 年 1 月に策定した「倉敷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 ぐらしキック 20 ～ごみ減量への挑戦～」に基づき、ごみ処理事業を推進しています。

◇ ごみの収集方法

区 分		収集方法	参 考 事 項
家 庭 ご み	燃やせるごみ、資源ごみ、埋立ごみ、使用済み乾電池	ステーション 収集	ごみステーションは 市内に約 5,270 ヲ所
	粗大ごみ	戸別収集又は 自己搬入	処理手数料を徴収
	・「引越しごみ」は5種14分別して市の処理施設へ自己搬入 (粗大ごみは戸別収集も利用できる。) ・「ペットボトル」は、拠点回収(ス・パ・等の店頭で回収)も利用できる。		
事業ごみ		自己処理	市の処理施設へ搬入、 又は収集運搬許可業者へ委託

◇ 粗大ごみの『戸別(有料)収集』

粗大ごみ(複合製品を含む)は、月に一度の定められた日にごみステーションで収集していましたが、平成13年4月から、「特定家庭用機器再商品化法」(通称「家電リサイクル法」)が施行されたことをきっかけに、高齢者世帯等への公共サービスの向上を考慮し、電話での事前申込みによる「戸別収集」に移行しました。あわせて、サービスの公平化、減量・リサイクルの意識向上などの面から、粗大ごみ処理手数料(環境センター等への自己搬入も有料)を徴収することになりました。粗大ごみ処理手数料の徴収は、粗大ごみ処理証紙(粗大ごみ処理券、シール式)のスーパーやコンビニなどでの販売によることとしました。

◇ 野外焼却の禁止

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が改正になり、平成13年4月から一部の例外を除いて、ごみを定められた規格の焼却炉以外では焼却できなくなりました。一方で野外焼却による煙などの苦情が本市だけでなく全国的にも増えています。この問題を解決するには、行政が取り締まりや指導を強化するのはもちろん、市民一人ひとりが焼却により周辺の生活環境が悪化することがあることを自覚しなければなりません。このため、広報紙やFMくらしきなどを通じて啓発活動を行っています。

◇ ごみ処理にかかる経費

平成23年度のごみ処理関係費(清掃施設整備費を除く。)は、約50億5,986万円で、市民一人当たり10,504円でした。一世帯当たりでは25,671円がごみ処理に使われました。

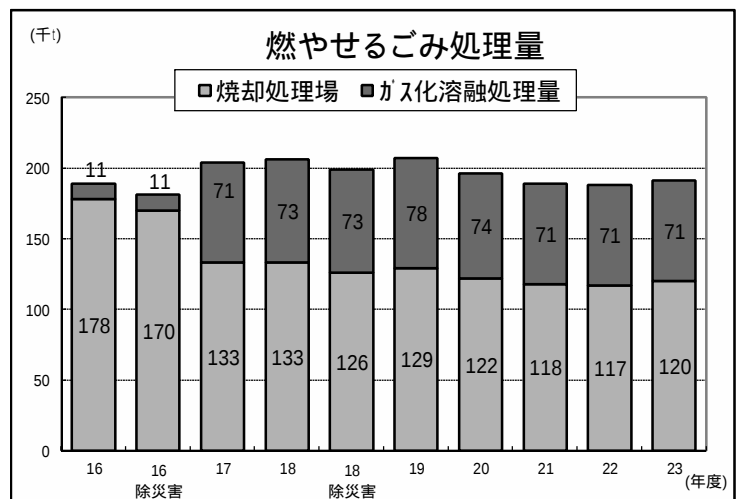
《2》一般廃棄物の処理施設

本市のごみ・し尿の処理は、近年、中間処理場(破碎したり、燃やしたりして量を減らす施設)や最終処分場(最終的に残ったものを埋める施設)の確保が困難であることから、現在では、全市で総合的に計画処理しています。

◇ 清掃工場

燃やせるごみについては、真備地区以外は、倉敷市の水島清掃工場と倉敷西部清掃施設組合(倉敷市・浅口市(旧金光町))清掃工場の2施設での焼却処理と、倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス(株))でのガス化溶融処理を行いました。

また、真備地区は、総社広域環境施設組合(総社市・倉敷市)の吉備路クリーンセンターで焼却処理しました。



水島清掃工場



倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設

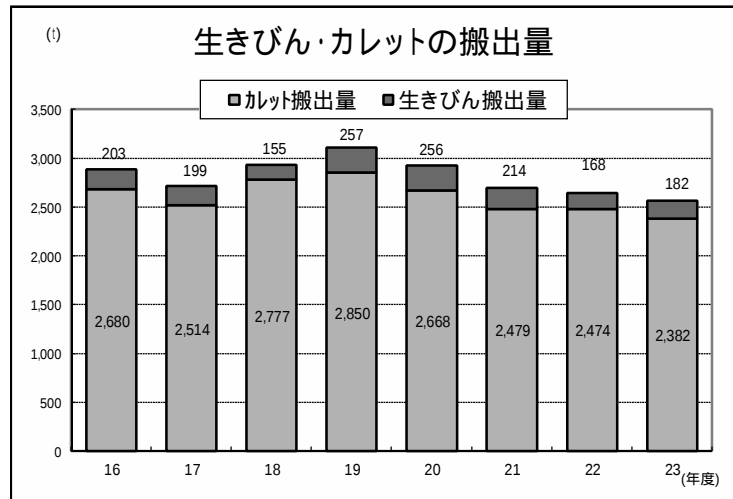
◇ 資源選別関連施設

倉敷市資源選別所では、5種14分別収集によって収集したガラスびんから、生きびん(一升びん、ビールびん等のリターナブルびん*)の回収及びガラスの色別の選別(透明、茶、緑、その他)を行



倉敷市資源選別所での選別作業

い、カレット(ガラスを細かく砕いたもの)にして再使用、再利用化を行っています。また、真備地区は、総社広域環境施設組合(総社市・倉敷市)の吉備路クリーンセンターで再使用、再利用化を行っています。



◇ 粗大ごみ処理場

戸別有料収集により、各家庭から集めた粗大ごみ(複合製品を含む。)は東部粗大ごみ処理場で破砕し、資源(アルミ、鉄等)と可燃物、その他に分別しています。

また、真備地区は、総社広域環境施設組合(総社市・倉敷市)の吉備路クリーンセンターで破砕、分別の処理を行っています。

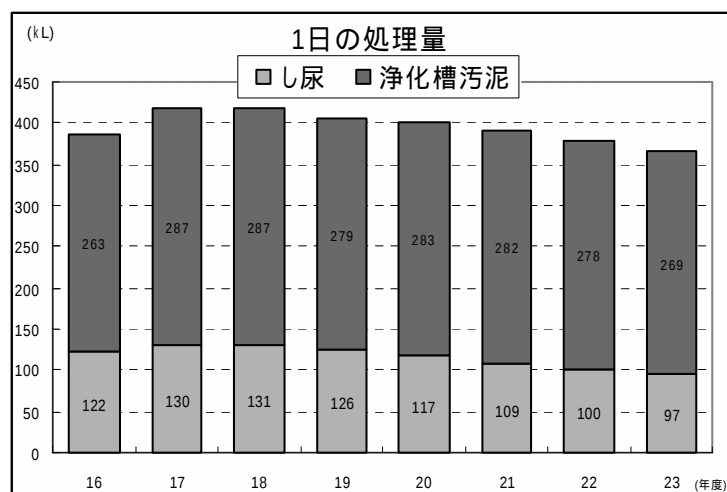
◇ 一般廃棄物最終処分場

市の最終処分場としては、東部最終処分場、船穂町不燃物処分場の2施設があります。

平成17年度から、倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(水島エコワークス(株))での焼却灰の溶融処理が開始されたことから、埋立処分量は激減しています。

◇ し尿処理場

し尿(浄化槽汚泥を含む)は、下水との混合処理を基本としており、し尿及び浄化槽汚泥の前処理(固形物を取り除きます。この固形物は焼却処理)までを、し尿処理場で行い、以降、最終処理までを下水処理場で行っています。市内には白楽町し尿処理場、水島し尿処理場、児島衛生センター、玉島し尿処理場があります。



なお、一部事務組合である備南衛生施設組合(倉敷市・岡山市・早島町)の清鶴苑、総社広域環境施設組合(総社市・倉敷市)のアクアセンター吉備路は、し尿・浄化槽汚泥の単独処理をしています。

《3》不法投棄対策

近年、大量生産・大量廃棄の時代から、廃棄物の発生を抑制し、再利用・再生利用する循環型社会へと、大きな変化を遂げてまいりました。しかしながら、家電リサイクル法の施行や粗大ごみの収集有料化などによる不法投棄物の増大と、保健所政令市移行に伴う産業廃棄物行政の県から市への委譲を契機に、本市では環境衛生課を不法投棄の総合窓口として、不法投棄対策の検討、情報の収集体制の強化、不法投棄防止のための啓発に重点を置き、情報の収集、違反者の究明、投棄物の撤去・処分などの指導、投棄物の回収など、関係部署と連携を図りながら廃棄物の不法投棄対策を推進しています。

◇ 不法投棄情報の収集

◎ 市民、環境衛生協議会からの情報提供

広報紙を通じて、市民からの不法投棄情報の提供を呼びかけています。また、環境問題のボランティア団体である倉敷市環境衛生協議会では、情報の提供だけではなく、「不法投棄防止パトロール実施中」のマグネットシートを作製し、役員が自家用車に貼って、パトロール及び啓発活動を実施しています。

◎ 不法投棄 110 番の設置 (Tel. 086-426-3361)

平成 13 年 6 月 1 日から、市民からの情報を、夜間、休日にも受け付ける留守番電話を環境衛生課に設置しています

◎ 倉敷市ボランティア不法投棄監視員制度

日常生活の中で、ごみの不法投棄を監視し、発見したときは、市へ連絡するボランティアの監視員制度(任期 2 年)を平成 13 年 9 月から実施しており、最近では平成 23 年 9 月に公募し、平成 23 年 10 月 1 日から 44 名を選任して、不法投棄の早期発見の体制強化を図っています。

◎ 郵便事業株式会社と協定締結

平成13年7月9日より、郵便局(現:郵便事業株)の外勤職員等が不法投棄を発見した際は、市へ情報提供してもらうよう郵便事業株と協定を締結しています。

◇ 不法投棄監視事業

◎ 不法投棄防止用監視カメラの導入

不法投棄の未然防止と早期発見を図るため、平成17年度に移動式監視カメラを導入しました。平成23年度は3台の移動式監視カメラを延べ26箇所に設置し、監視カメラ移設後に「不法投棄防止 監視カメラ設置区間」の看板を設置するとともに、定期的にパトロールを実施しています。また、平成23年度にはメールによる画像の転送も可能な「不法投棄監視システム」を新たに1式購入し、積極的な監視活動を展開しています。



不法投棄防止監視カメラ

◎ 航空機による上空監視及びテープ広報

本市職員が民間航空業者のヘリコプターに搭乗し、山間部を中心に市内全域の監視を行う上空監視業務を年2回(平成23年度は10月及び3月)実施しています。(平成24年度より回数を4回に増やして実施する予定です。)

このほか、不法投棄の防止をセスナ機より呼びかけるテープ広報を年1回実施します。



上空監視実施状況

◇ 不法投棄防止のための啓発

◎ 全市一斉ごみ0（ゼロ）キャンペーン

毎年9月の第一日曜日に、倉敷市環境衛生協議会と共催で全市一斉の清掃作業を行っています。地域のまわりに散乱している空き缶・空き瓶・ペットボトルや燃やせるごみを回収することにより、ポイ捨てのない、美しく快適な生活環境づくりを目指しています。

例年は4万5千人超の市民が参加して実施していますが、平成23年度は台風の影響のため中止しました。

◇ 不法投棄回収量

平成23年度に、市が回収した不法投棄の回収量は139,418kgでした。この中には、バイク7台、自転車596台、家電4品目42台（テレビ12台、冷蔵庫16台、洗濯機14台）が含まれています。

撤去回収状況（平成23年度実績）

（単位：kg）

区 分		燃やせるごみ	不燃性 粗大ごみ等	合 計	昨年度比
環境衛生課が 処理したもの	通報等によるもの	460	10,270	10,730	3,449
	他課からの 依頼によるもの	1,100	11,970	13,070	16,530
市の各担当課が処理したもの		60,020	28,658	88,678	67,054
業者に委託して処理したもの		12,550	14,390	26,940	6,350
合 計		74,130	65,288	139,418	40,725

（（4））産業廃棄物対策

本市は、中核市として産業廃棄物に関する業務を行っています。主な業務として、産業廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可を行うほか、排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施し、廃棄物の適正処理について指導を行っています。

また、廃棄物の減量化・再生利用の推進、市民や事業者に対する廃棄物に関する正しい知識の普及など産業廃棄物の適正処理を推進しています。

産業廃棄物処理業及び処理施設の許可状況(H24.3.31 現在)

処理業の区分	業者数	施設の区分	施設数
産業廃棄物収集運搬業	368	中間処理施設	132
産業廃棄物処分業	85	安定型最終処分場	5
特別管理産業廃棄物収集運搬業	69	管理型最終処分場	2
特別管理産業廃棄物処分業	7		

平成23年4月1日の法改正に伴い、倉敷市の許可が不要となった業者が多数あったため、業者数が大幅に減っています。

◇ 産業廃棄物の発生量の抑制

産業廃棄物の減量化を図るため、排出事業者への立入検査などにより、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進について指導を行いました。

また、多量に産業廃棄物を排出する事業者に対しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて、減量・再生利用などを盛り込んだ処理計画を提出させ、実施するように指導しました。

◇ 産業廃棄物処理業者への立入

倉敷市内の産業廃棄物処分業者や施設の設置者を中心に定期的に立ち入りし(平成23年度は許可業者に対し254件)、廃棄物の適正処理の指導を行いました。



立入実施状況

第4章

地球温暖化対策の取組により低炭素社会が形成された まち

地球温暖化・オゾン層破壊・酸性雨・熱帯雨林の減少など地球的規模の環境問題は、本市だけの取り組みで解決できるものではありません。しかし、その原因は私たちの生活と密接に結びついており、一人ひとりの努力によって少しずつでも改善していく必要があります。

本市では、平成23年2月に策定した本市全域の**温室効果ガス***削減計画、クールらしきアクションプラン(倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編))に基づき、地球温暖化対策の施策を展開しています。

その一つとして、市民や事業者に地球温暖化を身近な問題として考えてもらえるよう、夏季の室内温度上昇を緩和する「緑のカーテン」用の種や家庭でできる温暖化対策を取りまとめた冊子「グリーンらしきエコアクション」の配布などを通じて啓発活動を行っています。

1 温室効果ガス削減

1-1 ライフスタイルの見直しによる 温室効果ガスの排出抑制

地球表面の平均気温は、1906年からの100年間に0.74℃上昇しました。(IPCC*第4次評価報告書)この地球温暖化は、温室効果ガス、なかでも私たちの経済活動・日常生活により排出される二酸化炭素の著しい増加が主な原因となっています。

このまま対策を取らずに温暖化が進むと、21世紀末には地球表面の平均気温が約1.1～6.4℃上昇するといわれています。その結果として、海面水位の上昇による沿岸域への影響や異常気象による自然災害の増加、感染症・熱中症等健康被害の拡大、生態系の変化や農作物の生産性の低下等、世界的に深刻な被害が発生すると懸念されています。

そのような中、本市ではクールらしきアクションプランで、「2007年度を基準年として、2020年度に温室効果ガス排出量を12%削減する」という中期目標を設定し、その目標達成のための13の重点施策を「クールらしき80」として推進しています。

基準年の 2007 年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、3,957 万トン-CO₂ で、そのうちの 81% が産業部門からの排出になっています。日本全体の産業部門の割合は 36% であり、水島コンビナートを抱える本市の特徴を表す排出構造となっています。

2008 年度の排出量は 3,423 万トン-CO₂ で、基準年と比較して 13.5% 減少しました。この原因としては、2008 年度後半の世界的な金融危機による景気後退の影響により、産業部門を始めとする各部門のエネルギー需要が減少したことなどが考えられます。

また、事業者、市民団体、学識経験者等から構成する、倉敷市地球温暖化対策協議会を設置し、温室効果ガスの排出状況や施策の進捗状況を協議しました。



《1》グリーンくらしきエコアクション

市民や事業者等がすぐに取り組める温暖化対策を普及啓発するため、市民が家庭や街でできる 20 の取り組みをCO₂削減効果や家計の節約効果などとともにまとめました。

環境啓発イベントでの活用や関係各所での配布を通じて地球温暖化対策への取り組みの啓発に努めています。



《2》緑のカーテン

緑のカーテンとは、つる性の植物でカーテンのように窓をおおうことを言います。そうすることで、室内に入る夏の日差しが和らぎ、また、植物の蒸散作用によって室温の上昇を抑えられるため、エアコンに頼り過ぎない省エネ生活が実践できます。本市では、家庭で緑のカーテン作りに取り組んでくださる方にゴーヤやアサガオの種や苗を配布して啓発を行い、市庁舎、幼稚園、保育園、小中学校、公民館などの市の施設でも積極的に取り組んでいます。

また、緑のカーテンを広めていくため、くらしきグリーンメイト(緑のカーテン推進員)を募集し、約 200 人の方を登録しています。くらしきグリーンメイトには優先的にゴーヤ等の種を配布するとともに、周りの方へ取り組みの輪を広げてもらうよう依頼しています。

平成 22 年度からは「緑のカーテンコンテスト」を実施し、家庭や事業所で育成した緑のカーテ

第2部 環境施策の推進

第4章 基本目標4

ンの写真を募集しました。市民部門に153件、事業者部門に32件の応募があり、市民投票の結果により部門ごとに優秀作品5点を選定し、12月の環境イベントで表彰しました。



市民部門最優秀賞



事業者部門最優秀賞

《3》エコドライブ講習会

国では、行楽シーズンであり自動車に乗る機会が多くなる11月を「エコドライブ月間」とし、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用＝エコドライブを推進しています。本市でも、市民と事業者を対象にしたエコドライブ講習会を倉敷自動車教習所で実施し、計29名が受講しました。

まず、普段の運転方法で自動車を運転し、エコドライブのテクニックを学んだ後、今度はエコドライブを実践して運転していただきました。2回の運転の燃費を比較すると参加者の平均で13%も改善しており、エコドライブが地球温暖化や大気汚染といった環境負荷の軽減だけでなく、燃料費の節約にもなることを実感していただきました。



エコドライブ講義



実車講習

1-2 省エネルギー設備などの導入による 温室効果ガスの排出抑制

水島コンビナートには電気自動車を生産する工場があり、電気自動車の普及による温暖化対策は本市の特徴を反映した施策として、クールらしきアクションプランの重点施策にしています。

《1》電気自動車、充電設備の購入・設置補助制度

市民・事業者ともに日常の交通手段として自動車を使用する機会が多くなり、運輸部門からの温室効果ガスの排出量も増加しています。

このため本市では、走行中に二酸化炭素や大気汚染物質を排出しない電気自動車の普及を目指し、平成22年度より市民や事業者が電気自動車を購入したり、不特定多数の人が利用できる駐車場に充電設備を設置する場合、その費用の一部を補助しています。

【補助金額】

	補助対象経費	補助金の額
電気自動車の購入	本体購入費	電気自動車1台当たり20万円(購入額が20万円未満の場合は、当該購入額)
充電設備の設置	購入費及び設置工事費の合計額	補助対象経費に4分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)。上限10万円。

【補助件数】

電気自動車の購入	H23	H22	H22年度からの累計
アイ・ミーブ	27台	42台	69台
ミニキャブ・ミーブ	17台	-	17台
リーフ	15台	-	15台
合 計	59台	42台	101台

充電設備の設置	H23	H22	H22年度からの累計
	2基	1基	3基

《2》市有電気自動車の貸し出し

試乗する機会が少ない電気自動車に乗って実際の走りを体験し、環境への意識を持っていただくことと、観光資源に恵まれた本市内を環境にやさしい電気自動車で巡っていただくことを目的として、平成22年度から本市が所有する電気自動車を6月から11月の土曜、日曜、祝日の閉庁日に市民及び県外からの観光客に無料で貸し出しています。

【貸出実績】

	H23	H22
市 民	86 組	113 組
観光客	30 組	32 組
稼働率	69%	86%

《3》電気自動車充電設備の整備

環境にやさしい電気自動車の欠点は航続距離が短いことです。本市内で電気自動車を安心して乗っていただくためには、充電設備を設置拡充し、主要な場所でいつでも充電できる安心感を持っていただくことが重要です。

本市も本庁舎や環境交流スクエアに急速充電器を設置して閉庁日には一般開放したり、市営中央駐車場に充電設備を設置するなど、電気自動車を使用する利便性を高めるようにしています。

平成24年4月現在、本市内には急速、普通充電器を合わせて一般開放された充電施設が48基整備されています。

2 再生可能エネルギーの導入

2-1 家庭への再生可能エネルギー利用設備の導入

《1》住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

本市では、日照時間の長い恵まれた自然特性を活かし、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、住宅用太陽光発電システム設置者への補助を行っています。

平成23年度は新築・建売住宅が1kWあたり2万円、既築・中古住宅が1kWあたり2万5千円で上限4kWの補助を行いました。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受けて、再生

可能エネルギーへの関心が高まったことから、補助総額を1億3,480万円に増やし、1,536件の補助を行いました。平成23年度末の本市内の太陽光発電システム設置件数は、中国経済産業局の調べで7,336件になりました。

【補助件数と補助単価】

	補助件数	補助件数の累計	年度末の市内 設置件数 (中国経済産業局調べ)	補助単価 (1 k Wあたり)	補助の 上 限
H16	183 件	183 件		3 万円	4 k W
H17	299 件	482 件			
H18	292 件	774 件			
H19	226 件	1,000 件		1 万 5 千円	
H20	281 件	1,281 件	3,022 件		
H21	953 件	2,234 件	3,852 件	3 万円	
H22	979 件	3,213 件	5,346 件		
H23	1,536 件	4,749 件	7,336 件	新築・建売 2 万円 既築・中古 2.5 万円	

《2》国内クレジット制度の活用

国内クレジット制度とは、大企業等の技術や資金によって中小企業等が削減した温室効果ガス排出量をクレジット(排出枠)として認証し、大企業等の温室効果ガス削減に活用する、国が進めている制度です。

本市では、市の補助を受けて太陽光発電システムを設置した市民で構成する「くらしきサンサン倶楽部」が削減したCO₂を市が取りまとめて国内クレジット化し、本市の環境学習活動を担っているNPO法人を通じて、市内の事業者に売却しています。

平成23年度は「くらしきサンサン倶楽部」のメンバーである949世帯の方が削減事業に取り組み、649トンの国内クレジットを生み出し、株式会社中国銀行に全量売却しました。

今後は、地球温暖化防止とエネルギーの大切さについての啓発活動等に売却代金を活用予定です。

この事業で行われる温室効果ガスの削減、国内クレジット化の事務、販売、購入には、市民、行政、民間団体、事業者が関わっており、本市で活動するすべての主体が一体となって温室効果ガスの削減に取り組む体制になっています。



地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市町村は自らの事務及び事業に関して排出される温室効果ガスの削減等の計画を策定することが義務付けられています。

【第一期、第二期、第三期の基準年と削減目標等】

対象施設が異なるため、各期の実績値と基準年排出量は一致しない。

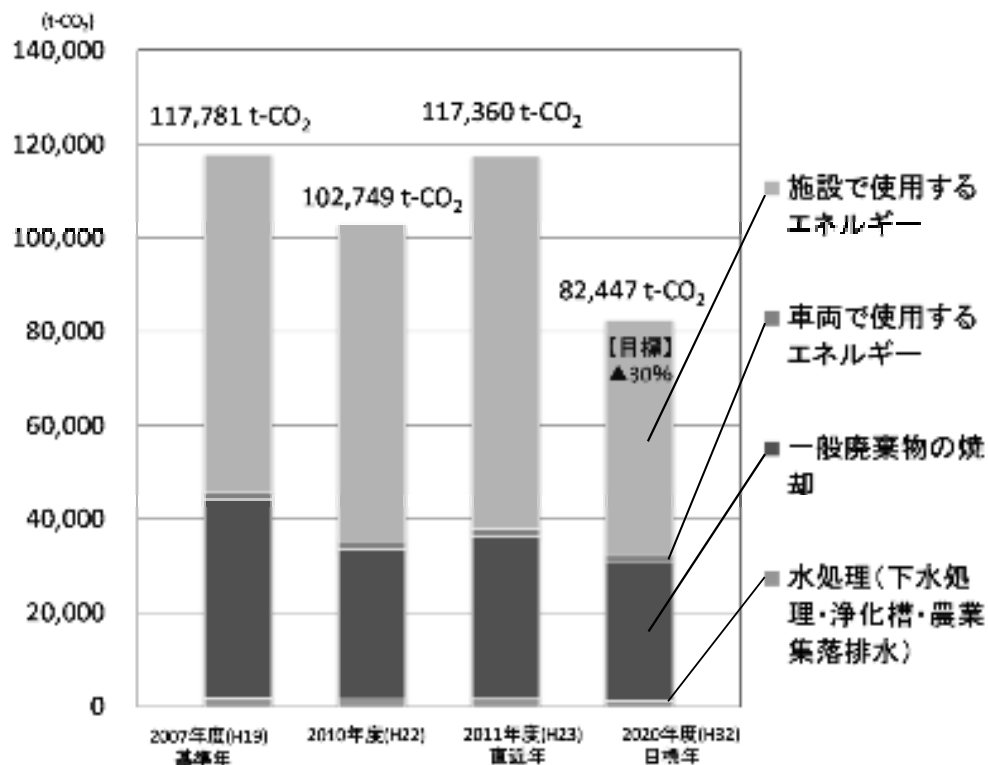
《2》倉敷市役所の温室効果ガス排出実績

平成23年度の温室効果ガス排出量は、平成19年度(基準年)に比べると約0.4%減少しましたが、前年度より約14%増加しました。その理由として、新設の施設が増えてエネルギー使用量が増加したこと、電力会社の発電時のCO₂排出係数が増加したためです。

本市では、施設管理課の長で構成する「省エネ・温暖化対策推進委員会」を設けて、全庁的にエネルギー使用量の削減に努めるとともに、省エネ法に基づくエネルギー使用状況の把握、施設の「管理標準」による適切な運転管理を行うことで省エネを図っています。

【削減対象別温室効果ガス排出実績】

削減対象項目	平成19年度(基準年) 排出量(t-CO ₂)	平成23年度 排出量(t-CO ₂)	平成32年度 (目標年) 総排出量(t-CO ₂)
施設で使用するエネルギー	71,857	79,424	82,447
車両で使用するエネルギー	1,729	1,770	
一般廃棄物の焼却	42,361	34,443	
水処理(下水処理・浄化槽・ 農業集落排水)	1,834	1,723	
総排出量	117,781	117,360	



【温室効果ガスの種別毎の排出実績】

種 別	地球温暖化係数	平成 23 年度 排出量 (t-CO ₂)	平成 19 年度 (基準年) 排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	1	114,129	113,514
メタン	21	560	602
一酸化二窒素	310	2,671	3,665
H F C	1,300	0	0
六ふっ化硫黄	23,900	0	0
総排出量		117,360	117,781

《 3 》 公共設備の緑化

アサガオやゴーヤなどのつる性の植物を建物の窓や壁の外側に這わせて緑のカーテンをすることで、夏場の強い日差しを和らげ建物の温度上昇を防ぎ、エアコン等の消費電力の低下に繋がります。

平成 23 年度は、全ての市立小学校・幼稚園計 148 校で緑のカーテンに取り組み、市内の小・中学校 1 校ではブロック塀を生垣として更新しました。

また、保育園、幼稚園及び小学校の校庭の芝生化にも取り組んでいます。校庭の芝生化は、緑を増やす効果や照り返しの予防につながるうえ、子供たちが裸足で自由に遊べるなどの効果が期待されます。平成 23 年度は、5 保育園、1 幼稚園、1 小学校で芝生化しました。



校庭の芝生化の様子

《4》公共施設への再生可能エネルギー利用設備の導入

本市では、公共施設を新築また改築する際、再生可能エネルギーの太陽光を有効利用するため、太陽光発電システムや太陽熱利用施設の設置を積極的に行っています。

【太陽光発電システム】

N o	設置年度	施設名称	発電能力 (kW)
1	平成 11 年度	真備図書館	20
2	平成 16 年度	クルクルセンター	20
3	"	倉敷翔南高校	10
4	"	船穂公民館	30
5	平成 19 年度	長尾小学校	4.8
6	平成 20 年度	倉敷南小学校	4.8
7	平成 22 年度	玉島児童館	2.9
8	"	北中学校	10
9	"	黒崎中学校	5
10	"	郷内公民館	5
11	"	連島憩いの家	5
12	"	船穂支所・船穂武道館	20
13	"	真備総合公園体育館	30
14	"	環境交流スクエア	24.5
15	"	児島モーターボート競走場	3
16	"	下津井西小学校	5
17	"	本庁舎	50
18	"	倉敷第一中学校	5
19	平成 23 年度	児島市民交流センター	30
20	"	倉敷みらい公園	2
21	"	玉島市民交流センター	30
22	"	玉島東中学校	5
23	"	片島浄水場	20
24	"	西阿知小学校	5
25	"	真備中学校	5
合 計			352

【その他の施設】

太陽熱利用施設(パネル面積191m²) - 環境交流スクエア(愛称:水島愛あいサロン)

第5章

市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

現在の環境問題は、企業の生産活動に伴う産業型公害から、大量の資源やエネルギーを消費する生活スタイル・事業活動による環境の悪化へと変わってきています。このため、市民一人ひとりの協力がなくては環境問題を解決することはできません。そこで、本市では市民参加のもとで良好な環境づくりを進めていきます。

1 市民全体の学習

1-1 環境学習の機会の提供

環境問題に対する市民・事業者の意識を高めるため、広報活動・講演会・催し物の開催などの各種事業を行いました。また、受け身で話を聞くだけでなく、主体的に行動し五感を通して学ぶことのできる体験型の環境学習も充実させていきます。

◇ くらしき環境キャラクター『くらいふ』

全国から「くらしき環境キャラクター」のデザインを募集し、平成22年2月に162点の応募作品の中から最優秀作品として「くらいふ」を選定しました。

「くらいふ」の名前は、「倉敷(くらしき)で環境にやさしい生活(ライフ)を送る」に由来しています。エネルギーをたくさん使うライフスタイルを変えて、暮らしやすい倉敷をつくろうという思いを込めています。体は倉敷らしさを表す「蔵」、大きな頭は丸い地球、頭の葉っぱは緑の豊かさと倉敷の「く」、青色の足は高梁川の清流を表現しています。

また、「くらいふ」の着ぐるみを作成し、環境啓発等のイベントで活用しています。



《1》環境月間行事

毎年6月5日は「世界環境デー*」として世界各国で環境に関する行事が行われています。我が国では6月を「環境月間」として全国で多彩な催しを行っており、本市においても市民に向けて様々な啓発活動を行っています。

◇ くらしき環境フェスティバル

環境月間啓発事業の中核的事業として、「くらしき環境フェスティバル」を開催しました。「くらしきエコの日」をコンセプトに、「循環型社会形成～いつまでも暮らせる地球のために～」をテーマとして、市の環境施策の啓発ブースのほか、市民団体等18団体及び1名の講師に出展していただき、環境講演会、ステージイベント、体験型コーナー、パネル展示など実施し、親子づれなど、約2,000人の市民参加がありました。また、リサイクル容器の使用など環境に配慮したエコフードコーナーの設置、環境未来型バスによる送迎など前年度以上に環境に配慮したイベントとしました。

・日時・場所：平成23年6月19日(日) 10:00～15:00 ライフパーク倉敷(メイン会場)



『リサイクル手作り』コーナーの様子



環境未来型バスによるシャトルバス

◇ 環境イベント IN イオンモール倉敷

6月12日、13日の2日間、イオンモール倉敷との協働事業として環境イベント「もっとECOキャンペーンイオンモール倉敷」を実施しました。イベントでは、市内真備町の竹を利用したマイ箸作りの体験コーナーや天ぷら油などの廃食用油をリサイクルしたバイオディーゼルで走るBDFカーの展示、廃食油からのエコキャンドル作り、環境クイズ、環境啓発パネルの展示等により、地域の環境保全の啓発を行いました。



地球温暖化問題啓発のパネル展



マイ箸作りの体験コーナー

◇ 環境監視センター環境学習教室

環境問題をより身近なものとして理解を深めていただくために、環境監視センターでは市民を対象に環境学習教室を開催しました。環境学習クイズや大気・水質の簡易測定、ソーラーカー組み立てなどの体験型の学習を通して、楽しみながら環境学習を行いました。

◇ 環境監視センターの一般開放

環境監視センターの施設を市民に公開しました。23年度は37人の市民が訪れ、大気環境監視システムや水質・悪臭の分析方法についての説明、環境大気測定車や測定機器の見学、環境クイズなどを実施しました。

◇ くらしきエコつう講座

地域で活躍する環境学習推進パートナー「くらしきエコつう」を養成するために、高校生以上の市民等を対象に、3日間の連続講座「くらしきエコつう講座」を実施しました。23年度は「循環型社会形成」をテーマに次の講座を開催し、46名が参加しました。なお、1日目の環境講演会はくらしき環境フェスティバルとの共通メニューとして実施しました。

[1日目] 6月19日(日) 10:00～14:30 ライフパーク倉敷

・環境講演会「命とふれあう暮らし・スローライフ」

講師:タレント 高木美保氏

・講座「倉敷市の環境を学ぶ!～過去からいま～」

講師:環境政策課 職員

[2日目] 7月7日(木) 9:30～16:00 ライフパーク倉敷・岡山エコタウン関係施設

・講座「くらしキック20～ごみ減量への挑戦～」

講師 一般廃棄物対策課 職員

・講座「ダンボールコンポストで生ゴミを活かす！！」

講師 エコウェーブおかやま世話人 成田美和子氏

[3日目] 7月26日(火) 9:30～12:00 ライフパーク倉敷

・講座「毎日の買い物が世界を変える！～今日からあなたもグリーンコンシューマー～」

講師 エコウェーブおかやま世話人 成田美和子氏

また、過去のくらしきエコつう講座受講者やその他の環境学習講座受講者を対象に、フォローアップ講座を開催しました。フリーアナウンサーの森田恵子氏を招き、講座で学んだことや取り組んでいることを地域の環境学習活動の実践に活かしてもらうため、周りの人に『伝える・伝わる』ことを重点に置いた講座を開催し、24名が学びました。



フォローアップ講座の発表・講師講評の様子

（２）児島湖流域環境保全推進月間

岡山県では毎年9月を「児島湖流域環境保全推進月間」として水質の良くない状況が続いている児島湖流域の浄化対策を広く呼びかけています。

◇ 児島湖流域清掃大作戦

毎年9月の第一日曜日に、児島湖や流域河川の一斉清掃を行っています。本市では倉敷川の美観地区周辺などで、地域住民・民間団体などによる清掃作業を行っています。

平成23年度は、台風12号のため中止となりました。

◇ 児島湖流域環境保全推進ポスターコンクール展

小・中学生から児島湖の水質浄化を訴えるポスターを募集し、平成23年9月27日～9月30日の間、市役所1階展示ホールにおいてポスターコンクール展を開催しました。平成23年度は、市内の小・中学校17校から150点の作品の応募があり、岡山県知事賞など27作品が入賞・入



市内の小・中学生の児童から
応募のあったポスターを展示

選しました。子どもたちがポスターを描くことで、児島湖流域全体の環境問題を自分の身近な問題として考えるようになり、また、作品を鑑賞した市民の意識も高めることにつながりました。

《3》自然と人の共生する環境の推進

◇ 自然観察会

倉敷市立自然史博物館では博物館友の会と協力してさまざまなテーマで自然観察会を開催しています。平成23年度は、「おかやま自然探訪」シリーズ、「街中での岩石の観察」、「チョウをつかまえよう」、「貝の観察会」、「粘菌観察会」など計27回の自然観察会を開催しました。



粘菌観察会

◇ 特別講演『水辺の小わざ』

技術系職員を対象に自然環境に配慮した工事に関する研修を実施しています。平成23年度は、通常の研修に加え、一般公開の特別講演として徳島大学総合科学部の浜野龍雄教授を講師に迎え、「水辺の小わざ～安価で効率のよい川や水路の再生技術～」と題し、水産資源としても重要なアユ、ウナギなど通し回遊魚*の解説とその生態に基づく安価な魚道改修や事業の進め方等についての講演会を開催しました。

◇ いきもの茶屋

生き物を身近に感じ、関心を持ってもらうきっかけとして、平成21年度より、サイエンス・カフェ「いきもの茶屋」を開催しています。一般的なサイエンス・カフェとは一味違う“倉敷らしさ”も持ったサイエンス・カフェを味わっていただくため、美観地区などに代表される『和』や里山の旧校舎など『懐かしさ』のエッセンスを加え、「いきもの茶屋」と名づけています。平成23年度は、2回実施しました。

・倉敷大橋家住宅いきもの茶屋：平成23年9月10日(土)14:00～16:00

テーマ：自然観察のすゝめ！

講師：山田哲弘氏（(財)岡山県環境保全事業団環境学習センター「アスエコ」主査）

・GARI・コラボ・いきもの茶屋：平成24年1月21日(土)14:00～16:00

テーマ：聞いて楽しい！？見て楽しい！？チンパンジーの話

講師：楠木希代氏((株)林原生物化学研究所類人猿研究センター(GARI)研究支援)

《4》環境にやさしい循環型社会の推進

リサイクルを進めるうえでは、市民の参加が不可欠です。リサイクルへの意識の啓発のため、次の事業を行いました。

◇ リサイクルフェア

市民のリサイクルとごみの減量に対する意識を高めるために、リサイクルフェアを開催しています。

平成23年度は、クルクルセンターを会場に、フリーマーケットでの不用品の売買やおもちゃの病院でのおもちゃの修理、修理再生家具の展示、マイはし作りやペットボトル工作のほか、「廃食用油での石けん作り」「牛乳パックを利用したはがき作り」「折り込み広告を利用したおもちゃ作り」などの実演や啓発パネルの設置、BDFカート試乗体験など、リサイクル意識を高める催しを行いました。また、リサイクルとごみ減量に関する企業出展もありました。



リサイクルフェア

◇ 暮らしとごみ展

ごみ問題について広く市民に現状を訴えるために、本庁展示ホール・水島支所・クルクルセンター・玉島支所・真備支所の5カ所で「暮らしとごみ展」を開催しました。市内の小・中学生から募集したポスター標語の展示や、ごみ減量・リサイクルの啓発用パネルの掲示やパンフレットの配布、生ごみ処理容器購入補助制度の紹介などを行いました。



暮らしとごみ展

◇ マイバッグ・マイ箸運動

限られた地球の資源と緑を守るために、「ごみ減量…小さなことの積み重ね！お買い物、外食にはマイバッグ・マイ箸」をスローガンに市民運動を展開しました。

平成 22 年 6 月から、毎月 10 日を「県下統一ノーレジ袋デー」としてスーパーマーケットの店頭にて市民団体との協働で啓発イベントを実施しています。



県下統一ノーレジ袋デー

また、平成 22 年 10 月から「倉敷市マイバック・マイ箸運動推進協力店認定制度」を創設。マイバック協力店 55 店舗、マイ箸協力店 10 店舗を設定しました。

◇ 空き缶つぶし機の貸し出し

電動の空き缶つぶし機を 3 台備えて、市民・団体・学校などに貸出しをしています。

（５）地球温暖化対策の推進

地球温暖化を身近な問題として考えてもらうように、啓発活動を進めています。

◇ ストップ温暖化くらしき

「ストップ温暖化くらしき」は、参加者に地球温暖化問題に正しい理解と行動するきっかけを提供することを目的に、市民団体やNPO法人、行政等で構成する実行委員会が企画・運営する温暖化防止啓発イベントです。通算 4 回目となる今回は、「明日をかえる、今日のエコ。」をテーマとして開催し、約 4,000 人の来場者がありました。会場となった倉敷市芸文館・館前広場では、企業や大学、環境活動団体等によるエコ製品の展示・販売ブース、家庭の省エネ診断や廃材でつくるエコおもちゃ、マイはしマイバッグづくりなどの体験ブース、高梁川流域の名物を一堂に集めた飲食ブース「高梁川マルシェ」など、約 60 ブースの出展がありました。



メインステージ



エコがちゃがちゃ出展ブース



高梁川マルシェ

広場に設けられたメインステージでは、緑のカーテンコンテスト表彰式や小学生による家庭での省エネルギー実践事例紹介「こどもエコライフチャレンジ発表会」、環境啓発のローカルヒーロー「キレイニスルンジャー」によるショーなど、省エネルギーや地球温暖化について市民が考え、行動する「きっかけ」となる多彩な企画を行いました。

また、館内のアイシアターでは、「懐かしい未来を創る、ものづくりと暮らしのか・た・ち」と題して、東北大学大学院教授の石田秀輝氏から、環境にやさしい暮らしを支える技術を自然の中に見つける「ネイチャーテクノロジー」のご講演をいただきました。

なお、環境にやさしいイベント開催とするため、本イベントで使用した電力約1,000kWh分のグリーン電力証書を購入し、カーボンオフセットを行いました。



こどもエコライフチャレンジ発表会



キレイニスルンジャーショー



石田秀輝氏講演会

◇ 省エネ・エコドライブの実践

家電製品の待機電力や自家用車の燃費を測定し、「見える化」することは、節電量や節約金額を実感でき、省エネやエコドライブに取り組むきっかけになります。

そのため本市では、電力使用量を測定するワットアワーマーターやワットチェッカーと、燃費マネージャー(自動車の燃費計)の貸し出しを行っています。



ワットアワーマーター



ワットチェッカー



燃費マネージャー

◇ CO₂削減／ライトダウンキャンペーン

本市では、地球温暖化対策の推進や啓発活動として、6月22日から8月末日の期間に環境省が呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」の実施をうけ、6月22日(夏至・ブラックイリミネーション)と7月7日(七夕・クールアースデー)に、本庁舎や倉敷駅前等で一斉消灯を実施し、6月22日には倉敷駅やスーパーマーケットなど人が集まる市内4カ所で市民へライトダウンキャンペーンの啓発と消灯の協力依頼を行いました。

ライトダウンは、地球温暖化の防止や省エネルギーの啓発につながるほか、光害の防止にもつながります。このような取組みをきっかけに、不要な電気の消灯など、地球温暖化対策への行動につながることを期待されます。

《6》出前講座

本市では生涯学習の一環として、市の職員が講師を務める出前講座を市民・団体・企業などの求めに応じて開催しています。

この講座の中には環境学習に関するものも多数用意しています。平成23年度は「ごみ減量とリサイクル」、「家庭ごみの正しい出し方 5種14分別収集」、「牛乳パックからはがきづくり」、「廃食油からキャンドルづくり」、「倉敷市の水質汚濁について」、「身近な自然のはなし」、「地球温暖化のはなし」、「大気・身近な空気のごれを調べる」、「水質・身近な水のごれを調べる」などの各講座と、「クルクルセンター」、「倉敷西部清掃施設組合清掃工場」、「倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設」、「水島清掃工場」の各施設見学に350件13,829人の参加がありました。



平成23年度出前講座チラシ

生涯学習課でとりまとめている講座につきましては、生涯学習課のホームページをご覧ください。生涯学習課ホームページ URL <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1le/>

《7》体験学習の充実

市民が体験型の環境学習を進めていけるように、イベントの開催などを行いました。また、平成23年度は環境教育・環境学習の施設の整備も行いました。

◇ 環境学習センター

従来、環境監視センターにおいて、市民への学習用資器材の貸し出し、水や空気の汚れを調査するなどの出前講座を実施していましたが、環境監視センターの移転にあわせ、倉敷市内の環境学習・環境教育の拠点施設として、環境交流スクエア(愛称:水島愛あいサロン)西棟4階部分に環境学習センターを整備しました。環境学習センターには環境図書室、展示室、会議室を整備し、平成24年度からの環境教育・環境学習の推進体制が整いました。

環境学習センターの施設

- | | |
|----------------|---------------------------------------|
| ○エコライブラリー(図書室) | 環境に関する図書、資料を閲覧できる情報学習空間 |
| ○エコギャラリー(展示室) | 市民団体の環境活動や企業の環境技術など様々なものを展示する環境展示空間 |
| ○環境学習教室(会議室) | 講演会や研修、ワークショップなど幅広い用途に対応したコミュニケーション空間 |

◇ 自然史博物館

倉敷市立自然史博物館では自然環境に対する市民の意識を高めるため、自然観察会・博物館講座・特別展・特別陳列など、各種の事業を積極的に行っています。平成23年度は特別展として「宝石の素顔」、特別陳列として「秋の鳴く虫展」、「羽・羽・羽・鳥の羽コレクション展」、「第19回しぜんしくらしき賞作品展」などを行いました。

次代を担う子どもたちのために高校生以下は入館無料となっています。



宝石の素顔

1-2 環境情報の提供

環境に関する施策を効果的に進めるためにも、市民や事業者の自主的環境保全活動を支援・促進していくためにも、環境情報が重要です。このため、最新の環境情報を収集・整理し、積極的に公表していきます。

《1》インターネットによる情報提供

市民が情報を得る手段としてホームページの重要性が高まっています。本市では、環境に関する条例や施策から計画(案)に対するパブリックコメント、イベントの開催情報や報道発表資料、環境調査データなど、環境に関する情報の提供を行っています。

◇ 環境関連部署のホームページ

・環境政策課	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansei
・地球温暖化対策室	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/ontai
・環境監視センター	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kanshi
・環境学習センター	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kangaku
・環境衛生課	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kk-eisei
・一般廃棄物対策課	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/itihai
・産業廃棄物対策課	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/sampai/i
・環境施設課	http://www.city.kurashiki.okayama.jp/efac

《2》印刷物等の配布

環境情報の提供や啓発のためにパンフレット・チラシ・冊子などを作成し、配布しています。そのほか、環境省・岡山県などの団体等で作成した環境関連の印刷物の配布も行っています。

平成23年度は、倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)「クールくらしきアクションプラン」要約版リーフレットや、「グリーンくらしきエコアクション」の改訂リーフレットを配布することにより、計画の趣旨や市民・事業者・行政の果たすべき役割等について、市民や事業者等に広く周知を行いました。

また、平成24年1月1日に施行された倉敷市飼い犬ふん害防止条例のチラシを作成し、飼い犬のふんは飼い主が責任を



飼い犬ふん害防止条例
啓発のためのチラシ

持って持ち帰ることへの啓発を行いました。

《3》広報

広報くらしき・ケーブルテレビの広報チャンネル・FM放送などの多様なメディアを活用して広報活動を行っています。

1－3 環境学習や環境活動を支える人・団体の育成

本市では、第五次総合計画後期基本計画の基本施策「市民参加によるまちづくりの促進」の中で初めて「協働による行政の推進」を掲げ、平成20年3月に「倉敷市協働の指針」を策定しました。その指針の中で、これからの地域社会は、多様な主体が社会の担い手として積極的に参加し、役割と責任を自覚しながら、力を合わせてまちづくりに取り組んでいくことが大切であるとしています。

環境の分野においても、多種多様化した環境問題を解決し、よりよいまちづくりを進めていくには、市民やNPOなどの市民団体、事業者、行政が幅広い知識とノウハウを持ち寄り、協働により問題解決していくことが重要と考えています。平成23年度は、次のような事業を展開し、環境課題に取り組みました。

《1》市民企画提案事業

市民企画提案事業は、市民自ら企画・提案した公益的な事業を、行政と協力・連携して実施するものです。市民と行政が一体となって、公益的な事業を、提案(計画)・審査・実施・検証し、協働によるまちづくりの実現を目指して創設されました。

公募により市民団体から提案された事業の中から、行政と一緒にすることにより、その効果がより一層高まるものを選考します。平成23年度、環境分野においては、市民団体との協働により、次の事業を実施しました。

◇ 倉敷の水源・酒津からホタル復活プロジェクト

倉敷市内の用水の源流である酒津地区の水辺環境を保全するとともに、酒津の配水池周辺において、ホタルが飛びかうような自然環境を復元し、小さな生命や環境にやさしい子どもたちの健全育成を図ることを目的に、「酒津のホタルを親しむ会」が主体となり、町内会や子ども会等と一緒に、平成21年度から継続して、この事業を実施しています。

平成 23 年度は、水生生物観察会、ホタル講演会、農業用水路清掃に伴うホタルの救出などを実施しました。なお、市民企画提案事業としては、平成23年度で終了となります。

《 2 》 市民団体等との協働によるイベントの実施

市民だけでは難しかったこと、行政だけでは難しかったことも、双方が協力しあえば、実現や解決の可能性が高まります。そこで、市民と行政が相互に理解しながら、お互いが有する情報やノウハウを生かし、より市民の目線に沿った事業の実施を目指しています。

◇ イベントの共同開催

- ・ ミズアオイの種まき会
- ・ 倉敷川のみずアオイと生きもの観察会
- ・ 3R推進中四国地方大会リサイクルフェアinくらしき2011
- ・ 自然観察会 倉敷市立自然史博物館友の会
- ・ くらしき環境フェスティバル
- ・ くらしき都市緑化フェア
- ・ ストップ温暖化くらしき2011
- ・ 自然エネルギーキャラバン
- ・ 第9回おかやまホタルフォーラム

◇ イベントの後援

- ・ 「夏の節電！省エネサマーチャレンジ」：財団法人岡山県環境保全事業団
- ・ 第5回玉島エコ遠足 in 福田 ～環境と防災～：財団法人水島地域環境再生財団
- ・ 小学生「環境・ゴミ・省エネルギー」問題絵画コンクール：倉敷商工会議所
- ・ 倉敷 IN コウノトリ0006(写真展)：倉敷コウノトリの会
- ・ おかやま環境フォーラム「気候変動を科学する～地球温暖化の予測と監視への期待～」：財団法人岡山県環境保全事業団
- ・ 第2回「くらしき百景」を自転車で巡るイベント「玉島の歴史と風を感じよう！」：倉敷・総社 温暖化対策協議会
- ・ 第3回「くらしき百景」を自転車で巡るイベント「児島・下津井の風を感じよう！」：倉敷・総社 温暖化対策協議会
- ・ 環境コーディネーター 次のステップ講座：財団法人水島地域環境再生財団
- ・ 水と森のキャンドルナイト：社団法人倉敷青年会議所

- ・「電気自動車充電器ステーションセレモニー」：イオンモール株式会社
- ・「ミツバチの羽音と地球の回転」上映会：グローバルネット吉備
- ・「GREEN DAY 2011」：GREEN DAY 実行委員会
- ・「ヤゴ(トンボの幼虫)救出作戦」- 親子で水中生物に触れてみよう：財団法人倉敷市スポーツ振興事業団
- ・豊岡市からコウノトリ講師を迎えて：倉敷コウノトリの会
- ・第四回「3R・低炭素社会検定」：3R・低炭素社会検定実行委員会

2 子どもの環境教育

2-1 子どもの環境教育の充実

これからの環境保全の担い手となるのは子どもたちです。子どもたちへ質の良い環境学習・環境教育機会を多く提供することで、子どもたちの環境に対する意識は良い方向へ向かい、自ら考え行動する大人になると考えられます。子どもたちへこのような機会を提供するため、次のような事業を行いました。

《1》水辺教室、海辺教室

◇ 水辺教室

市民生活に密接なかかわりを持つ高梁川の生き物の観察を通して身のまわりの水辺の生き物と水環境に関心を持っていただくため、高梁川河川敷(水江の渡し付近)で「水辺教室」を開催しました。市内の親子50名が参加し、水のきれいさの指標となる水生生物による水質の判定やバックテスト*による測定を行いました。



水辺の生き物の採取

◇ 海辺教室

身近な瀬戸内海にすむ生き物の観察を通じて、自然のすばらしさを体験していただき、海辺の環境や水質保全について知っていただくために児島通生の浜で海辺教室を開催しました。市内の親子 40 名が参加し、海辺の生物観察や海草・海藻の標本作りを行いました。



海辺の生き物の生物分類

《2》こどもエコライフチャレンジ

市内の小学生 5、6 年生を対象に、夏休みや冬休み前に地球温暖化やエネルギーの大切さについて学び、休み中に各自が家庭で省エネ等、学んだことを実践し、その成果を休み明けにグループ討議をして発表するという出前講座、「こどもエコライフチャレンジ」を行いました。

認定NPO法人おかやまエネルギーの未来を考える会と共同で実施し、平成 23 年度は 7 つの小学校で、543 人が参加しました。

また、参加した小学校のうち 2 校の生徒が、自分たちの成果を地球温暖化に関するイベント「ストップ温暖化くらしき」で発表しました。



グループ討議の発表



ストップ温暖化くらしきでの発表

第3部

環境施策の 進捗状況

第 1 章

環境施策の進捗状況

1 国における環境政策の動向

平成 18 年 4 月の第三次環境基本計画に基づき、各種施策が進められています。

地球温暖化対策に関しては、平成 9(1997)年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議(COP3)において採択された京都議定書により、日本は平成 20(2008)年～平成 24(2012)年までの温室効果ガス排出量の平均値を基準年の平成 2(1990)年から 6%削減するという目標を設定されたことから、その目標達成への計画である「京都議定書目標達成計画」を策定しました。平成 22(2010)年 1 月には、COP15 で作成されたコペンハーゲン合意に基づき、「すべての主要国による公平かつ実効性ある国際的枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提として、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減する」との中期目標を表明するとともに、2050 年までに温室効果ガス排出量の 80%削減を目指すとの長期目標を掲げ、世界全体の温室効果ガス排出量を 2050 年までに少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めることとしました。また、平成 23(2011)年に南アフリカのダーバンで開催された COP17 で、すべての主要国が参加する公平かつ実効的な一つの法的拘束力のある国際枠組みの早期構築と、2013 年以降の枠組みが構築されるまでの間における排出削減努力の継続等を訴えました。国内においては平成 22 年 3 月に、中期目標を実現するための具体的な対策・施策を示した「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ(環境大臣試案)」を発表し、同年 12 月には「中長期の温室効果ガス削減目標を実現するための対策・施策の具体的な姿(中長期ロードマップ)(中間整理)」を「中長期ロードマップ小委員会」において取りまとめ、「基本方針～エネルギー・環境戦略に関する選択肢の提示に向けて～」を「エネルギー・環境会議」で決定しました。具体的な施策としては、温室効果ガスの算定・報告・公表制度の運用や、「チャレンジ 25 キャンペーン」による国民運動の展開、国内排出量取引制度の拡大等により、京都議定書の目標と国際的に表明した 2020 年の中期目標の達成を目指しています。

循環型社会の構築については、平成 20 年 3 月に「第二次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画では、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会を統合した政策展開、地域循環圏の構築等に国が取り組むこととされています。また、東日本大震災の震災がれきの処理については、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を図るために、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法が制定されました。

公害防止政策については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律が平成 22 年 5 月に公布され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されました。この改正では、一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生を受け、事業者による記録改ざん等への厳正な対応として、排出状況の測定結果の未記録および虚偽の記録等に対し罰則(30 万円以下の罰金)の創設等がされました。

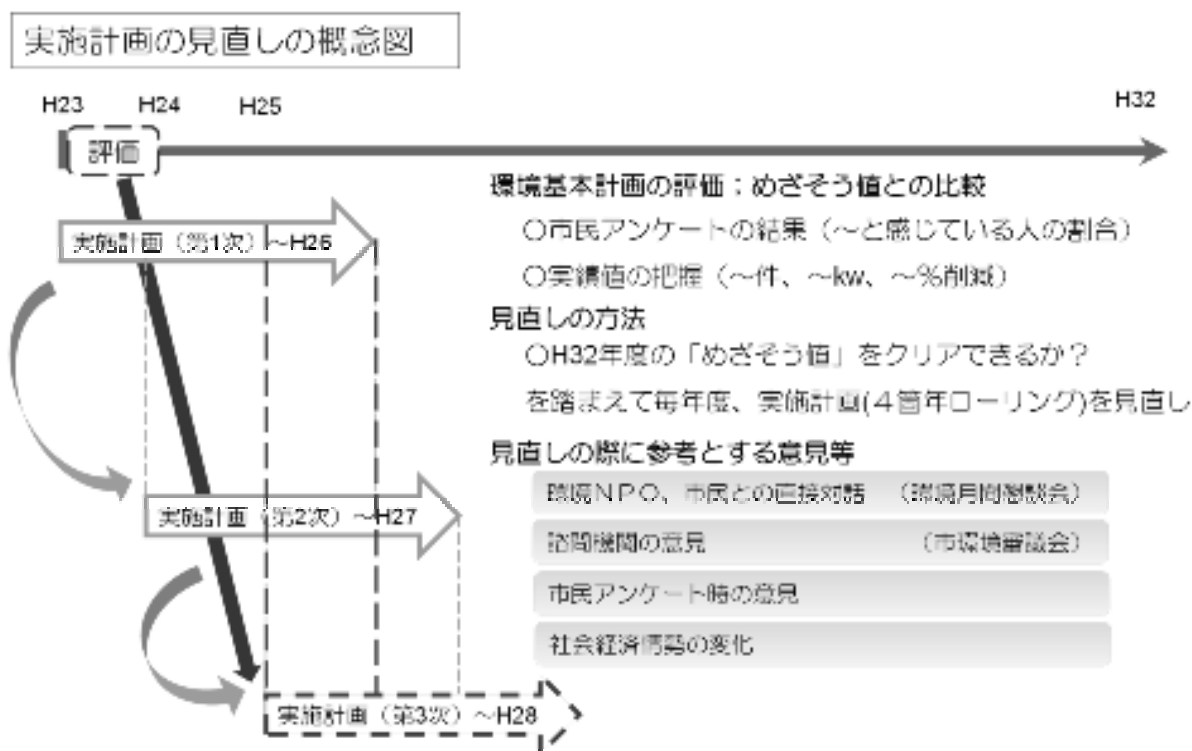
化学物質管理政策については、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の政令が改正(平成 20 年 11 月 21 日公布)され、P R T R 制度の対象となる第一種指定化学物質が見直され大幅に増加されるとともに、対象業種に医療業が追加されました。また、土壤汚染対策法が改正(平成 21 年 4 月 24 日公布)され、3,000 m²以上の土地の形質の変更時には届出が義務化されました。また、土壤汚染が発見された区域については、浄化措置を必要とする要措置区域若しくは健康被害が発生しないように管理する形質変更時要届出区域に指定することが定められました。

生物多様性の保全については、平成 20 年 6 月に、野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全する、初めての法律である生物多様性基本法が施行されました。同法は、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定めており、平成 22 年 3 月には、同法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略 2010」が閣議決定されました。また、生物多様性に関する動向と社会的関心の高まりを受け、地域における多様な主体が連携して行う生物多様性保全活動を促進することによって、豊かな生物多様性を保全することを目的として、生物多様性地域連携促進法が平成 23 年 10 月に施行されました。

2 実施計画の進行管理について

第二次環境基本計画に掲げられた環境目標の実現に向けて、個別の施策を計画的に実施するために、主要な事業を盛り込んだ第一次実施計画(平成23年～27年)を作成しています。実施計画の進行管理につきましては、毎年度の市民アンケート結果や各種実績値を用いて分野別目標毎の指標値を把握し、5年後、10年後の目標値「めざそう値」と比較したうえで、めざそう値に近づいているのか、達成可能か等の状況を把握していきます。

平成23年度の市民アンケート結果等の指標値は、全設定指標の7割以上(25指標/34指標中)が現状値(平成21年度の指標値)より上昇(めざそう値に近づいている)していました。今後、実績値が下降しているもの等について、アンケート結果や事業評価を踏まえて、事業の見直し等を検討し、実施計画を改訂していきます。



次ページは、5年後、10年後の目標値である「めざそう値」と平成23年度における指標値を一覧で示し、現状値(平成21年度の指標値)と平成23年度の指標値から見た傾向を矢印で示しています。

それ以降のページでは、分野別目標毎の平成23年度の傾向及び実施した事業の進捗状況について記載しています。

< 記載例 >

市民アンケート結果や実績値による指標値です。

現状値と指標値から見た平成23年度の傾向を示しています。

凡例：

- 「めざそう値」へ近づいています
- 変化ありません
- 「めざそう値」から遠ざかっています
- 傾向として表せないものです。

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が図られ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

◆分野別目標1: 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します。

【基本方針】豊かな自然環境の保全・再生に努め、地域の自然環境を豊かにし、これらに、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など生物多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林・農地・水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然のふれあいを確保・促進します。

◆目標とする指標

項目	内 容	現状値 平成21年度	H22年度実績	傾向	めざそう値 H25年度(注) H30年度(注)	注 記
1	市民が自然環境に親しんでいる自然環境の割合にあると認識している人の割合	82.0%	84.4%	→	46.0% 80.0%	市民アンケート結果 【第6次調査計画目標】
2	身近な自然を守る活動を行っている人の割合	10.8%	13.1%	→	16.0% 30.0%	市民アンケート結果
3	自然環境に親しむための場により整備された、利用者が利用しやすい自然環境の整備状況	5件	5件	→	4件 10件	市民アンケート結果

主要な施策に基づいた事業 年度別計画

施策NO	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
				・市に44回より多い自然環境の調査、調査結果を基にした「自然環境調査報告書」の作成(44回) ・「自然環境」に関する自然環境教育の事業を実施した(市の自然環境教育委員会・環境教育44回) ・自然環境に関する調査会等の事業を実施した	自然環境部 環境政策課

5年後及び10年後の目標値：「めざそう値」です。

H23年度に行った事業について記載しています。

平成 23 年度 指標・めざそう値進捗状況

No.	基本目標	分野別目標	設定指標
1	環境と地域の社会・経済との調和が保たれた、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち	1 多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを推進します 2 まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成を目指します 3 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい景観の景観づくりを推進します 4 環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します	1 多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合 2 身近な自然を守る活動を行っている人の割合 3 自然環境に配慮した工法により整備された、河川やため池、護岸等の工事件数 1 公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合 2 庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合 3 身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合 1 地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていていると思う人の割合 2 歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合 3 身近な生活環境の中での眺め(景観)に満足している人の割合 1 エコアクション21認証・登録事業所の数 2 地産地消を心がけている人の割合 3 企業の新増設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合
2	水と空気と大地がきれいで、安心してくらするまち	1 良好な水環境の保全に努めます 2 クリーンな大気環境の保全に努めます 3 安心・安全な生活環境の実現に努めます	1 日頃から水環境の改善を意図して行動している人の割合 2 身近な河川・用水路がきれいであり流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合 3 汚水処理人口普及率 1 身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合 2 大気環境の基準値(1日平均値)を超過している日数 3 通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合 1 ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合 2 環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らせていると思っている人の割合
3	市民が徹底され、循環型社会が形成されたまち	1 生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します 2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます	1 ごみの発生抑制に配慮した行動をしている人の割合 2 家庭ごみの一人一日当たり排出量(資源ごみ除く) 3 事業ごみの年間排出量 1 最終処分率(最終処分量÷ごみ総排出量) 2 リサイクル率
4	より取組まれた炭素削減対策が、地域社会の取組に	1 温室効果ガス削減の取組を推進します 2 地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源・エネルギー循環型の社会を目指します	1 家庭で温暖化対策「グリーン×らしきエコアクション」に取り組んでいる人の割合 2 温暖化対策「グリーン×らしきエコアクション」に取り組んでいる企業の割合 3 市全域から排出される温室効果ガス(CO2)の削減割合(2007年度比) 1 住宅用太陽光発電システム設置件数 2 公共施設の太陽光発電システム設置kw数
5	市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち	1 環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします 2 次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます	1 「もったいない」意識を共有している社会が出来ていると思う人の割合 2 環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合 1 自然がかけがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合 2 「もったいない」意識を持ち、物を大切にしている子どもの割合 3 自然にふれる活動に参加している子どもの数

* 下降傾向にあるものを灰色としています。

現状値 平成21年度	平成23年度実績	傾向	めざそう値		備 考
			5年後	10年後	
32.5%	26.4%	↘	45%	50%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
10.9%	13.1%	↗	15%	20%	市民アンケート結果
6件	5件	—	40件	100件	公共工事の積み上げ件数
59.0%	61.7%	↗	60%	75%	市民アンケート結果
50.3%	49.4%	↘	50%	65%	市民アンケート結果
43.6%	41.8%	↘	54%	60%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
38.9%	46.1%	↗	45%	50%	市民アンケート結果
45.0%	49.4%	↗	54%	65%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
51.0%	54.6%	↗	57%	62%	市民アンケート結果
19件	18件	↘	35件	50件	宮敷市内の登録事業所数
32.1%	34.2%	↗	41%	50%	市民アンケート結果
100%	100%	→	維持	維持	環境政策課事前協議承認計画数(100%維持)
23.9%	24.8%	↗	50%	75%	市民アンケート結果
31.2%	31.7%	↗	45%	60%	市民アンケート結果
85.5%	88.1%	↗	90%	93%	【第六次総合計画指標】
40.9%	46.6%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
22日	44日	↘	15日	10日	1日平均値が定められている短期評価の環境基準値の超過延べ日数
50.3%	51.5%	↗	63%	75%	市民アンケート結果
38.4%	41.4%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
54.4%	60.1%	↗	67%	80%	市民アンケート結果
30.6%	32.8%	↗	40%	60%	市民アンケート結果
553g	544g	↗	495g	473g	毎年度の実績値
80,140t	70,050t	↘	59,871t	58,096t	毎年度の実績値
2.4%	2.2%	↗	維持	維持	毎年度の実績値
47.0%	46.2%	↘	52%	54%	毎年度の実績値【第六次総合計画指標】
24.6%	24.9%	↗	39%	53%	市民アンケート結果【第六次総合計画指標】
5.5%	—	—	50%	80%	企業アンケート結果【第六次総合計画指標】
39.573千t	13.5%削減	↗	6%削減	12%削減	毎年度の実績値 ※現状値は平成19年度実績【第六次総合計画指標】
3,952件	7,336件	↗	10,000件	28,000件	市内のシステム設置積み上げ件数
90kw	352kw	↗	250kw	500kw	システム設置の積み上げkw数
6.0%	7.9%	↗	12%	30%	市民アンケート結果
4.0%	5.2%	↗	10%	20%	市民アンケート結果
71.7%	67.2%	↘	80%	95%	小中学校アンケート結果
31.4%	40.9%	↗	45%	65%	小中学校アンケート結果
14,537人	15,208人	↗	21,800人	24,600人	毎年度の実績値【第六次総合計画指標】

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

分野別目標1：多様な自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します。

【基本方針】：身近な自然環境の保全・再生に努め、地域の自然環境を豊かにしていくために、地域固有の生態系の確保、野生動植物の種の保存など生物多様性の確保を図り、地域の特性に合わせて、森林・農地・水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全・再生するとともに、人と自然のふれあいを確保・推進します。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成 21 年度	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
					H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	多様な生き物が生息している自然環境が身近にあると感じている人の割合	32.5%	26.4%	↘	45%	56%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】
2	身近な自然を守る活動を行っている人の割合	10.9%	13.1%	↗	15%	20%	市民アンケート結果
3	自然環境に配慮した工法により整備された、河川やた め池、護岸等の工事件数	6 件	5 件	-	40 件	100 件	公共工事の積み上げ件数

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.111 身近な自然と水辺の保存	●貴重な自然環境を保全・再生する ●私たちが憩い、安らげる親水性の高い水辺空間の保全・整備を進める ●公共工事を実施する際は、野生動植物の生息状況に配慮した工事を行う	市民環境団体への支援を通じて、観察会や環境保全活動を協働で実施する	継続	・市民が幅広く参加できる自然観察会、講座等を開催した（総数24件） ・「友の会」による自然観察会等の開催を援助した（友の会主催観察会・講座総数44件） ・自然保護団体の観察会等の開催を援助した	自然史博物館
			継続	「倉敷の水源・酒津からホタル復活プロジェクト」（市民企画提案事業） 内容：町内会や子供たち等と一緒に、水生生物観察会、ホタル講演会、ホタルの幼虫飼育等を実施。	環境政策課
			継続	「倉敷川再生活動」（市民企画提案事業） 内容：川の清掃活動の他、水辺の生き物調査、水辺のコンサート、児島湖までの舟下り等を実施	市民活動推進課
			新規	溜川公園整備(水質表示及び啓発看板10か所設置、ごみ回収船1隻)	環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
No.112 希少野生生物の生息・生息環境の保全	●希少野生生物の生息・生育環境の保全を行い、種の保存に努める ●絶滅の恐れのある野生動植物の分布や生息状況などを把握する ●生物多様性地域戦略を策定し、市内の生物多様性の確保に努める ●外来生物に関して、関係機関と連携し、生息実態の調査・情報収集を行い、情報提供や知識の普及を促進する	人びとが憩い安らげる、自然環境・水辺空間を保全・整備する	新規	地区住民のスポーツレクリエーションの場となる近隣公園として「玉島みなと公園」を整備。（多目的広場、修景施設、休養施設、遊具広場等）	公園緑地課
		自然環境に配慮した公共工事を推進する	新規	倉敷用水を中心とした、緑道と芝生広場を備えた緑地からなる約2.1haの水と緑豊かな潤いと憩いの空間として「倉敷みらい公園」の整備を実施（芝生広場、複合遊具、花壇、防災施設等）	公園緑地課
		自然環境に配慮した公共工事を推進する	継続	自然環境に配慮した公共工事実施（5件）	関係各課
		希少野生動植物保全の普及啓発及び地域住民と協働しての環境保全活動の実施	継続	ミズオオイ自生地の整備・管理に協力した。市民に対して観察会等の啓発活動を行った。（春：種まき会、秋：観察会）	環境政策課
		希少野生動植物の分布や生息状況を把握する	新規	「倉敷コウノトリの会」（市民企画提案事業） 内容：コウノトリ飛来地の整備・管理を行う市民に対して観察会等の啓発活動を行った。	市民活動推進課
		生物多様性戦略を策定する	継続	希少野生生物の生息の可能性がある地域の公共工事を把握し、必要に応じて環境省や専門家と協力して、配慮工事を要請した（調査・協議・対策を4回実施）	環境政策課
		外来生物の駆除対策等を実施する	新規	自然環境または環境教育分野の学識経験者や市民団体が構成する策定準備会を立ち上げ、策定方針の検討を行った。（2回実施）	環境政策課
		種松山野草園の管理運営	継続	・ジャンボタニシの防除対策についてHPや広報誌等で情報提供するとともに、駆除（作業日数60日、駆除量約2.3t）を行った。（駆除事業は、23年度で終了） ・ホテイアオイの巡視及び除去を実施した。（作業日数：延248日、除去量：468株）	農林水産課 耕地水路課
		探鳥コース・巨樹の維持管理	継続	自然保護団体に委託して、野草園の維持管理を実施した。	環境政策課
		自然保護監視員の委嘱	継続	・老朽化した巨樹・老樹の案内板を1本更新した ・市民団体等と協力し探鳥会などを開催し、活用を図った（カワセミ観察会：平成23年10月16日、溜川公園、自然史博物館友の会共催） ・自然環境研修会等の実施（研修会は、海の生きものについて学んだ。） ・自然観察会は種松山野草移植地で実施し、鳥と野草について学んだ。） ・連絡会議や定期的な報告書により、市内自然環境の状況、外来生物侵入の状況について情報収集を行った	環境政策課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

分野別目標2：まちの緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成をめざします

【基本方針】うるおいと安らぎのある生活空間を形成するために、都市公園の整備や街路樹の設置など、良好な都市環境の整備に努めるとともに、まちの緑化にあたっては、公共の場所だけでなく、遊休地の活用など民有地の緑化も推進します。
多様な機能を持つ緑地を維持・創出していくために、市民・事業者・行政が連携し、それぞれの立場で緑化を推進し、うるおいと安らぎのある生活空間の形成をめざします。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成 21 年度	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
					H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	公園や街路樹などの身近な緑に満足している人の割合	59.8%	61.7%	↗	68%	75%	市民アンケート結果
2	庭木や生垣などの身近な緑化に努めている人の割合	50.3%	49.4%	↗	58%	65%	市民アンケート結果
3	身近にくつろげる緑や水にあふれる場所があると感じている人の割合	43.6%	41.8%	↗	54%	66%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.121 緑の保全	●まちの緑と市街地周辺の森林・農用地、河川・海浜の緑を保全する ●個人や法人が所有する樹木等が不要になった場合はリサイクルできるよう配慮する	街路緑地帯等の適正管理	継続	街路樹管理の実施（市道の街路樹や緑地の剪定・害虫防除を行い、良好な道路環境の維持を行った。115路線・104km）	公園緑地課
		地域との協働により緑の保全を推進する	継続	地元団体等と協力して、国立公園の管理を行う（鷲羽山、王子が岳、由加山、通仙園の園地清掃・剪定等を実施）	公園緑地課
		森林等の緑を保全するとともに、ふれあいの場を整備維持管理する	継続	ふれあいの森、美しい森の美化・維持管理を実施した。 ・ふれあいの森管理（3.98ha） ・倉敷美しい森管理（2.87ha） ・真備美しい森管理（6.7ha） ・愛宕山公園管理（4.9ha） 松くい虫予防対策として、薬剤散布や被害木の伐倒を実施。（薬剤散布13ha、伐倒1,120m ³ ）	農林水産課
		不要樹木のリサイクルを推進する	継続	不要樹木を市営苗圃で管理し、市民に引き渡しを実施（203本）	公園緑地課
		公共施設のプロック塀を生垣に更新する	継続	第五福田小学校の生垣化を実施	公園緑地課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		公共施設の壁面緑化等を推進する 【再掲No.422】	継続	・保育園庭の芝生化（柳田保育園、田の口保育園：累計5園） ・幼稚園庭の芝生化（万寿幼稚園：累計3園） ・学校・園の壁面緑化（すべての市立学校・幼稚園計148校園で実施） ・小学校庭の芝生化（連島東小学校：累計4校）	保育課 教育施設課 教育総務課 教育施設課
No.122 緑化の推進	● 公共施設の屋上や壁面等の緑化を推進する ● 市民全体の活動を支援し、住宅等民有地や工場、事業所、遊休地等の緑化を図る ● 緑化の基準・指標となる緑化率の設定を行う	市民（地域）との協働により、まちの緑化を推進する（緑化推進員、花の銀行、地区花いっぱい団体）	継続	花いっぱい運動 ・フラワーロード事業（倉敷中央通り、鷺羽山通り、水島商店街通りにフラワーボックス1,993個を設置） ・もてなし花壇事業（公共施設等にフラワーボックス2,086個を設置） ・地区花いっぱい運動（事業に申込のあった団体に花苗を無料配付し、花壇の維持管理等の活動を実施：97団体） ・花の銀行活動実施（46支店で花の種子配付 40,000袋） ・緑化推進員の設置（推進員23人に対して連絡会を開催し、意見交換を行うとともに樹木の勉強会等を実施し知識向上を図った。）	公園緑地課
		緑化団体等との協働により、啓発事業を推進する	継続	くらしき都市緑化フェア等を実施（10月に講演会、緑化ボスターコンサート、緑化相談、花の種子及び苗配付等を実施、1,794人参加）	公園緑地課
		市民等の緑化実施に対して、支援・助成を行う	継続	・生垣補助（補助件数 13件） ・記念樹の配付（結婚及び誕生記念に苗木配付 1,157本） ・花の苗、種の配付（花いっぱい運動や緑化フェアや環境イベント等で配付）	公園緑地課
		耕作放棄地の再生作業等に対して助成を行う	継続	耕作放棄地の再生作業への助成（再生作業、土壌改良等補助 実績0件）	環境政策課
		緑化率の設定を行う	新規	緑化率の設定に向けて調査・検討を実施	公園緑地課
		市民に身近な公園等の整備・管理を行う	継続	新設整備（富井ふれあい公園、古城池南公園） 施設改善（中島愛宕公園等5箇所、トイレ改修等）	公園緑地課
No.123 都市公園等の整備	● 公園緑地等の適正な整備を進める ● 公園の規模・性格をふまえ、計画的な整備及び適正な管理を行う	緩衝緑地の維持管理	継続	県への負担金（水島緩衝緑地事業費負担金）	公園緑地課
		都市公園の適正な管理	継続	・適正な管理の実施（公園内の清掃、草取り、樹木剪定・防除など 都市公園701箇所・遊園267箇所） ・高齢者の生きがい対策として公園等の清掃管理委託実施（360箇所）	公園緑地課
		公園の計画的な整備	新規	・玉島みなと公園（多目的広場、修景施設、遊具広場等：約2.2ha） ・水島中央公園（芝生広場、複合遊具、花壇等：約5.5ha）	高齡福祉課 公園緑地課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

分野別目標3：瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

【基本方針】：瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川にはぐくまれた自然と、伝統ある歴史、文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力であり、今後歴史資産を活用するとともに、自然環境と調和した都市美を保全・創出していきます。

先人達が守り、育て、つくりあげてきたかけがえない自然、歴史・文化を継承するとともに、人びとの五感、記憶を通して、ふるさと景観として共感できる倉敷市の姿として将来に伝えていきます。

地域の特性を活かした固有の美を尊重した生活環境の創造を目指し、風格のあるいきいきとした都市景観の形成に努めていきます。都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、うるおいのある緑豊かで快適な景観づくりを進めていきます。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成 21 年度	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
					H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	地域の個性や生活・文化を活かした景観づくりができていると思う人の割合	38.9%	46.1%	↗	45%	50%	市民アンケート結果
2	歴史的な景観が保全されていると感じている人の割合	45.8%	49.4%	↗	54%	65%	市民アンケート結果 【第六次総合結果指標】
3	身近な生活環境の中での眺め（景観）に満足している人の割合	51.8%	54.6%	↗	57%	62%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.131 景観資源等の保全・活用・整備に努めます	● 景観に関する普及啓発を行う ● 個々の景観資源を保全・活用するために必要な助成・支援等を行う。 ● 地域・地区単位での景観形成を推進する	景観形成重点候補リストの作成など景観形成に係る情報の整備を行う	継続	景観に係る情報整備について、検討中である。	都市計画課
		市民への普及啓発を推進する	継続	10月に景観フォーラムを実施。（景観パネル展、講演会、パネルディスカッション等 参加者数105人）	都市計画課
			継続	「鷺羽山の景観保全と社会教育推進を図る活動事業」（市民企画提案事業） 内容：鷺羽山景観維持のための清掃活動や樹木の剪定・伐採を行った。また、バードウォッチング、クラフト教室を開催した。	市民活動推進課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		所有者・管理者との協議を通じて、個々の景観資源の保全活用等に関する計画を作成する	継続	・市民との協働や市民からの提案により、景観資源の実態調査を実施し、景観資源を発掘。（指定なし） ・所有者・管理者と協議して景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木として指定。（指定なし）	都市計画課
		歴史的な町並み景観の保存を図るため、建築物等の新築、増改築に対して助成を行う	継続	伝建地区等修理修景補助 ・伝統的建造物群保存地区内の建物の修理修景に対する補助（6件） ・伝統美観地区内の建物の修理修景に対する補助（4件） ・玉島町並み保存地区内の建物の修理修景に対する補助（2件） ・旧街道沿いの町家のファサード整備補助実施（3件）	文化財保護課 都市計画課
		景観形成重点地区候補地において地区整備計画を策定する	継続	現在の4地区（倉敷駅周辺地区・下津井周辺地区・旧玉島港周辺地区・酒津地区）の候補地について、随時策定 （現在は、旧玉島港周辺地区において、策定に向けた景観審議会視察勉強会を実施。）	都市計画課
		景観形成重点地区の指定及び景観計画への位置づけ	継続	地区別計画・ルール等の合意形成がされた地区から順次指定し、景観計画への位置付けについて検討中である。	都市計画課
No.132 眺望を保全するための強化・充実化を図ります	- 景観に大きな影響を及ぼす大規模建築物や開発行為等を対象に、事前の届出制度や協議制度について充実をはかります - 風景や町並みに大きな影響を及ぼすものについて、建築物の高さやデザイン、色彩、屋外広告物等について規制基準を定め、本市の景観形成の強化・充実化を図る	倉敷市景観条例に基づく届出制度の徹底を図る	継続	・届出制度リーフレットによる周知を実施。 ・届出件数 建築物34件（うち事前協議23件）、工作物53件（うち事前協議1件）	都市計画課
		より強化した景観基準を定め、地域特性に応じた景観形成を推進するための規制誘導を行う	継続	・景観形成重点区域における「景観形成基準」の策定案を検討中である。 ・建築物等の形態意匠、屋上工作物等に関する基準、建築物等の最高高さ制限に関する基準について検討中である。	都市計画課
		広告物の景観形成の配慮指針を定める	継続	配慮指針を検討中である。	都市計画課
		倉敷市屋外広告物条例により、周辺の景観を阻害しないよう、かつ、まちなみの魅力を高めるよう取り組む	継続	・屋外広告物の手引きやパンフレットを作成し、周知を実施 ・違反広告物の実態調査を実施し、屋外広告物の是正効果の検証を行った。 ・簡易除去作業（はり紙2,061件、はり札76件、立看板78件、のぼり・旗7件）	都市計画課
		広告物の大きさ、量、設置箇所等の基準や禁止地域等ゾーニングの見直しを検討する	継続	広告物の大きさ、量、設置箇所等の基準やゾーニング等の見直しを検討中である。	都市計画課

●基本目標1 環境と地域の社会・経済との調和が保たれ、豊かな自然と魅力的な景観を有しているまち

分野別目標4：環境と経済の好循環の創出により、地域の活性化を目指します

【基本方針】：技術的イノベーションや低炭素型への構造転換などの事業者の取り組みと、その後押しを担う行政の施策を効果的に組み合わせることで、環境保全と産業・経済の持続的な発展を目指し、雇用の維持創出・地域経済の活性化を図っていきます。環境保全を企業の社会的責任と位置付け、環境関連技術の開発・向上や環境投資による環境配慮型経営を促進します。地域と産業とが連携・協力することにより、環境と地域の社会・経済との調和が保たれた持続可能な社会の実現を目指します。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成21年度	H23年度実績	傾向	めざそう値		備 考
					H27年度	H32年度	
1	エコアクション2.1認証・登録事業所の数	19件	18件	↗	35件	50件	市内の登録事業者数
2	地産地消を心がけている人の割合	32.1%	34.2%	↗	41%	50%	市民アンケート結果
3	企業の新増設における事前協議に係る環境に配慮した計画の割合	100%	100%	↗	維持	維持	環境政策課事前協議承認計画数

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
No.141 事業者の環境 対策や環境関 連ものづくり の促進	事業者のエコアクション2.1への積極的な取組の促進を行う ●倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の＜クールくらし80＞プロジェクトを推進する ●事業者の環境に関する地域貢献活動の促進を図る ●グリーン購入や地産地消の普及啓発を推進する	「エコアクション21地域事務局 倉敷」との連携による、取り組みの推進	継続	「E A21地域事務局 倉敷」の運営委員として、運営委員会に参加	環境政策課
		倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の＜クールくらし80＞プロジェクトを計画的に推進する	継続	計画的な推進を実施	環境政策課 関係各課
		企業への地域貢献活動への促進を図る	継続	・平成23年7月19日、イオンとの地域貢献包括連携協定締結 ・大規模小売店舗の地域貢献推進の手引き ・アダプト・プログラム（アダプト・サインやボランティア保険への加入、ほうきやごみ袋等を支給：活動企業 三菱自動車ロジテクノ㈱、伊澤洋行㈱、玉島信用金庫など） ・緑のカーテン推進のため、企業に種や苗を配布	観光課 商工課 市民活動推進課
		グリーン購入に関する情報の提供	継続	HP等によりグリーン購入に関する情報提供	環境政策課
			継続		関係各課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		地産地消を推進する	継続	・くらしき農業祭（地元の根菜類を一堂に集めた「根菜フェア」や共進会の開催など、参加者数約19,000人） ・真備・船穂地産地消&ふれあい祭り（台風の為中止） ・マスカット祭り（マスカット、マスカットワイン、マスカットプリンの販売やマスカット重さあてクイズなど、参加者約2,700人） ・HPによる地場産物レシピの紹介など（第二次食育推進計画）	農林水産課 農林水産課
No.142 環境分野の研究・開発、事業展開の促進	●環境分野における産官学の情報交換や有用技術の共有を促進する ●新たな省エネルギー・再生可能エネルギーやリサイクル等の環境関連技術や、環境配慮型製品の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援する ●新たな環境産業の積極的な誘致に取り組むとともに、低炭素型・環境調和型への転換・移行が行いやすい環境を整備する	ソーシャルビジネスの創出を支援するため、大学と連携して調査を行う やる気のある中小企業に対し、研究開発・販路拡大・産業財産権所得・人材育成などに対して助成を行う 商店街団体等が実施する各種事業に対して助成を行う 立地企業に対する助成及び設備投資に対して助成を行う	新規	現状分析と今後の検討資料としてアンケート調査実施	商工課
			継続	補助金交付（交付実績42件）	商工課
			継続	環境対策事業に関する助成（0件）	商工課
			継続	・企業立地促進奨励金（交付実績2件） ・設備投資促進奨励金（交付実績42件）（環境配慮企業に対する優遇措置あり）	商工課
No.143 地域資源を活用した持続的な経済活動の促進	●すべての地域資源を有効に活用し、エネルギーも含めた地産地消の推進を行う ●本市の「個性と魅力」の積極的な情報発信により、エコツーリズム・エコツアーの促進を図る	地元産品、特産品の消費推進を行う 地場産業を観光資源として活かすツアーを実施する	継続	・HP等で農林水産物直売所のPR、地産地消ニュースの掲載 ・地産地消カードを製作し、市内直売所等へ配布した。 ・のぼり旗を製作し、市内直売所等に設置した。 ・地産地消イベントによる農産品のPRを行った。 ・産業観光バスツアー（水島港国際コンテナターミナル、JFEスチール水島製鉄所などをバスで見学、参加者延べ265名） ・「記念日をすこすまち 倉敷」事業においてEVを使用 ・閉庁日に電気自動車の貸出を観光客に行った（30組）	農林水産課 観光課 環境政策課

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

分野別目標1：良好な水環境の保全に努めます

【基本方針】：私たちが健康で安心して生活できるよう、河川や海域などの公共用水域や地下水の水質について、水質汚濁に係る環境基準の達成を目指し、良好な水環境の整備に取り組みます。土地利用において、健全な土壌環境を維持するため、土壌汚染対策法や岡山県環境への負荷の低減に関する条例等の適正な運用を図ります。

目標とする指標

番号	項 目	現 状 値		H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度				H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	日頃から水環境の改善を意識して行動している人の割合	23.9%		24.8%	↗	50%	75%	市民アンケート結果
2	身近な河川・用水路がきれいで流れ豊かな水辺になっていると感じている人の割合	31.2%		31.7%	↗	45%	60%	市民アンケート結果
3	汚水処理人口普及率	85.5%		88.1%	↗	90%	93%	【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画						
施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度		担当課
No.211 生活排水処理対策の総合的な推進	●計画に基づく公共下水道の整備とあわせて、農業集落排水処理施設や浄化槽の効率的な整備を行う ●各種イベントや環境学習、リーフレットの配布など、生活排水対策の啓発活動を行う	第11次下水道整備五箇年計画に基づき、計画的に下水道整備を推進します	継続	管きよ：約43km整備		下水計画課
		既存の管きよ、処理場、ポンプ場について、予防保全型への転換と維持管理費・工事費の最適化や長寿命化支援事業の活用によりコスト削減を図る	継続	計画的維持管理 ・管きよ、マンホール等の維持管理（管きよ清掃、都市下水路の清掃及びマンホール、取付管等の修繕、管路内面補修等を実施：維持補修件数220件） ・水島ほか3下水処理場、14ポンプ場の維持管理等（主なもの：水島下水処理場汚泥脱水設備工事、玉島下水処理場汚泥脱水設備工事） ・倉敷雨水貯留センター、流域関連7ポンプ場の維持管理等（主なもの：倉敷雨水貯留センター場内ポンプ場沈砂池設備工事）		下水建設課 下水施設課 下水計画課
		倉敷市下水道全体計画（H23～）の区域設定に基づき、農業集落排水の整備や合併処理浄化槽などの個別処理施設の整備を行う	継続	合併処理浄化槽設置に対する助成措置を実施（585基） ・民間住宅団地の汚水処理施設の改葺経費への助成措置を実施（4件） ・単独処理浄化槽等を使用している世帯を訪問し、合併処理浄化槽へ設置切り替えを普及促進する（8,952世帯訪問） ・雨水流出抑制施設の新設又は改造経費の助成を実施（95件） ・既存家屋の下水接続のための助成措置を実施（補助金1,222件、利子補給453件）		下水計画課 下水普及課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		下水道の日（9月10日）及び市の催事に併せ、市民に下水道普及及び意識の高揚と啓発活動を行う	継続	・下水道展開催（環境フェスティバルで、「紙のとけ方実験」「下水道クイズ」「下水道汚泥コンポスト配付」「下水道アンケート」等を実施） ・ポスター、標語募集及び表彰（ポスター応募数137点、標語73点） ・水洗化普及指導員による戸別訪問でのPR活動の実施（訪問数7,367件）	下水計画課 下水普及課
		第2期倉敷市生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策に関する啓発を行う	継続	・第2期倉敷市生活排水対策推進計画を作成 ・生活排水対策に関するリーフレットの配布、個別指導 ・本庁1階のふれあい水槽の適正管理 ・小中学校で出前講座実施（2件）	環境政策課
		児島湖流域環境保全推進協議会の事業計画に基づき、生活排水対策に関する啓発を行う	継続	・児島湖清掃大作戦（23年度は台風12号の影響で中止） ・啓発ポスターの展示（応募数150点） ・水質保全基金の手続き（助成団体数3団体）	環境政策課
		倉敷市公共用水域等水質測定計画に基づき、水質の測定・監視を実施する	継続	河川 16地点、海域 21地点、地下水 6地点について、水質の測定・監視を実施した。	環境政策課
		市民からの苦情及び魚斃死及び油流出等の水質事故に係る調査を随時実施する	継続	ため池等での魚の斃死、水路等への油類の流出や高汚濁排水の流出について、調査を実施し、事業所に対して再発防止を指導した。	環境政策課
		最終処分場（埋立処分場）の放流水、河川等の周辺環境の水質検査を行う	継続	・最終処分場（東部最終処分場、西部最終処分場、井津井最終処分場、真菰谷最終処分場等）の放流水や井戸水について水質検査を毎月実施した。 ・市内7つの最終処分場の放流水及び地下水について年1回、市内12ヶ所の最終処分場周辺等で年2回の水質調査を実施した。	環境施設課 産業廃棄物対策課
No.212 排水規制による公共用水域などの水質汚濁防止	- 河川、海域及び地下水の水質監視を行う - 工場・事業場に対して、水質汚濁防止法や瀬戸内海環境保全特別措置法等に基づき、立入検査を行うなど、排水規制基準の遵守を指導する - 排水規制基準が適用されない小規模工場・事業場に対して、排水処理の適正化などによる汚濁負荷の削減について、指導を行う - 土壌汚染対策法などに基づき、汚染土壌の拡散防止及び汚染状況の把握等により健全な土壌環境の維持を図る	工場等の発生源監視を行うとともに、排出水の規制・指導を実施する	継続	143事業場（427排水口）に対して立入調査を実施し、排出水の水質調査を実施し、違反事業場に対して、水質改善の指導等を実施した。	環境政策課
		特定事業場から公共下水道への排水及び合併浄化槽の水質検査を実施する	継続	・公共下水道への排水検査（47事業場） ・合併浄化槽（不適正浄化槽等）の水質検査実施（21件）	下水普及課 下水計画課
		小規模工場・事業場などに対しても、市民からの苦情・申立てがあった場合は、調査・水質検査・改善指導等を行う	継続	小規模事業場に対して、調査・改善指導等を実施。	環境政策課
		土壌汚染状況を調査し、潜在化する土壌汚染地域を早期発見することで、健康被害の防止に努める	継続	表層土壌調査 真備・船穂地区5地点で実施	環境政策課

●基本目標2 水と空気と大地がきれい、安心して暮らせるまち

分野別目標2：クリーンな大気環境の保全に努めます

【基本方針】：私たちの健やかな暮らしに影響を及ぼすことがないよう、大気汚染に係る環境基準が未達成な地域はその速やかな達成を、既に達成している地域は良好な水準を目指すとともに、健康被害防止の観点から、引き続き大気汚染防止に取り組む。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成 21 年度	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
					H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	身近な空気がきれいに保たれていると感じる人の割合	40.9%	46.6%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
2	大気環境の基準値（1 日平均値）を超過している日数	22 日	44 日	↘	15 日	10 日	1 日平均値が定められている短期評価の環境基準の超過延べ日数
3	通勤通学や日常の移動手段として、自転車・徒歩・公共交通機関を利用している人の割合	50.3%	51.5%	↗	63%	75%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.221 大気汚染物質発生源に対する規制・指導	- 工場・事業場に立入検査を実施し、排出基準や総量規制基準の遵守の徹底を促す - 使用する燃料・原料改善、排出ガス等処理する施設の改善、揮発性有機化合物の削減対策についての指導を徹底する - 自動車公害対策として、市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制、アイドリングストップ、エコドライブなどの啓発に努める - 市も率先して自動車使用の自粛を進めるとともに、次世代型エコカーの普及促進に努める	工場や事業場に立入調査を実施し、施設の届出状況や自主測定結果の確認、施設の排ガス中のばい煙測定などを実施する	継続	施設の届出状況や自主測定結果の確認、立入調査等を実施した。（立入調査71件、排出ガス測定15施設等）	環境政策課
		環境保全協定に基づき、施設の新増設を行う際には、事前に協議を行い、施設の改善、揮発性化合物の削減対策について指導する	継続	施設の新増設等を行う際、事前に協議を実施し、環境保全対策の徹底を図るよう指導した。（協議件数92件）	環境政策課
		市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制のための啓発を行う	継続	・市内でノーマイカーデーを年2回実施実施（5月取組率：81.1％、10月取組率85.9％） ・スマート通勤岡山への参加（9月の最終週）	環境政策課
		アイドリングストップ・エコドライブなどの啓発を行う	継続	・エコドライブセミナー（専門家によるエコドライブ運転技術講習、燃費計測、EVの試乗等）を年2回実施した。（参加者数延べ29人） ・アイドリングストップ啓発活動を実施した。	環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		次世代エコカーの普及促進	継続	・電気自動車（59台）や充電設備（2基）への補助を実施した。 ・市民や県外観光客に対して電気自動車の貸し出しを実施した。（市民86組、観光客30組）	環境政策課
		市内に配置された測定局と移動測定車により、大気汚染物質の常時監視を実施する	継続	市内25カ所の大気測定局と大気環境測定車により常時監視を実施した。	環境政策課
		発生源である工場や事業場への立入や、排出状況を確認するための調査や規制及び指導を実施する	継続	施設の届出状況や自主測定結果の確認、立入調査等を実施した。（立入調査71件、排出ガス測定15施設等）	環境政策課
	- 大気測定局による大気環境の測定・監視を実施するとともに、測定結果をインターネット等により情報提供を行う - 大気汚染状況の変化に対応するため、測定局の適正配置の見直しを行う - 夏期を中心に大気汚染防止対策期間として、光化学オキシダント汚染の防止に重点を置いた総合的な対策を実施する - 有害大気汚染物質については、引き続き汚染状況を把握するための調査を実施し、基準を超過する場合は、工場・事業場への状況確認を実施し、該当施設改善、排出削減について指導を行う	微小粒子状物質（PM2.5）の大気中濃度の常時監視を実施する 監視センターの老朽化に伴う施設の更新を行う 測定局の適正配置の見直しを行う	新規	PM2.5を自動測定機で分析開始（松江・大高・美和）	環境政策課
No.222 大気汚染状況の常時監視による、市民の健康被害の防止			新規	環境監視センターを環境交流スクエアに移転した。 平成24年度から環境監視センターが環境交流スクエア内に移転することに伴い、近隣の港湾局を平成24年3月31日に廃止した。 夏期対策期間は休日を含めた監視体制をとり、光化学オキシダント濃度が上昇した場合に情報・注意報を発令し、FM放送やインターネット、メール配信、広報車等による周知を実施。また、水島地区の主要工場に窒素酸化物等の排出削減を要請した。	環境政策課
		県との協力のもと、オキシダントが高濃度になりやすい時期を「大気汚染防止夏期対策期間」とし、休日を含めた監視体制をとり、光化学オキシダント濃度の常時監視を強化する。	継続		
		有害大気汚染物質の排出状況を把握するための調査を実施する	継続	市内5カ所(美和・松江・塩生・春日・乙島)で調査実施	環境政策課
		大気汚染の影響による健康被害を予防し、市民の健康保持及び増進を図る	継続	- 機能訓練事業「ぜん息児キャンプ」（ラ・フォーレ吹屋で実施 26人参加） - 機能訓練事業「水泳教室」（倉敷市屋内水泳センターで実施 27人参加） - 健康相談事業（11回実施 26人参加）	医療給付課

●基本目標2 水と空気と大地がきれいで、安心して暮らせるまち

分野別目標3:安心・安全な生活環境の実現に努めます

【基本方針】:安心・安全な生活環境を確保するために、騒音規制法、振動規制法や悪臭防止法等に基づき、継続して対策を行います。事業者等が適正に化学物質の管理・使用を行うように指導するとともに、PRTR制度に基づき、使用実態等の情報について管理・提供していきます。また、化学物質に対する不安解消のために、化学物質に関する正確な情報をわかり易く説明・提供するように努めていきます。さらに、環境衛生意識の向上を図るために、広報等による普及啓発や環境美化活動を支援し、ポイ捨てや不法投棄のないまちづくりを進めていきます。

目標とする指標

	項 目	現状値	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度			H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	ごみが無くまちがきれいに清掃されていると感じている人の割合	38.4%	41.4%	↗	55%	70%	市民アンケート結果
2	環境の基準が守られ、心身ともに健康に暮らせていると思っている人の割合	54.4%	60.1%	↗	67%	80%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	区分	事業の概要	H 2 3 年度	担当課
No.231 悪臭・騒音・振動の規制などによる、市民生活環境の改善及び保全	●居住区域における騒音測定、自動車や鉄道の騒音・振動の測定と合わせて、騒音や振動に関する関係法令に基づき、工場・事業場、建設作業等に対するの監視・指導を実施する ●悪臭防止法に基づき規制・指導を行い、快適な生活環境の確保に努める ●日常生活から発生する生活騒音等に対しては、出前講座やリーフレットの配布など啓発活動を積極的に行い、市民一人ひとりのマナーやモラルの向上を図る	継続	騒音規制法、振動規制法に基づき、発生源への立入調査を実施する。	・苦情が寄せられた工場等に対して立入を実施し、発生原因を調査し、防音・防振対策について指導を実施（立入件数8件） ・法に基づき届出が提出された際、届出者に防音・防振について指導を実施（騒音届出45件・振動届出33件）	環境政策課
		継続	騒音規制法、振動規制法に基づき、環境騒音、交通騒音、交通振動の実態把握を行う	・環境騒音測定7地点、幹線自動車騒音6地点 ・道路に面する地域の面的評価 8区間 ・新幹線騒音及び振動 3地点 ・瀬戸大橋騒音4地点 ・道路交通振動 6地点	環境政策課
		継続	悪臭防止法に基づき、発生源への規制や指導を実施する	・工場や事業場への立入調査 延べ15回 ・環境調査を実施 延べ2回	環境政策課
		継続	悪臭物質発生工場での調査測定を実施、また、市民からの悪臭苦情に対する調査測定を実施する	工場・事業場での敷地境界・排出水の悪臭分析を環境監視センターで実施	環境政策課
		継続	出前講座やリーフレットの配付等、啓発活動を実施する	・出前講座実施（1件） ・環境イベント等でリーフレットの配付を実施	環境政策課
		新規	犬ねこ等適正飼育啓発員を養成する	・養成研修3回実施 ・新規養成10人	生活衛生課

施策NO.	主要な施策の内容	区分	事業の概要	H23年度	担当課
No.232 化学物質による汚染状況の把握、排出事業者規制による生活環境の保全	- ダイオキシン類について、大気や水、土壌の環境調査を継続して行うとともに、発生源事業者に対して必要な規制・指導、監視等に努める - P R T R 制度の運用により、事業者による化学物質の適正な管理体制を構築・運用させるとともに、市民・事業者・行政が情報の共有と相互理解を深め、化学物質による環境汚染を低減する取り組みを推進する。	継続	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、発生源に対する監視や指導とあわせて、環境中等のダイオキシン類調査を実施する	・排ガス中ダイオキシン類調査（11施設） ・排水中ダイオキシン類発生源調査（2事業所） ・公共用水域ダイオキシン類調査（18地点） ・大気環境調査（2地点） ・土壌中ダイオキシン類調査（8地点）	環境政策課
		継続	P R T R 制度に基づいて事業所からの化学物質の排出量の届出の集計を行い、結果の公表を行う	届出受理及び届出結果公表（届出件数172事業所）	環境政策課
		継続	新たに健康影響が懸念される化学物質について情報の収集や提供を行う	・関係機関からの情報収集（県や環境省・経済産業省） ・収集した情報の提供（最新の化学物質ファクトシートやPRTR市民ガイドブックを閲覧・配付等）	環境政策課
No.233 地域の環境美化の推進	・全市一斉ごみゼロキャンペーンなど、市民や民間団体、事業者などによる自主的な美化・清掃活動を支援するとともに、散乱ごみ対策を進め、地域の環境美化を推進する ・倉敷市ボランティア不法投棄監視員などによるパトロールの強化や、市民への啓発・指導を通じ、不法投棄やポイ捨てについての監視を強化し、不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図る	継続	年2回地区清掃を実施するとともに、全市一斉ごみ0キャンペーンなどを実施する	・春秋地区清掃の実施（実施件数654件、汚泥等処理量1,116.6m³、草等処理量432.1t） ・ごみゼロキャンペーンの実施（台風12号の影響により中止） ・児島湖流域清掃大作戦の実施（台風12号の影響により中止） ・沙美海水浴場の海開き前に、地元住民、学校、企業等と連携し、海岸清掃活動を実施（595人参加、ごみ収集量1.92t）	環境衛生課 環境政策課 企画経営室
		継続	倉敷市環境衛生協議会事業運営への補助など、地域の主体的な取組を支援する	・ゴミステーション整備等補助金（ゴミステーションの設置76件、共同清掃用器材の購入84件、ゴミステーション水道施設6件） ・環境衛生協議会への補助（7,500千円） ・地域の環境美化活動を支援するため、花壇への花の苗の購入費や除草作業などの経費への補助（25支部、1,261千円）	環境衛生課
		継続	広報やパンフレット等による普及啓発により環境衛生意識の向上を図り、地域の環境美化を推進する	倉敷市飼い犬ふん害条例制定により、ふん害防止への啓発活動を強化、ふん害の防止に関する市民意識の高揚を図った。（広報紙による条例の周知、チラシ10,000枚配付）	環境衛生課
		継続	不法投棄の防止と早期発見の体制強化を図る	・倉敷市ボランティア不法投棄監視員の公募及び選任（44名） ・不法投棄110番の設置 ・不法投棄の情報提供について郵便事業㈱と協定	環境衛生課

●基本目標3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形されたまち

分野別目標1：生産、消費段階を含めた「ごみ」そのものの排出抑制を推進します

【基本方針】：市民・事業者・行政がそれぞれ役割を理解し、廃棄物の減量化・資源化を推進するため、5 R (Refuse,Reduce,Reuse,Recycle,Regenerate) の実践がなされている社会の形成を目指します。排出段階ではもちろんのこと、生産・消費段階においても、資源の浪費を抑え、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出抑制を推進していきます。

目標とする指標

番号	項 目	現状値		H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度				H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	ごみの排出抑制に配慮した行動をしている人の割合	30.6%		32.8%	↗	40%	60%	市民アンケート結果
2	家庭ごみの一人一日当たり排出量（資源ごみ除く）	553 g		544 g	↗	495 g	473 g	毎年度の実績値
3	事業ごみの年間排出量	68,140 t		70,056 t	↗	59,871 t	58,096 t	毎年度の実績値

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.311 ごみとなる可能性のある全排出の抑制	●3 Rの取り組みをさらに発展させ、 unnecessaryなものを購入しない（リフューズ）、再生利用品を積極的に利用する（リジエネレイト）ことの実施・推進を加えた5 Rを推進する ●排出段階だけでなく、生産・消費段階においても資源の浪費を抑え、ごみとなる可能性のあるもの全ての排出を抑制することを目指す	市民のリサイクル意識の向上、分別の徹底、ごみの減量・適正処理についての意識啓発を図る	継続	・リサイクルフェアの開催（10/2（日）にフリーマーケット、環境クイズ、リサイクル工作やマイ箸作り体験コーナー等のイベントを実施） ・暮らしとごみ展の開催（本庁舎・各支所で小中学生から募集した標語の展示や啓発用パネルの掲示を行った。応募作品1,198点） ・啓発チラシの作成・配付（広報くらしき5種14分別啓発チラシ180,000枚等）	一般廃棄物対策課
		生ごみ資源化事業の推進	継続	船越地区で実施する生ごみ収集・堆肥化事業の推進（協力世帯数399世帯）	一般廃棄物対策課
		家庭でのごみ減量の推進	継続	・各ゴミステーションにおける分別についての早期啓発 ・地区町内会等での出前講座推進 ・生ごみ水切りの推進（環境イベント、出前講座などの啓発活動） ・マイバック・マイ箸運動の推進（県下統一ノーレジ袋デー（毎月10日）にスーパーの店頭で市民団体と協働で啓発イベントを実施、全16回）	一般廃棄物対策課
		倉敷市マイバック・マイ箸運動推進協力店認定制度の推進	継続	倉敷市マイバック・マイ箸運動推進協力店認定制度により、認定店舗に、認定証の交付、ポスター・のぼりなどの広報物品を貸与した。（マイバック協力店：13事業者55店舗、マイ箸協力店：5事業者10店舗）	一般廃棄物対策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
No.312 市民・事業者 の自主的な活 動の促進	市民・事業者が、基本理念や行動原則を自ら考え、ごみの排出抑制や再資源化に取り組むことを促進する	生ごみ処理容器（コンポスト・ボカシ容器・生ごみ処理機）を購入する世帯に助成を行う	継続	・堆肥化容器購入助成（補助基数308基） ・生ごみ処理機購入助成（補助基数115基）	一般廃棄物対策課
		家庭からの資源物について、集団回収を実施するごみ減量化協力団体へ報償金を交付する	継続	子ども会や町内会などに報奨金を交付（1,001団体・17,458t）	一般廃棄物対策課
		家庭からの生ごみを生ごみ堆肥センターで有機堆肥にし再利用する	継続	堆肥センターで、有機堆肥の生産（約193tの農業残渣や家庭生ごみから約130tの有機堆肥を生産）	農林水産課
		漁業団体が収集したゴミの運搬処理を行う	継続	収集物運搬処理（処理量30.71t）	農林水産課
		事業所に対する大型生ごみ処理機の導入補助制度の検討	新規	導入した場合の問題点等の検討を実施。	一般廃棄物対策課

●基本目標3 リデュース、リユース、リサイクルが徹底され、循環型社会が形されたまち

分野別目標2 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理に努めます

【基本方針】排出される廃棄物は、再生利用に努め、再生利用が不可能なものについては、焼却による熱回収を行ったうえでの減容化や最終処分などの適正処理を実施し、廃棄物が環境に与える負荷を可能な限り抑えます。また、効率的に廃棄物を処理することで、ごみ処理経費の節減に努めます。
不法投棄による環境破壊を防止するため、違法行為には厳正に対処するとともに、事業者等の意識の向上に努めます。

目標とする指標

番号	項 目	現状値		傾向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度	H23 年度実績		H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	最終処分率（最終処分量÷ごみ総排出量）	2.4%	2.2%	↗	維持	維持	毎年度の実績値
2	リサイクル率（総合計画指標）	47.8%	46.2%	↘	52%	54%	毎年度の実績値 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.321 廃棄物の再生 利用の促進	● 市民向けに生ごみ減量や、マイバック・マイ管運動の推進等を行うとともに、事業者向けに、大型生ごみ処理機の導入補助制度の推進や一般廃棄物減量資源化計画書の提出の指導等により排出抑制に努める ● 分別徹底の推進、ごみステーションでの指導実施等の普及啓発を行う ● 空き缶つぶし機の貸出の拡大、ベットボトル回収の充実や常設リサイクルステーション設置の検討等の回収体制の整備を行う	マイバック・マイ管運動を推進する	継続	・マイはし作り体験（県市等が実施する環境イベントで実施） ・啓発用ティッシュの配付 ・倉敷市マイバッグ・マイ管運動推進協力店認定制度により、認定店舗に、認定証の交付、ポスター・のぼりなどの広報物品を貸与した。（マイバッグ協力店：13事業者55店舗、マイ管協力店：5事業者10店舗）	一般廃棄物対策課
		【再掲No.312】生ごみ処理容器（コンボスト・ボカシ容器・生ごみ処理機）を購入する世帯に助成を行う	継続	・堆肥化容器購入助成（補助基数308基） ・生ごみ処理機購入助成（補助基数115基）	一般廃棄物対策課
		循環型社会の形成を推進すると認められる先進的なリサイクル関係施設等の整備等について経費の一部を助成する	継続	先進的なリサイクル事業の施設整備事業経費の一部を補助を実施。（H23年度実績なし）	産業廃棄物対策課
		【再掲No.312】事業所に対する大型生ごみ処理機の導入補助制度の検討	新規	導入した場合の問題点等の検討を実施。	一般廃棄物対策課
		一般廃棄物減量資源化計画書の提出指導の実施	継続	・大規模事業主に対し、計画書の提出を求めた。（計画書81件） ・事業場に対して、個別訪問を実施し、分別指導を行った。（事業場数62件）	一般廃棄物対策課
		廃食用油を回収し本市のリサイクルモデル事業である廃食用油のバイオディーゼル燃料化事業を行う	継続	廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を精製し、公用車に使用（精製量6,478L）	一般廃棄物対策課
		リサイクル推進センターを拠点として、木製家具・古着・古本のリユース事業やリサイクルに関する各種講座の開催を行う	継続	クルクルセンターで、木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを実施した。（来館者数22,923人、リサイクル体験者数1,982人、再生木材家具・衣類・書類引渡し数7,997点）	一般廃棄物対策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
No.322 廃棄物の適正 処理による環 境負荷の抑制	●医療系廃棄物等の人体や環境に深刻な影響を及ぼす恐れのある廃棄物や、ブロックタイヤをはじめとする適正な処理が困難な廃棄物について、確実に専門処理業者による処理を行うよう、適正な処理方法についての周知徹底を図る ●不法投棄を監視するパトロールを強化するとともに、違法行為には厳正に対応する ●広報や事業者向けパンフレットで適正な処理について協力を呼びかけ、市民や事業者の意識の向上を図るとともに、産業廃棄物管理票（マニフェスト）システムの推進と合わせて不法投棄の防止に努める	「地域美化推進員制度」による、地域のごみの減量・資源化を推進する	継続	180名の推進員を選任し、地域のごみの減量化・資源化を推進	環境衛生課
		処理施設に搬入されたびんを、リターナブルびん、カレット等に選別し、再資源化する	継続	・びん搬入量 2,575 t ・生きびん排出量 182 t ・カレット排出量 2,382 t	環境施設課
		リサイクル協力店及びステーションからペットボトルを回収し、再商品化事業者に引き渡す	継続	・リサイクル協力店からの回収実施（110店舗、回収量388 t） ・地区ステーション回収実施（回収量179 t）	一般廃棄物対策課
		常設リサイクルステーション設置	新規	設置方法・設置場所の検討	一般廃棄物対策課
		空き缶つぶし機の貸出拡大	継続	電動の空き缶つぶし機3台を市民、団体、学校等へ貸出（貸出件数 延べ2件）	一般廃棄物対策課
		回収体制の整備・充実		・ステーション収集(倉敷、水島、児島、玉島、船穂、真備地区 合計約5,200箇所) ・各地区環境センター等でのごみ受入れ ・使用済み食用油を倉敷市環境衛生協議会が回収拠点を設け、月1回収を実施 ・電話等での事前申込による粗大ごみの個別収集実施 ・ペットボトルのステーション回収、リサイクル協力店舗回収	
			継続	業者への助成実施（処理量560 t）	一般廃棄物対策課
		不法に投棄された廃家電を適正に処理する。	継続	・不法投棄家電の適正処理（479台） ・乾電池・古タイヤ・モーターバイク等を処理委託（処理量：乾電池81,820t、モーターバイク9t）	一般廃棄物対策課
		廃棄物処理法、自動車リサイクル法に基づき、事業者への許可、指導、立入調査を行う	継続	・一般廃棄物処理業許可件数117件(収集運搬業109件、処分業4件、処理施設設置4件) ・産業廃棄物処理業等許可件数671件(収集運搬業437件、処分業95件、処理施設設置139件) ・自動車リサイクル法(引取業204件、フロン類回収業74件の登録、解体業27件、破砕業13件の許可) ・産業廃棄物処理施設等への立入調査、焼却炉等の適正な維持管理について指導、運搬車輻検査を実施。	一般廃棄物対策課 産業廃棄物対策課
			継続	一般廃棄物処理施設（焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場等）の適正な運営（維持管理）を行った。（一般廃棄物処理施設の維持管理情報（処分量、排ガス分析結果、処理水結果等）は、毎月HPで公表。）	環境施設課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		警察08を監視指導員として採用し、不法投棄の防止や事業者の指導等を行う	継続	警察084名を監視指導員として採用し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄等に対する監視・指導を実施。	産業廃棄物対策課
		航空機による上空監視、休日夜間のパトロール、不法投棄防止用監視カメラの活用等により、不法投棄を防止する	継続	・民間警備会社に委託し、平日夜間及び休日のパトロールを実施。 ・ヘリコプターによる上空監視（年2回）及びセスナ機による啓発広報（年1回）を実施。 ・不法投棄防止用カメラによる監視活動を実施。	産業廃棄物対策課
		「岡山エコタウンプラン」関係事業者の実施する、環境学習等の事業に対して助成を行う	継続	エコタウン関係施設の巡回受入事業に対して、補助金を交付した。（巡回見学受入 16回・654名・交付実績492千円）	産業廃棄物対策課
		マニフェストシステムの徹底、啓発活動の推進等により、不法投棄等の不適正処理などを未然に防止する	継続	・民間主催の講習会に講師として出席し、産業廃棄物の排出事業者や処理業者等に対して啓発した。 ・H P、チラシ等を活用して産業廃棄物に関する情報を提供した。	産業廃棄物対策課

●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

分野別目標1：温室効果ガス削減の取組を推進します

【基本方針】：低炭素社会の実現に向けては、すべての主体が地球温暖化問題に対する意識を高め、実際に行動することが、大きな推進力になります。限りある資源とエネルギーを大切にし、自然環境との調和を図る、環境にやさしいライフスタイルの普及が必要不可欠です。
低炭素社会の形成を目指し、すべての市民・事業者・行政が自ら率先して省エネルギーの徹底や温室効果ガス排出の少ないエネルギーへのシフトを心がけ、市全体の温室効果ガス排出量を削減するよう努めます。

目標とする指標

番号	項 目	現状値		H23 年度実績	傾 向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度				H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	家庭で温暖化対策「グリーンくらしエコアクション」に取り組んでいる人の割合	24.6%		24.9%	↗	39%	53%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】
2	温暖化対策「グリーンくらしエコアクション」に取り組んでいる企業の割合	5.5%		-	-	50%	80%	市民アンケート結果 【第六次総合計画指標】
3	市全域から排出される温室効果ガス（CO2）の削減割合（2007年度比）	【平成19年度】 39,573 千 t		13.5% 削減	↗	【平成24年度】 6%削減	12%削減	毎年度の実績値 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23 年度	担当課
No.411 ライフスタイルの見直しによる温室効果ガスの排出抑制	●「グリーンくらしエコアクション」の普及による、暮らしの中での省エネルギーへの取り組みを推進する ●公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動等の推進を通じて、無駄のないエネルギー消費を心がけることにより、家庭からの温室効果ガスの排出抑制を推進する	平成22年度に策定した「倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を、市民・事業者に対して周知・徹底を図る	継続	区域施策編・クールくらしアクションプランの概要版を作成し、市民や事業者に配布した。	環境政策課
		市民、事業者、行政等の協働により「倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進行管理を実施する	新規	「倉敷市地球温暖化対策協議会」を設置し、会議を開催した。	環境政策課
		「グリーンくらしエコアクション」（G・K・E・A）の普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	継続	G・K・E・A改訂版の作成	環境政策課
		「くらしきグリーンメイト（緑のカーテン推進員）」とともに緑のカーテンを普及促進する	継続	・グリーンメイトの登録呼びかけ（登録者数200人） ・緑のカーテンコンテスト実施（市民153作品、事業者32作品） ・市民にゴーヤや朝顔の種を4,500袋、苗600個配布	環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		NPO等との連携によるイベント開催など、市民への啓発と温室効果ガス削減の取組を推進する	継続	・出前講座の実施（出前講座、施設見学等 8件） ・こどもエコライフチャレンジの実施（小学校7校 543人で実施） ・芸文館周辺で温暖化対策啓発イベント「ストップ温暖化くらしき」の実施（参加者数4,000人）	環境政策課
		公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動を推進する	継続	・パークアンドライド駐車場整備（水島臨海鉄道水島駅1箇所） ・バス利用の意識啓発（バス教室 小学校5校690人参加）	交通政策課
		【再掲No.221】市民や事業者に対して、マイカー利用の抑制のための啓発を行う	継続	・ノーマイカーデーの実施（市役所庁内で2回実施） ・スマート通勤岡山への参加（9月の最終週）	環境政策課
No.412 省エネルギー設備等の導入による温室効果ガスの排出抑制	省エネルギー機器・設備の積極的な導入やエネルギー源のシフト等を推進し、市全体での温室効果ガスの排出抑制に努める	運輸・民生部門の省エネ、省CO2対策を推進するため、市民への設備等の購入に対して助成を行う	継続	電気自動車・充電設備の導入費補助制度（EV59台、充電器2基）	環境政策課
		市が所有する電気自動車を活用して、市民へ電気自動車の普及啓発を行う	継続	閉庁日に電気自動車の貸し出しを行う（市民86組、県外観光客 30組）	環境政策課
		電気自動車充電設備の整備を推進する	継続	市営駐車場（中央駐車場）に設置	関係各課
		倉敷市公共施設低炭素配慮指針に基づき、公共施設の低炭素化を推進する	新規	倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用開始	関係各課

●基本目標4 地球温暖化対策の取組により、低炭素社会が形成されたまち

分野別目標2：地域特性を活かした再生可能エネルギーの積極的利用により、資源エネルギー循環型の社会を目指します

【基本方針】：「晴れの国おかやま」という太陽エネルギーの利用に有利な気象条件や、電気自動車の生産地である等、地球温暖化対策の鍵となる特性を有しており、これらの地域特性を活かした、資源・エネルギー循環型の社会を目指します。

目標とする指標

番号	項 目	現状値		H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
		平成 21 年度	H23 年度			H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	住宅用太陽光発電システム設置件数	3,852 件	7,336 件	7,336 件	↗	10,000 件	28,000 件	市内の設置件数
2	公共施設の太陽光発電システム設置 kw 数	90 k W	352 k W	352 k W	↗	250 k W	500 k W	システム設置の積み上げ kw 数

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No.421 家庭への再生可能エネルギー設備の導入促進	- 民生家庭部門からの温室効果ガスの排出削減を図るため、支援制度や普及啓発などを通じて、積極的に住宅用太陽光発電システムの導入を推進していく - その他の再生可能エネルギー設備についても、市民生活に適した設備の導入が進むように普及啓発等を行っていく	住宅用太陽光発電システムを設置した家庭に助成を行う	継続	1,536件の設置補助	環境政策課
		【新規】補助事業者の排出削減分をクレジット化し、「国内クレジット制度」を活用した温室効果ガス削減事業を実施する	新規	くらしきサンサン倶楽部949世帯分・649 t を国内クレジットとして中国銀行に販売。	環境政策課
		【再掲No.441】「グリーンくらしきエコアクション」の普及定着による、低炭素型ライフスタイルへの転換を図る	継続	G - K E A 改訂版の作成	環境政策課
		再生可能エネルギー（太陽光発電システム以外）設備の導入が進むよう普及啓発を行う	継続	温暖化対策啓発イベント「ストップ温暖化くらしき」での民間事業者による普及啓発	環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		新たな倉敷市地球温暖化防止活動実行計画（事務事業編）の策定	新規	倉敷市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定	環境政策課
		市の事業活動に伴うエネルギー使用量を把握するとともに、中長期削減計画を策定する。	継続	・エネルギー使用量の把握 ・中長期削減計画の作成 ・施設設備機器台帳、管理標準の作成・更新	環境政策課 関係各課
		公共施設の省エネルギー対策を実施する	継続	・本庁舎空調設備の省エネ化 ・美術館内照明設備省エネ改修 ・児島競艇場内誘導灯LED化、エアコン取替え	関係各課
No.422 公共施設への再生可能エネルギー設備の率先導入	- 市の事務事業活動から排出される温室効果ガスの排出削減を目指す - 公共施設に太陽光発電システムをはじめとした、再生可能エネルギー設備を率先して導入し、再生可能エネルギーの普及啓発に努める	公共施設の壁面緑化等を推進する	継続	- 保育園の園庭の芝生化及び維持管理の実施（芝生化実施：柳田、田の口保育園、累計5園） - 学校・園の壁面緑化（全ての市立学校・幼稚園計148校園で実施） - 小学校の校庭や幼稚園の園庭の芝生化及び維持管理の実施（芝生化実施：連島東小学校、万寿幼稚園） - 公共施設のブロック塀を生垣に更新（第五福田小学校）	保育課 教育総務課 教育施設課 公園緑地課
		公共施設へ再生可能エネルギー設備を導入する	継続	- 片島浄水場への太陽光発電設備導入（20kW） - 倉敷みらい公園へ太陽光発電設備導入（2kW） - 児島市民交流センターへ太陽光発電設備導入（30kW） - 玉島市民交流センターへ太陽光発電設備導入（30kW） - 玉島東中学校へ太陽光発電設備導入（5kW） - 真備中学校へ太陽光発電設備導入（5kW） - 西阿知小学校へ太陽光発電設備導入（5kW）	関係各課
		【再掲No.412】倉敷市公共施設低炭素配慮指針に基づき、公共施設の低炭素化を推進する	新規	倉敷市公共施設低炭素配慮指針の運用開始	関係各課

●基本目標5 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

分野別目標1:環境教育・環境学習を推進し、環境意識を持ち行動できる人を増やします

【基本方針】:これまでの環境学習の機会をさらに充実させるとともに、環境学習・環境活動を支える人材(地域・NPO)の育成を図ることで、人間と環境との関わりについて正しい知識をもち、目らが責任をもって、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人を増やすことを目指します。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成 21 年度	H23 年度実績	傾向	めざそう値		備 考
					H 2 7 年度	H 3 2 年度	
1	「もったいない」意識を共有している社会が出来ていると思う人の割合	6.0%	7.9%	↗	12%	30%	市民アンケート結果
2	環境学習等で学んだことを、日常生活の中で実践している人の割合	4.0%	5.2%	↗	10%	20%	市民アンケート結果

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H 2 3 年度	担当課
No. 511 環境学習の機 会の提供	- 子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習や実践活動の場や機会が多様な形で存在するよう、これまでの、講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座の拡充を図る - 公民館等の社会教育施設を地域での環境教育の場として、より一層の充実を図る - 環境監視センター、クルクルセンタ－、自然史博物館などの環境学習施設の整備・充実を図る - 市民・市民公益活動団体、事業者、行政等の各主体が連携して、地域等での環境教育が実施できるよう、環境に関する必要な情報の収集及び提供に努める	講演会、環境イベント、自然観察会、出前講座等の充実を図る	継続	- 環境フェスティバル（講演会や体験型環境学習、エコフードコーナーなどのイベントを実施：約2,000名参加） - 水辺教室（高梁川・河川敷 水江の渡し）を実施（平成23年8月6日（土）、50名参加） - 海辺教室（児島通生の海岸）を実施（平成23年7月23日（土）、40名参加） - サイエンス・カフェ（いきもの茶屋）を実施（テーマ：自然観察、チンパンジー：参加者数合計65名） - 各種出前講座の実施（出前講座及び環境学習教室へ延べ437名参加） - ストッブ温暖化くらしき（地球温暖化対策啓発イベント：4,000名参加）	環境政策課
		市民学習センターや公民館での環境学習講座の充実を図る	継続	市民学習センターや公民館で、環境政策課と連携したくらしき市民講座や「新聞エコバックづくり」「ソーラーカーをつくらう！」など環境をテーマにしたさまざまな講座を34講座実施し、延べ2,056名の方が受講した。	市民学習センター
		環境交流スクエアの整備	新規	環境交流スクエア西棟4階部分を「環境学習センター」として整備	環境政策課
		環境監視センターを移転拡充するとともに、環境学習機能を強化する	新規	- 整備、移転 - 環境学習機能強化	環境政策課

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
		自然史博物館事業の推進	継続	・「宝石の素顔」「羽・羽・鳥の羽コレクション展」「秋の鳴く虫展」「屋間啓吉昆虫コレクション展」「むしむし探検隊報告」「しぜんしくらしき賞作品展」を開催した。 ・「自然観察の手引き」2,000部作成 ・「自然観察の会、自然観察会（24件） ・「11月3日は自然史博物館まつり」を開催した（来場者数9,796人）など	自然史博物館
		環境に関する情報の収集及び適切な情報の提供を行う	継続	・HPの充実 ・広報紙 等	環境政策課 各関係課
		市民公益活動団体が行う、環境保全活動・教育・啓発のための事業への一部助成を行う	継続	自然観察会・環境保全活動等に対する助成（市民企画提案事業）	市民活動推進課
No.512 環境学習や環境活動を支える人（地域・NPO）の育成	・地域における環境活動を先導するコーディネーターや、環境学習を推進する指導者の育成や活動支援に努める ・市からの情報提供を充実させるとともに、地域や事業者が環境に関する取り組みや情報を共有することができるネットワーク形成を目指す	地域の環境学習活動を推進するための市民パートナーを養成し、市民全体の環境保全活動の活性化を図る。	継続	・エコつう講座（循環型社会形成をテーマに3日間実施、延べ106名参加） ・エコつう講座参加者へのフォローアップ講座（1日開催、24名参加） ・グリーンメントの登録呼びかけ（登録者数：200人）	環境政策課
		行政、企業、市民団体等が情報共有や取組を共有できるネットワークの形成をめざす	継続	・STOP温暖化くらしき実行委員会 ・倉敷市地球温暖化対策推進協議会 など	環境政策課

●基本目標5 市民一人ひとりが、環境意識を持ち行動するまち

分野別目標2:次世代を担う子どもたちへの環境教育を充実し、行動できる人を育てます

【基本方針】家庭、学校、地域など多様な場で、それぞれの発達段階に応じた環境教育を推進し、また、家庭、学校、地域、事業者が相互に連携した取組を行うことにより、将来を担う子どもたちが環境に配慮した行動のよき実践者となるように、環境教育・環境学習の推進を目指します。

目標とする指標

番号	項 目	現状値 平成21年度	H23年度 実績	傾向	めざそう値		備 考
					H27年度	H32年度	
1	自然がかけがえの無い大切なものだと感じている子どもの割合	71.7%	67.2%	↗	80%	95%	小中学校アンケート
2	「もったいない」意識をもち、物を大切にしている子どもの割合	31.4%	40.9%	↗	45%	65%	小中学校アンケート
3	自然にふれる活動に参加している子どもの数	14,537人	15,208人	↗	21,800人	24,600人	毎年度の実績値 【第六次総合計画指標】

主要な施策に基づく主な事業 年度別計画

施策NO.	主要な施策の内容	事業の概要	区分	H23年度	担当課
No.521 これからの時代を担う子供たちの環境教育の充実	●環境を大切にし、より良い環境づくりや環境の保全に配慮した望ましい行動がとれる実践力を育成するため、学校、家庭、地域、事業者と連携を図りながら、環境教育の充実に努める ●子どもの発達段階に応じた環境学習プログラムづくりや本市の山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくりを進め、継続的に環境教育を推進できるよう努める ●小中学校を対象とした出前講座などにより、学校での環境教育を支援する	企業、市民団体等と連携した、環境教育を推進する	継続	・こどもエコライフチャレンジ(市内7小学校で実施・543名参加) ・小中学校へ出前講座(出前講座及び環境学習教室延べ437名) ・市民企画提案事業(自然観察会、環境保全活動など)	環境政策課
		各学校が計画的に教科学習や体験的な学習に取り組み、環境教育を充実する	継続	全小・中学校で、環境教育全体計画、指導計画に基づき、教科や総合的な学習の時間を中心に環境教育に取り組んだ。	教委・指導課
		発達段階に応じた環境学習プログラムづくり	継続	随時検討・実施	環境政策課
		山、川、海の自然環境を活かした体験型学習プログラムづくり	継続	・市内の親子を対象に、水辺教室(高梁川河川敷 水江の渡し)を実施(平成23年8月6日(土)、50名参加) ・海辺教室(児島通生の海岸)を実施(平成23年7月23日(土)、40名参加) ・大畠漁港海岸で小学生とその保護者を対象に漁業体験学習(地びき網体験・底びき網船乗船等)を実施(参加者約70名) ・少年自然の家で小、中学校の山の学習などの受入れを実施し、自然の中で仲間と遊び、自然と親しみながら、仲間と暮らすことによって人間形成を図った(テント設置、野外炊事等)	環境政策課 農林水産課 少年自然の家
		広報、事務局の支援等を通じ、「こどもエコクラブ活動」の支援を実施する	継続	広報、会員登録受付、環境に関する情報の提供等を行った	環境政策課
		市民団体等と連携して、出前講座を実施する	継続	・こどもエコライフチャレンジ(市内7小学校で実施・543人参加) ・出張講座「くらしきの淡水魚」(3回実施・211人参加)	環境政策課

用語の解説

【あ】

IPCC

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の項目を参照のこと

赤潮

主として植物プランクトンの異常増殖により、海水が赤褐色になる現象。養殖魚類などに被害を発生させることがあり、富栄養化が原因の一つである。

【い】

硫黄酸化物(SO_x)

二酸化硫黄(SO_2)や三酸化硫黄(SO_3)などの硫黄の酸化物の総称。硫黄を含む燃料などを燃やすことにより発生する。人の健康に悪影響を与えたり、酸性雨の発生原因として生活環境に被害を及ぼす。大気汚染防止法の規制対象物質となっている。

維管束植物

維管束とよばれる、物質を通す管状組織を有する植物の総称。シダ植物及び種子植物(裸子植物、被子植物)のこと。

一酸化炭素

一酸化炭素(CO)は、無色無臭の空気よりやや軽い気体である。ものが燃えるときに、不完全燃焼をすることで発生する。

一酸化炭素は呼吸で体内に取り込まれると、血液中で酸素を運搬するヘモグロビンと強力に結びつき、酸素の運搬を阻害してしまう。そのため、酸欠状態になり死亡することもある。主な発生源は自動車であり、環境基準が定められている。

一般環境大気測定局

大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するものを一般環境大気測定局という。

【う】

上乗せ排水基準

都道府県が水質汚濁防止法で定める全国一律の排水基準では十分でないと判断した場合に定める更

に厳しい基準のこと。

【お】

温室効果ガス

太陽により暖められた熱を吸収・再放射し、地球表面の温度を高めているガス。このような働きが温室に似ているため温室効果ガスと呼ばれている。

【か】

外来生物法

特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止しすることを目的とする法律で、正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」。

もともと日本にいなかった外来生物のうち、生態系などに被害を及ぼすものを特定外来生物として指定し、飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入などを原則として禁止する。国外からの特定外来生物の侵入防止、国内の特定外来生物の拡散防止を図る。

化学的酸素要求量(COD)

水中の被酸化物質(主として有機物)を酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。水質の代表的な指標の一つであり、数値が高いと汚れていることになる。

合併処理浄化槽

家庭や事業場などに取り付ける污水处理装置のことで、トイレの汚水(し尿)と風呂や台所の汚水(生活雑排水)を併せて処理を行う。なお、トイレの汚水のみを処理する装置のことを単独処理浄化槽と呼んでいたが、浄化槽法の改正により、単独処理浄化槽は浄化槽として認められなくなった。

家電リサイクル法

一般家庭から排出された特定の家電製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)をリサイクルするための法律で、正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」。家電小売店が「製品の収集・運搬」を、家電メーカーが「製品のリサイクル」を、消費者が「費用負担」を行う。平成13年4月1日から本格施行された。

環境基準達成率(水質)

水質生活環境項目に係る環境基準の達成率は環境基準があてはめられている水域ごとに以下の方法で算定する。

BOD及びCOD

環境基準達成率(%)

= 75%値が環境基準値を満足した地点数 /
測定地点数 × 100

全窒素及び全リン

環境基準達成率(%)

= 年間平均値が環境基準値を満足した地点数 /
測定地点数 × 100

注) 75%値とは、年間の日平均値のデータを小さいものから順に並べ、

(0.75 × データ数) 番目のデータをいう。

環境騒音

環境騒音とは、主に交通騒音、生活騒音等、私たちが生活する場所から発生する複合した騒音の総称である。評価は測定場所等により、一般的地域(道路に面する地域以外の地域)及び道路に面する地域に2分類される。

環境保全協定(公害防止協定)

公害防止のひとつの手段として地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいう。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるもの。

環境マネジメントシステム

企業等が環境方針、目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを行うための体制やプロセスのこと。国際的な環境マネジメントシステム規格の一つがISO14001。

[き]

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化について科学者等が科学的知見の集約・評価を行う政府間の国際的な機構である。

企業の社会的責任(CSR)

企業は社会的な存在であるため、法令を遵守するだけでなく、利害関係者である消費者・投資家及び社会全体からの要請に応え、より高い次元の社会貢献や配慮を自主的に行うべきであるという考え。

揮発性有機化合物(VOC)

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは、Volatile Organic Compoundsの略。吸入による頭痛やめまい、腎障害などの有害性や発ガン性などの可

能性が指摘されている。有害大気汚染物質及び水質汚濁に係る健康項目として、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンなどが指定されている。

[け]

健康項目(水質)

環境基本法の人々の健康の保護に関する環境基準に指定されている項目を指す。カドミウム、全シアンなどの27項目が指定されている。これらの物質は高濃度で急性毒性があるだけでなく、低濃度で慢性毒性や発ガン性などを有するものもある。

[こ]

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)が太陽光線の中に含まれる紫外線を受けて、光化学反応をおこし、生成するオゾン、アセトアルデヒドなどをまとめて光化学オキシダントという。主成分はオゾン。大気中で雲や霧のようなスモッグ状になることを光化学スモッグという。

高濃度になった場合には、人の目やのどを刺激したり、植物にも影響を与えらるといわれている。大気汚染防止法では、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になった場合、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしている。

降下ばいじん

「降下ばいじん」とは、大気中に排出されたばいじんや地表より舞い上がったちり、ほこりなどの粒子状物質のうち比較的大きいものが、重力や雨によって地上に降下したものをいう。

[し]

COD

化学的酸素要求量の項目を参照のこと。

ジクロロメタン

発ガン性が疑われている甘い芳香臭のある無色の液体で、塗料等の溶剤、ウレタン発泡助剤、エアゾルの噴射剤、金属洗浄剤、冷媒等に使用されている。

シス-1,2-ジクロロエチレン

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが土壌中で分解する過程で生成する。水質の人の健康に関する物質の一つ。

自動車リサイクル法

正式な法律名は「使用済自動車の再資源化等に関する法律」。使用済自動車(廃車)を解体する際に発生するシュレッダーダスト、フロン類、エアバッグ類を適正に処理し、かつ、有用資源のリサイクルを促進するために制定された。リサイクルに必要な費用については、自動車ユーザーの負担となっている。

振動対策指針値

新幹線鉄道の列車走行に伴い発生する振動について、その振動レベルが著しく、緊急に振動源・障害防止対策を講じるべきとされる値で、70dB としている。

自動車排出ガス測定局

大気汚染防止法に基づき、大気の汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、渋滞などにより著しい汚染が生じるおそれがある区域において、大気中の自動車排出ガスの状況を把握するために、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

重金属類(水質)

水質測定の項目であり、健康項目としてはカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、セレンがある。また、特殊項目として、鉄、亜鉛、銅、マンガン、クロムがある。

種の保存法

国内外の絶滅のおそれのある野生生物の保護を図ることにより良好な自然環境を保全するための法律で、正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」という。

国内外の絶滅のおそれのある動植物種を国内希少野生動植物種、国際希少動植物種として指定し、譲渡し等を原則として禁止している。

循環型社会

循環型社会とは、循環型社会形成推進基本法において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される

社会と定義されている。

【す】

水源かん養林

森林の土壌は、枯れ葉や枯れ枝などが小動物や微生物により分解されて形成され、すきまの多いスポンジ状になっている。このため、森林の土壌は降った雨をいったん吸収し、徐々に地下水として流すことにより、河川の流量を安定させる働きがある。この機能を生かすように維持管理されている森林を水源かん養林(水源林)という。

【せ】

生活環境項目(水質)

環境基本法の生活環境に係る環境基準に指定されている項目を指す。河川ではpH、BOD、SS、DO、大腸菌群数、また海域ではpH、COD、DO、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分等)の項目がある。

生物多様性

地球上には 3,000 万種ともいわれる多様な生物が生息している。生物多様性とは、地球上に生息している微生物から昆虫、植物、動物、人間にいたるまでのすべての生物の間にある「個性」(= 違い)と「つながり」(= 関連性)をさす言葉。生き物はそれぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといったさまざまな関係でつながりあっている。

生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の比較的分解されやすい有機物が溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量のことである。この数値が高いと水が汚れていることとなる。

世界環境デー

1972 年 6 月 5 日に人間環境に関するストックホルム会議が開催されたことを記念して国連が制定した記念日。

全窒素(水質)

水中に含まれる窒素化合物は無機態窒素と有機態窒素に大別され、その各形態の窒素を合わせたものを全窒素という。富栄養化の原因物質の一つである。第 5 次総量規制の対象項目として、全リンとともに

指定された。

全りん(水質)

水中のりん化合物は無機態と有機態に区別される。通常の水質分析では有機態りんも含めたりんの総量として全りんが測定される。

【そ】

総量規制

工場や事業場が集中して立地し、大気汚染物質や水質汚濁物質の排出総量が多いため環境基準の達成が困難な地域において、環境基準を達成することを目的として、工場全体からの大気汚染物質や水質汚濁物質の排出総量を規制すること。

大気汚染物質として硫黄酸化物や窒素酸化物、水質汚濁物質としてCOD、全窒素、全りんの総量規制が実施されている。

【た】

炭化水素(非メタン炭化水素)

水素原子(H)と炭素原子(C)から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素など、多くの種類がある。石油(原油)はいろいろな種類の炭化水素の混合物である。化合物によって差はあるが、においがあるものが多い。

大気の常時監視においては、光化学オキシダントの原因物質のひとつとして測定している。このため、太陽光線の中に含まれる紫外線による光化学反応性が無視できるメタンと、それ以外の「非メタン炭化水素」に分離して測定している。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称。塩素の付く位置と数によってPCDDは75種類、PCDFは135種類、またコプラナーPCBは十数種類の物質があり、そのうち、毒性があるとみなされるのは29種類である。

【ち】

地域自主管理計画

有害大気汚染物質のひとつであるベンゼンの排出を抑制するため、地域内の事業者が策定する管理計画。排出削減目標量及び措置等を明示して、自主的な取組を実施することになった。

ベンゼンの大気中濃度が、環境基準を継続して超過している地域について、策定されている。全国では5地域(室蘭地区、鹿島臨海地区、京葉臨海中部地区、水島臨海地区、大牟田地区)。

窒素酸化物(NOx)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)などの窒素の酸化物の総称。主として重油、ガソリン、石炭などの燃料を燃やすことにより発生する。

呼吸器疾患の原因となるだけでなく、光化学オキシダントの原因物質の一つである。窒素酸化物の低減対策としては、燃料改質や燃焼改善によって抑制する方法と、燃焼排出ガス中の窒素酸化物を減少処理する排煙脱硝の方法がある。

【て】

底質

河川、湖沼、海洋などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部と、その上の堆積物をあわせたものをいう。

底質を調査することによって、汚濁の進行傾向や速度について有用な情報を得ることができる。

TEQ(毒性等量)

ダイオキシン類の毒性の強さを表すもので、ダイオキシン類の中でもっとも毒性の高い2,3,7,8-TCDD(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンのひとつ)の毒性を1として換算したすべてのダイオキシン類の毒性を足し合わせた値。

テトラクロロエチレン

エーテルに似た臭気の揮発性が高い無色透明な液体で、引火性が低く、親油性であることからドライクリーニングや金属部品の洗浄などに使われてきた。地下水汚染等が社会問題となり製造・使用量が減少し、現在では、代替フロン原料としての用途が最も多くなっている。

テレメータシステム

遠隔地にある自動測定機器で測定したデータを、電話回線や無線を利用して中央監視室に送信、制御するシステム。

【と】

通し回遊魚(とおしかいゆうぎょ)

海の中だけでなく、生活の中で川と海をまたぐ回

用語の解説

遊をする魚のこと。例としてアユ、ウナギ等

特定悪臭物質

アンモニア、メチルメルカプタンなどの不快なおい原因となる物質のうち、生活環境を損なうおそれのあるものを政令で定めている。現在 22 物質が、特定悪臭物質として定められている。

特定外来生物

外来生物法の項を参照。

特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業と政令で定められたもの。作業実施の 7 日前までに届出が必要である。

特定施設

大気汚染防止法では「特定物質を発生する施設」、水質汚濁防止法では「有害物質を含む又は生活環境に被害を生じるおそれのある汚水又は廃液を排出する施設」、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する施設」、振動規制法では「著しい振動を発生する施設」をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特定事業場

特定施設を設置している事業場のことであり、特定施設とは人の健康に係る被害を生ずる恐れがある物質や生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質を排出する施設のことです。水質汚濁防止法等に定められているもの。

土壌溶出量基準

土壌含有量基準とともに土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準であり、この基準を超える特定有害物質がひとつでもあると要措置区域等として指定され、公示される。

土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水等を飲用することにより、土壌に含まれる有害物質を体内に取り取り込むのを防止する観点から土壌に 10 倍量の水を加えて十分に振り混ぜた場合に溶出してくる特定有害物質の量を種類ごとに定めた基準で、土壌環境基準と同じ数値である。

土壌含有量基準

土壌溶出量基準とともに土壌汚染対策法に基づく要措置区域等の指定に係る基準であり、この基準を

超える特定有害物質がひとつでもあると、要措置区域等として指定され、公示される。

有害物質を含む土壌を直接摂取するのを防止する観点から、地表から 50cm までの土壌に含まれる重金属等(第二種特定有害物質)の量を種類ごとに定めた基準である。

トリクロロエチレン

クロロホルムに似た臭気の揮発性が高い無色透明な液体で、機械部品や電子部品の脱脂洗浄に使われてきたが、現在では代替フロン原料としての需要が増えている。

〔に〕

二酸化硫黄

二酸化硫黄(SO_2)は、「硫黄酸化物」(SO_x)の一種で、「亜硫酸ガス」と呼ばれることもある。空気より重い無色の気体で、腐った卵に似たにおいがする。硫黄分を含む重油・石炭などの燃料が燃えるときに、発生する。一方、自然界でも火山の噴火により発生する。三宅島の雄山の噴火の際には、大量の二酸化硫黄が大気中に放出された。

昭和 40 年代には、環境中の濃度が高く、大気汚染物質の主役であった。しかし現在では、燃料に含まれる硫黄の濃度の低下や、脱硫装置の設置などで環境中の濃度は大きく低下している。

二酸化窒素

二酸化窒素(NO_2)は、「窒素酸化物」(NO_x)の一種で、赤褐色の空気より重い気体である。工場のボイラーや自動車のエンジン、家庭のガスコンロなどを使うと必ず発生する。

呼吸により体の中に取り込まれると、呼吸器疾患の原因となるおそれがある。また、窒素酸化物は、紫外線により非メタン炭化水素と光化学反応を起こして、光化学オキシダントを発生させる。

二次林

伐採や山火事などで森林が破壊されたあとに成立した森林。マツの仲間などのように、明るい場所を好む樹木や、切り株から芽を出して成長するコナラ、アベマキなどの林が多い。

〔は〕

バイオディーゼル燃料

BDF(ビーディーエフ)の項目を参照

バイオマス

バイオマスとは、動植物資源とこれを起源とする廃棄物の総称で、バイオマスを原料にしたエネルギーがバイオマスエネルギーであり、地球規模でみてCO₂ バランスを壊さない(カーボンニュートラル)、持続性のあるエネルギーである。

ばいじん

大気汚染防止法では「燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するもの」と定義されており、具体的にはすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう(煤塵)。無機及び有機物質並びに各種金属等が含まれる。

バックテスト

水質の簡易測定を行う道具。薬品が入ったポリチューブに水を吸い込み、指定時間後に水の変色を標準色と比べて水質の濃度とするもの。

[ひ]

PM_{2.5}

微小粒子状物質(PM_{2.5})の項目を参照のこと

BOD

生物学的化学酸素要求量の項目を参照

pg-TEQ(ピコグラム-TEQ)

ダイオキシン類の濃度単位として使用する。pgは1兆分の1gのこと。ダイオキシン類のうちもっとも毒性の強い2,3,7,8-TCDD(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンのひとつ)を1として、他のダイオキシン類に毒性の強さに応じて係数をかけ、それらを足し合わせて、ダイオキシン類の濃度として表す。

微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう(粒径2.5μm以下の微小粒子状物質)。PM_{2.5}は、直接発生源から排出される一次粒子及び大気中でガス成分(VOC、NO_x、SO_x等)が光化学反応等を起こし生成する二次粒子に分類される。黄砂や火山灰などの自然起源の粒子にはPM_{2.5}より大きな粒径のものが多く含まれる→浮遊粒子状物質(SPM)の項も参照

BDF(ビーディーエフ)

BDF(バイオ・ディーゼル・燃料)とは、ごみとして

捨てられていた使用済みの天ぷら油(植物性食用油)を精製加工し、ディーゼル燃料や発電燃料として再利用されている燃料。

PDCA(ピーディーシーエー)サイクル

Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検)、Action(見直し)を一体として行うことにより、継続的な向上を図る手法。「環境マネジメントシステム(EMS)」の基本的な考え方となっている。

ppm(ピーピーエム)

100万分の1を表す単位。濃度や含有率を示す容量比、重量比のこと。1ppmは0.0001%と同じ。1立方メートルの大気中に1立方センチメートルの汚染物質があると1ppmになる。

ppmC(ピーピーエムシー)

メタン以外の炭化水素の炭素濃度を、メタン中の炭素濃度に換算して、100万分の1で表した単位。

非メタン炭化水素

メタンを除いた炭化水素(炭素原子と水素原子だけでできた化合物の総称)の総称。光化学オキシダント発生の原因となる。

[ふ]

風致

自然の風景などの持つおもむき、味わい。

フードマイレージ

生産地から食卓までの距離が短い食料を食べた方が輸送に伴う環境への負荷が少ないであろうという仮説を前提として考え出されたもの。具体的には、輸入相手国からの輸入量と距離(国内輸送を含まず)を乗じて数値化し、この値が大きいほど地球環境への負荷が大きいこととなる。

富栄養化

湖沼や内湾などの閉鎖性の強い水域は窒素、リンなどの栄養塩類が滞留しやすく、太陽光線を受けて単細胞の藻類や植物プランクトンが増殖する。栄養塩類の濃度が高い状態になることを富栄養化という。

浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、その粒の直径が0.01mm以下のものをいう。大きさが非常に小さいため、軽く、すぐには落下せず大気中を浮遊する。工場・事業場、自動車、船舶などで使われる燃料が燃

用語の解説

焼する過程で、すす等として発生するほか、自動車の走行によって地上から舞い上がることもある。一方、自然界でも、黄砂や火山灰等により発生する。

0.01mm 以下の粒子は呼吸により鼻から入った場合、気管まで入りやすい。特に 0.001mm 以下の粒子に関しては気道や肺内に付着しやすく、呼吸器疾患の原因になる。

【へ】

ベンゼン

特徴的な臭気のある無色透明な液体で揮発性や引火性が高く、取扱には注意が必要である。さまざまな化学物質の原料として多方面の分野で使われており、ガソリンなどに含まれている。

【め】

面的評価

道路に面する地域の環境基準達成状況を評価する方法。道路を一定区間ごとに区切り、その区間内の代表地点で騒音測定を行い、その結果を用いて区間内の道路端から 50mにあるすべての住居等について等価騒音レベルを推計することにより環境基準の達成状況を把握するもの。

【ゆ】

有害大気汚染物質

従来の硫黄酸化物などの大気汚染物質のような急性毒性はないものの、微量でも継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれのある物質で、ばいじん以外のばい煙及び特定粉じんを除いたもの。

有害大気汚染物質に該当する可能性のある 234 物質のうち 22 物質が、優先取組物質として指定されている。特にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの 4 物質については、早急な抑制の必要があり、環境基準が定められている。

【よ】

要請限度

要請限度とは、道路交通振動がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が道路管理者に振動防止のための道路の修繕等の措置を要請し、又は県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度をいう。

【り】

リターナブルびん

回収して何度も再使用するびん。あきびんを回収後、洗浄し、再び中身を詰めて出荷される。びんのままで再使用されるので、廃棄物にならないだけでなく、原料としてリサイクルするより環境に与える負荷が少ない。

昔から、一升びんやビールびん、牛乳びんなど多くのリターナブルびんが使われてきたが、近年では、利便性に優れたペットボトルや紙容器におされて、使用割合が下がっている。このため軽量化や規格の統一によって、リターナブルびんの普及推進が行われている。

【れ】

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のこと。

絶滅の危機にある野生生物の現状を的確に把握するために、地方自治体・国・団体等によって作成されている。

表紙について

解 説



「この中で外来生物はどれかな?」、答えは「全部」です。

子どもの頃、首飾りやかんむりを作った経験のある方も多いと思われる四葉のクローバーでおなじみのシロツメクサも、秋の夜、街路樹の上で大合唱を繰り広げるアオマツムシも、外国が起源と考えられている外来生物です。このように、我々の身近にも、外来生物が多く存在することを知っていただきたく、平成24年度環境白書の表紙としました。

生物多様性の保全は簡単なことではありません。オオキンケイギクやアライグマ、カミツキガメなどの特定外来生物のように地域の自然環境に大きな影響を与える恐れのあるものも存在します。

また、飼えなくなった生き物をかわいそうだからと自然に放したり、自然をより豊かにしようと生き物を移植したり、良かれと思って行ったことが、却って地域の自然に悪い影響を与えてしまうこともあります。

地球上の生き物がバラエティに富み、複雑で多様に繋がっているからこそ、そこから多くの恵みが生み出され、私たち人もその恵みにより暮らしていくことができるのです。この自然からのさまざまな恵みを失うことなく、次の世代へ引き継いでいくため、我々は、身近な自然とのふれあい、自然を守る行動をし、その大切さを周りの人々にも伝えていくことが必要だと考えています。

この環境白書について、また、倉敷の環境について、ご意見ご感想等がございましたら下記へお寄せください。

倉敷市 環境リサイクル局 環境政策部 環境政策課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL (086)426-3391 FAX (086)426-6050

E-mail eptc@city.kurashiki.okayama.jp

URL <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansei>

地球のいのち、つないでいこう

生物多様性

平成 24 年度版「倉敷の環境白書」

平成 25 年 1 月 発行

編集・発行 倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL (086)426-3391 FAX (086)426-6050

E-mail eptc@city.kurashiki.okayama.jp

